

第 2 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成20年 6 月 25 日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成20年6月25日（水曜日）

午前10時3分開議

午後1時32分休憩

午後2時9分開議

午後3時52分休憩

午後3時59分開議

午後4時0分閉会

本日の会議に付した事件

平成20年度主要事業等説明

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補  
正予算(第1号)議案第8号 熊本県医師修学資金貸与条例  
の制定について報告第1号 平成19年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告についてのうち閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

- ①健康福祉部における平成19年度の行財政改革の取組みについて
- ②「こうのとりのゆりかご」について
- ③病院開設に係る中止勧告無効等確認請求控訴事件の判決について
- ④後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の施行状況について
- ⑤微量採血用穿刺(せんし)器具の不適切使用に関する実態調査等について
- ⑥熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について
- ⑦病院局における平成19年度の行財政改革の取組みについて
- ⑧微量採血用穿刺(せんし)器具等の取扱いについて
- ⑨環境生活部における平成19年度の行財政改革の取組みについて

⑩平成19年度ダイオキシン類の環境調査結果・法定自己検査結果及び行政検査について

⑪平成19年度環境ホルモン調査結果について

⑫「水俣病環境対策基本方針」に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋め立て地の点検・調査結果(平成19年度)について

⑬熊本地域地下水総合保全管理計画(次期計画)案の骨子について

⑭南関町の工場から重油が漏えいした事故について

⑮水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長	重村	栄
副委員長	小早川	宗弘
委員	中原	隆博
委員	平野	みどり
委員	大西	一史
委員	城下	広作
委員	船田	公子
委員	山口	ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝	敏郎
次長	林田	直志
次長	坂田	正充
次長	東	明正

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長	岡村	範明
社会福祉課長	坂田	憲久
少子化対策課長	吉田	勝也

高齢者支援総室長 岩 田 宣 行  
 高齢者支援総室副総室長 江 口 満  
 高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之  
 障害者支援総室長 前 田 博  
 障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治  
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典  
 医療政策総室長 高 橋 雄 二  
 医療政策総室副総室長 末 廣 正 男  
 首席医療審議員兼  
 健康づくり推進課長 中 田 榮 治  
 健康危機管理課長 牧 野 俊 彦  
 薬務衛生課長 木 下 政 治  
 環境生活部  
 部 長 村 田 信 一  
 次 長 江 副 健 二  
 次 長 駒 崎 照 雄  
 次 長 中 山 寛  
 環境政策課長 植木野 史 貴  
 環境政策監兼  
 環境立県推進室長 森 永 政 英  
 環境保全課長 福 留 清 秀  
 水環境課長 小 嶋 一 誠  
 自然保護課長 久 保 尋 歳  
 廃棄物対策課長 山 本 理  
 廃棄物公共関与政策監兼  
 公共関与推進室長 山 口 洋 一  
 首席環境生活審議員兼  
 水俣病保健課長 谷 崎 淳 一  
 水俣病審査課長 田 中 彰 治  
 食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子  
 消費生活政策監兼  
 消費生活センター長 辻 本 英 子  
 交通・くらし安全課長 高 野 利 文  
 人権同和対策課長 佐 藤 幸 男  
 人権センター長 福 岡 耕 治  
 病院局  
 病院事業管理者 若 本 隆 治  
 総務経営課長 向 井 康 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英  
 政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時3分開議

○重村栄委員長 それでは、ただいまより第2回厚生常任委員会を開会いたします。

第1回の委員会では、議案関係者のみの幹部紹介をいただきましたが、改めまして、執行部の幹部職員の紹介をお願いいたします。紹介は課長以上をお願いいたします。

なお、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の役付名簿のとおりであります。

それでは、健康福祉部、環境生活部、病院局の順でお願いをいたします。

(健康福祉部長～薬務衛生課長、環境生活部長～人権センター長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介)

○重村栄委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今から執行部からの主要事業につきましても説明及び本委員会に付託されました議案等について審査を行います。健康福祉部、環境生活部、病院局とも相当の事務量がありますので、健康福祉部及び病院局と環境生活部を分けて行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、時間配分の都合上、健康福祉部及び病院局から先に行いますので、環境生活部の関係者はひとまず退席をお願いいたします。

(環境生活部関係者退席及び健康福祉部、病院局関係者配席調整)

○重村栄委員長 では、始めますが、質疑は、主要事業等及び付託された議案等について説明を受けた後、一括して受けたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それではまず、健康福祉部長から総括説明を行っていただき、続いて、担当課長から資料に従って説明をお願いいたします。

どうぞ、健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 平成20年度の健康福祉部の概要につきまして御説明を申し上げます。

健康福祉部は、より一層生活者の視点を重視し、子供たちが健やかに育ち、高齢になっても障害があっても、その人らしく住みなれた家や地域で暮らしていけるよう、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの課題に対応し、また、地域の実情に即したサービスが受けられるよう、保健、医療、福祉を総合的に推進してまいります。

また、県民幸福量（GNH）の最大化を図っていくための大きな一翼を担っており、長寿を恐れない、長寿を心から喜び楽しめる社会づくり、また、住みやすさ日本一を目指し、福祉の原点である人間の尊厳の尊重を基本に、できるだけ現場や地域に足を運びながら、後世からも評価されるよう、県民の方々と協働して、また、部職員が力を合わせて取り組んでまいります。

まず、平成20年度当初予算でございますが、一般会計で総額1,039億4,000万円余を計上いたしております。

その施策の主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進については、熊本発の福祉モデルとして全国からも注目を集めつつある地域の福祉拠点としての地域の縁がわづくり等を、また、創意と工夫を凝らした民間団体等の福祉活動を支援、促進する地域共生くまもとづくり事業等の推進を図ってまいります。

なお、近年増加しつつある生活困窮者については、福祉事務所や民生委員等関係機関の

連携強化によるきめ細やかな相談対応等を行うとともに、生活保護受給者については、自立支援プログラムの策定、活用により就労等の支援を行ってまいります。

次に、少子化対策については、子育て支援にかかわる人材の育成や団体等のネットワークの構築、さらには企業等における子育て支援を推進するなど、県民ぐるみの子育て応援団づくりに取り組んでまいります。

また、地域子育て支援拠点づくりや病児・病後児保育の再編、充実など、地域ニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

なお、児童虐待の防止については、児童相談所を核として、発生予防から早期発見、早期対応、子供の自立支援まで、切れ目のない支援に努めてまいります。

さらに、熊本市が平成22年度に児童相談所の設置を予定していることを踏まえ、部内に児童相談所のあり方検討会を設置して、年度末を目途に職員配置のあり方等について総合的に検討してまいります。

次に、高齢者対策については、県民一人一人ができるだけ病気や介護が必要な状態にならずに、生きがいを持ちながら、自立して長寿を全うすることができるよう、介護予防や健康長寿づくりに取り組むとともに、介護が必要になった場合でも、できるだけ住みなれた地域で介護が受けられ安心して暮らすことができるよう、多様なサービスの提供に努めてまいります。

また、本年度中に第4期高齢者かがやきプランの策定を行い、来年度以降の高齢者支援の方向性や主要施策等を定めることとしております。

次に、障害者支援については、平成21年4月に障害者自立支援法が見直しをされるまでの間、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して、市町村や事業者への緊急支援を実施します。また、市町村と連携しながら、障害

者自立支援法に基づく第2期障がい福祉計画の策定を行い、各種サービスの必要量の確保、基盤の計画的な整備に努めてまいります。

また、自殺対策については、広報活動に取り組むとともに、自殺者遺族の支援体制の整備や相談スタッフの充実を図ってまいります。

次に、医師確保対策については、地域における医師偏在の改善を図るため、医療対策協議会の運営、女性医師就業支援等の総合的な医師確保対策に取り組んでまいります。市内に医師確保推進プロジェクトチームを設置するとともに、地域ごとに、関係者の意見を伺いながら、地域の実情に応じた取り組みを推進してまいります。

次に、小児医療対策については、救急医療拠点病院の運営支援や小児救急の医師研修事業、夜間の子供の急な病気に対する不安解消を図るシャープ8000番による電話相談事業の実施及び地域の小児医療の提供体制の具体的な検討等に取り組んでまいります。

次に、健康づくりの推進については、熊本県健康増進計画に基づき、子供から高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、健康寿命を延ばすため、メタボリックシンドローム予防のため、総合的な生活習慣病対策を推進してまいります。

次に、周産期の母子医療対策については、新生児集中治療管理室(NICU)病床数の不足、低出生体重児が増加傾向にあるといった現状を踏まえ、昨年度実施した早産予防対策事業の成果と課題を検証し、早産そのものを減少させる妊娠管理の取り組みが県内の保健・医療機関に広がるよう努めてまいります。

最後に、感染症対策については、発生が懸念されている新型インフルエンザ対策として、これまで行動計画の策定、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等に取り組んできましたが、引き続き、発生時における緊急医療体

制の整備等に取り組んでまいります。

また、肝炎対策として、肝炎の早期発見や治療が必要な肝炎患者に対して良質かつ適切な医療を提供するため、肝炎患者に対する治療費の助成や肝炎ウイルス検査等に取り組んでまいります。

次に、平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、これは母子寡婦福祉資金の貸付金でございます、1億100万円余を計上しております。

以上、健康福祉部の平成20年度当初予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,040億4,200万円余となっております。

次に、本議会に提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係1議案、報告1議案の3議案であります。

まず、第1号議案の平成20年度熊本県一般会計補正予算でございますが、今回お願いしております補正予算の総額は17億1,400万円余の増額であります。

その主な内容について御説明申し上げます。

高齢者の健康の保持、増進、社会参加を目的として、平成23年度に開催する第24回全国健康福祉祭熊本大会(ねんりんピック熊本2011)仮称でございますけれども、の準備に着手することとしております。

また、福祉、医療の充実を図るため、病院や診療所が医療療養病床を老人保健施設などに転換する取り組みを支援してまいります。

さらに、深刻な医師不足に対応するため、女性医師の就業継続支援策として、自治体病院内保育所設置への助成制度を創設するとともに、地域医療を担う医師の養成確保を目的として、熊本大学に地域医療学寄附講座を開設することとしております。

また、子育て支援を充実するため、小児救急電話相談事業、シャープ8000番を拡充する

とともに、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化や、放課後児童クラブにおいて長期休暇期間中の長時間開所、あるいは障害児受け入れ体制の強化に取り組む市町村を支援してまいります。

さらに、熊本県子ども輝き条例に定める毎月15日の「肥後っ子の日」を広く県民に周知してまいります。

また、障害者自立支援法の緊急措置への対応として、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して、障害者の方々の就労支援や、良質なサービスを確保するための事業者に対する経営基盤の強化などに取り組んでまいります。

さらに、高次脳機能障害者に対し相談支援体制の整備を図るなど、支援の充実に努めてまいります。

これらによりまして、健康福祉部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,057億5,700万円余となります。

次に、第8号議案の熊本県医師修学資金貸与条例の制定についてでございます。

医師不足は本県においても大きな課題になっておりますが、県と熊本大学で医学部定員の5名増について合意したことから、県が指定する病院等で一定期間従事することを返還免除の条件とする奨学金制度を創設することとし、条例を制定するものでございます。

次に、報告第1号の平成19年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、老人福祉施設整備事業費について、総額9,300万円余を繰越明許費として、平成19年度から平成20年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、健康福祉部における平成19年度の実行財政改革の取り組みについてなど、6件について御報告させていただくこととしております。

この中で、採血ホルダーの使用については、保健所において不適切な使用がありましたの

で、二度とこのようなことがないように徹底してまいります。

以上が今回提案しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

引き続き各課長から説明をお願いいたしますが、説明は座ったままで結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の資料の主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

まず、地域福祉の推進でございますが、県民だれもが安心して暮らせるようなまちづくり活動が、それぞれの地域の状況に応じまして進められるよう支援してまいります。

具体的には、平成16年に策定をいたしました地域福祉支援計画に基づきまして、市町村、それから民間団体の地域福祉に係る先進的な取り組みを支援していくこととしております。

具体的には、3ページにかけまして9つ挙げておりますが、主なものを御説明申し上げます。

2番目の地域の縁がわづくり推進事業でございますが、地域住民だれもがいつでも集える地域福祉の拠点づくりを行うものでございまして、ハードを中心とした補助として、1カ所当たり200万円を限度といたしまして、20カ所程度の整備を予定しております。また、今年度は、今回の補正でお願いしておりますけれども、この事業の立ち上げの支援に力を入れてまいります。

それから、3番の地域の結びづくり推進事業でございますが、身近な地域で、住民が支

えたり支えられたりしている小地域ネットワーク活動の充実、推進を図ってまいります。

4番目の地域のちからおこし事業につきましては、今回の補正でお願いしておりますが、福祉のまちづくりにおきます若手リーダーの養成等に取り組んでまいります。

5番目の地域共生くまもとづくり事業でございますが、引き続き、創意と工夫を凝らした民間団体の地域福祉活動を支援、促進してまいります。

3ページをお願いいたします。

7番目の日常生活自立支援事業でございますが、市町村社協が実施をいたします、認知症高齢者など、判断能力が十分でない方が福祉サービスを利用される際の援助や日常的な金銭管理等を支援してまいります。

次に、項目、2つ目でございますが、やさしいまちづくりの推進の関係でございます。説明欄2のやさしいまちづくり普及啓発事業におきましては、障害者用駐車場の適正利用を図るために、ことし1月から運用開始いたしましたハートフルパス制度の普及、啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

それからもう1つ、6月補正関係でございますが、厚生常任委員会説明資料の方をお願い申し上げます。

2ページでございます。

まず、右の説明欄の1. 民生委員費でございます。

県内の民生委員に対します報酬等につきましては、当初予算で計上をさせていただいておりますが、今回、56万円の補正をお願いしております。これは、各地区の民生委員児童委員協議会が行います各種特色ある取り組みを支援するための経費でございます。

次に、2の(1)地域の縁がわづくり推進事業の200万円でございますが、地域の縁がわの立ち上げや運営に関する相談、支援体制を強化いたしまして、地域の縁がわの普及、推

進を図るための経費でございます。

最後に、(2)の地域のちからおこし事業でございますが、地域福祉の担い手が高齢化しているということを受けまして、これからの地域福祉の担い手であります若年層の人材を開拓、養成いたしまして、地域のパワーアップを図ることを目的といたしまして、福祉のまちづくり若手リーダー養成塾を開催いたします。そのための経費として61万円の補正をお願いするものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

主要事業、新規事業の方に戻っていただきます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、生活保護関係でございますけれども、1の生活保護の現状ですが、右側の備考欄に保護の推移を挙げております。ここ10年来、保護人員、保護率とも増加傾向にございます。本県の保護率は9.06パーミル、千分比でございますけれども、全国平均の12.1パーミルよりは低いものの、高齢化の進展あるいは地域経済の低迷等の影響により、今後とも増加するものというふうに考えております。

2の主な取り組みでございますけれども、生活保護をめぐる問題、全国的にいろいろ発生し、報道等もなされております。真に必要なとされる方が適切に保護されない、あるいはまた、不正受給、職員の不祥事等も見られております。今後とも、各福祉事務所に対します指導、監査などを通して、制度運営の適正化に努めてまいります。

また、一方の柱でございます自立助長への取り組みでございますけれども、各福祉事務所ですら就労等初め自立支援プログラムを導入し、保護世帯の自立を促進しておりますけれども、さらに効果を高めてまいりたいと考えております。

5 ページをお願いいたします。

援護関係でございます。

1 の帰国者援護でございますけれども、中国からの帰国者、いわゆる残留邦人でございます。これに対します国の新たな支援策が講じられております。老齢基礎年金の満額支給、あるいは年金を補完する生活支援給付、さらには生活面の相談や支援に当たる支援相談員の配置等により、帰国者が地域で安心して暮らせるように努めてまいりたいと思います。

それから、2 番目の引揚者住宅の整備でございます。

戦後、海外からの引揚者等に対します住宅の確保というようなことで、県で引揚者援護住宅を建てております。大江2丁目にあります山の上団地について、築後45年を経て老朽化が著しいというようなことで、現在、土木の方で建てかえを進めているところでございます。

次に、社会福祉施設等の指導監査でございます。

私どもで、社会福祉法人あるいは施設の適切な運営を確保するため、全法人施設を対象に、実地に指導監査を行っております。今年度も計画的に行う予定でございます。

なお、今年度より、指導監査の結果につきまして、指摘内容、改善状況等を県のホームページで公表することにいたしております。

次に、6 月補正関係でございます。

資料の3 ページでございます。

遺家族等援護費でございます。464万7,000 円の増額補正をお願いいたしております。

内容は、英霊を慰霊顕彰するために実施いたします県戦没者追悼式に要する経費、あるいは遺族の方々が全国の追悼式、沖縄戦没者慰霊祭、あるいは海外慰霊巡拝へ参加する際の旅費等の一部を助成するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

まず、平成20年度主要事業及び新規事業を御説明申し上げます。

資料の6 ページをお願いいたします。

左の項目、次世代育成支援関係のうち、1 番、次世代育成支援行動計画バックアップ事業は、計画の着実な推進を図る事業でございます。本年度は、特に、後期計画の策定に向けて基礎調査を実施することとしております。

2 番の地域における子育て支援推進事業は、地域ぐるみで子育てを支援するため、人材育成、ネットワークの形成を図る事業で、標記のような事業を実施してまいります。

3 番、子育てポジティブキャンペーン、これは、地域や社会全体で子育てを支える意識を醸成するため、県民向けのイベントなどを実施するものでございます。

4 番、肥後っ子の日推進事業、これは、子ども輝き条例に定めます毎月15日の「肥後っ子の日」を広く県民の方々に目に見える形で周知していくための事業でございます。6 月補正でも御審議をお願いしております。

5 番、すこやか親育ちサポート事業は、妊娠や出産前後の時期に着目した母親の支援策として、産後うつ等の早期発見、さらには、予防プログラムの実施などの取り組みを行うものでございます。

6 番の児童健全育成事業、これは、共働きで、平日、小学校の授業終了後など、保護者がいない家庭の子供を対象にする放課後児童クラブ、この事業を実施する市町村に対する補助でございます。本年度は、特に、障害児の受け入れ体制充実、あるいは夏休み等の長時間開所の加算を行うこととしております。

6 月の補正の方でお願いしております。

次の項目、保育サービスの関係でございますが、1 番、私立保育所運営費負担は、市町

村が支弁する私立保育所に係る運営費の一部を負担するものでございます。

2番の特別保育総合推進事業は、保育所におきまして休日保育などを行う場合の補助事業でございます。平成20年度は、病児・病後児保育につきまして、全体の底上げを図るため、国において制度の再編がなされておきまして、補助単価の引き上げも含めた充実がなされております。

3番、多子世帯子育て支援事業、6月補正でもお願いしておりますが、多子世帯の保育料について軽減、無料化を行う市町村への補助でございます。19年度から実施をしております第3子以降の3歳未満児の保育料無料化、これにつきましても継続実施をしております。

8ページをお願いいたします。

4番、保育充実専門研修、保育士の専門性を高める研修を実施するものでございまして、本年度は、カウンセリング研修等を実施してまいります。6月補正でお願いしております。

次の項目、要保護児童対策関係でございます。

2番の子ども虐待防止総合推進事業、児童虐待の早期発見、早期対応を行うための事業で、20年度は、新たに中央児童相談所に里親委託専門職員1名を配置し、里親委託の推進を図ってまいります。

3番、「こうのとりのゆりかご」をめぐる課題の検証事業でございますが、県が事務局となって運営しております検証会議の費用でございます。これにつきましては、後ほど報告事項で状況を御説明申し上げます。

次の項目、ひとり親家庭福祉の推進。

1番、母子家庭等就業・自立支援センター事業、これは、母子家庭の母等に対して就業支援を行うセンター事業を実施する経費でございます。

2番、母子家庭自立支援給付金事業、母子

家庭の母等が、就労と自立のため、講座を受講したり資格を取得する場合に経費を補助するものでございます。

3番、ひとり親家庭医療費助成、ひとり親家庭の医療費の一部を助成する市町村に対する補助でございます。

4番、児童扶養手当支給事業、児童扶養手当の支給に係る経費でございます。

5番の児童手当市町村交付金事業、児童手当を支給する市町村に対する県分の交付金でございます。

6番、ひとり親家庭等日常生活支援事業、これは、ひとり親家庭に生活支援員を派遣する事業を実施する市町村に対する補助でございます。

7番の父子家庭等支援事業、父子家庭を対象に行う相談あるいは交流会の事業への補助でございます。

10ページをお願いいたします。

8番、母子寡婦福祉資金貸付金事業でございますが、母子家庭の修学資金などの貸し付けを行うものでございます。

9番、母子家庭等自立支援推進事業、17年12月に策定し、終期を迎えます自立促進計画、これに向けた次期計画策定のための経費でございます。

続きまして、6月補正関係で、補正予算の説明資料4ページをお願いいたします。

ここでは、先ほどの新規事業、主要事業として御説明した以外の事業を御説明申し上げます。

右端の説明欄をごらんください。

1番の児童健全育成費のうち、(2)人権・同和教育啓発対策研修費補助308万5,000円、これは、就学前における人権教育、人権啓発のための事業を実施する団体への補助でございます。

5ページをお願いいたします。

(6)放課後児童クラブ施設整備事業5,500万円余、これにつきましては、放課後児童クラ

ブを行うための施設を整備する市町村に対する補助でございまして、本年度予定されております7カ所分を計上しております。

その下のひとり親対策費102万円につきましては、母子寡婦福祉連合会に対する運営費の補助でございます。

さらに、その下の児童福祉施設運営指導費、保育協会団体補助は、県の保育協会への運営費の補助でございます。

以上、課全体としまして、一番下の欄に記載しておりますように、6月補正としまして3億3,900万円余を計上しております。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室で  
ございます。

主要・新規事業資料の11ページをお願いいたします。

主な事業について御説明をさせていただきます。

まず、左の欄の「高齢者かがやきプラン」に関することとございます。

1番の新規事業、高齢化かがやきプラン次期計画策定事業でございまして、これは、ここに書いておりますように、熊本県高齢者の福祉計画、それから介護保険事業支援計画、これをいわゆる高齢者かがやきプランと呼んでおりますが、21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第4期の計画を今年度策定するものでございます。策定に当たりましては、推進部会の御意見、あるいはパブリックコメント等を実施いたしまして、広く県民の方々の御意見をいただきながら策定することとしております。

次に、要介護高齢者に対する取り組みでございまして。

1番の介護給付費県負担金交付事業でございまして。

介護保険給付費として、市町村が給付しますものの、法定の県費負担金を市町村に対し

て交付するものでございます。

12ページをお願いいたします。

一番下の6番でございまして、軽費老人ホーム事務費補助事業でございまして。

ケアハウス等を含めます軽費老人ホームの設置者が利用者の利用料を減免した場合、これに対して県が補助を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

7番の老人福祉施設整備事業でございまして。

計画に基づきまして特別養護老人ホーム等の施設整備を行うものについての補助でございまして、こちらにつきましては6月の補正要求を行っておりますので、事業内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

次に、要介護状態になるおそれが強い高齢者に対する取り組みでございまして。

1番の地域支援事業交付金交付事業でございまして、これは、要介護状態になる前からの予防対策を図るとともに、また、要介護状態になった場合においても地域で自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防を含めた高齢者、その他の家族等に対して総合的に支援する事業でございまして。この市町村が支援実施いたします、これを地域支援事業と呼んでおりますが、これに対して県から交付金を交付するものでございます。

14ページをお願いいたします。

元気な高齢者に対する取り組みでございまして。

1番の明るい長寿社会づくり推進事業でございまして。

財団法人熊本さわやか長寿財団の事業に補助を行うものでございまして、ここに掲げておりますように、高齢者の社会参加活動についての啓発普及、あるいはスポーツ、文化の集いの開催等を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催準備に関する取り組みでございます。

新規事業でございます。全国健康福祉祭開催準備事業でございます。こちらは6月補正要求を行っておりますので、そちらでも触れさせていただきますが、ここの概要に書いておりますように、平成23年度、本県での開催が決定しております第24回の全国健康福祉祭、いわゆるねんりんピック熊本大会につきまして、開催の3年前であります今年度から開催準備に着手するものでございます。

続きまして、6月補正予算について御説明いたします。

委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず最初に、老人福祉費でございます。

右側の説明欄で、ただいま申し上げました高齢者福祉対策費のうちの(3)新規事業の全国健康福祉祭開催準備事業でございますが、この大会開催に向けまして、本年度は、基本構想の策定委員会を設置し、基本構想の策定などの開催準備を行うものでございまして、それに要する経費でございます。

次に、老人福祉施設費でございます。

右側の説明欄で、老人福祉施設整備費、老人福祉施設整備等事業でございますが、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設を整備する社会福祉法人等に対する補助でございます。特別養護老人ホーム3カ所の増築、介護老人保健施設1カ所の創設、養護老人ホーム1カ所の改築でございます。

以上、高齢者支援総室の6月補正予算としまして2億7,500万円余を計上いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

繰越明許費に係る繰越計算書の御報告でございます。

老人福祉施設整備事業費でございますが、これは2月議会で御承認をいただきましたも

のでございまして、1つは、山都町にございます特別養護老人ホーム蘇望苑、もう1カ所は、天草市の養護老人ホーム松風園の増改築につきまして9,396万円の繰り越しが確定しましたので、御報告いたします。

なお、本事業のうち、蘇望苑につきましては4月15日に竣工、松風園につきましては5月30日にそれぞれ竣工し、検査を完了しているところでございます。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

まず、主要事業及び新規事業について御説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

障がい者施策の総合的な推進でございます。

上段の1の第2期障がい福祉計画の策定事業でございます。

障害者自立支援法に基づく計画でございます。県及びそれぞれの市町村で策定をすることとなりますが、県の計画は、市町村の計画を踏まえて策定するということとなります。障害福祉サービスの計画的な整備を目的としたものでございまして、第1期計画が平成18年から20年度まで、第2期計画が平成21年度から23年度ということになりまして、本年度、第2期の計画を策定することといたしております。

次に、リハビリテーション・サービスの充実でございます。

1番の療育体制の整備の発達障害者支援体制整備事業でございます。

発達障害に携わる保健、医療、福祉、教育関係者への研修など、支援体制の充実に取り組むものでございます。

次、17ページをお願いいたします。

地域生活支援サービスの充実でございます。

2の新規事業、高次脳機能障害支援普及事業でございます。

まず、高次脳機能障害についての説明でございますが、疾病や交通事故等によりまして脳に損傷を負い、失語症や記憶障害などの障害を生じるものでございます。外見ではわかりにくく、周囲から誤解を受けることもあり、理解の促進や、医師会との連携によりまして相談体制の整備等に取り組むことといたしております。

次に、3番の地域自殺対策推進事業でございます。

毎年、全国で3万人、熊本県でも500人前後の方が自殺で亡くなっております。自殺の防止や遺族の方々に対する支援などに取り組むことといたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

障がい者を取り巻く環境への働きかけでございます。

上段のくまもとハートウイーク開催事業でございます。

障害に対する理解の促進を図るため、12月3日から9日までの障害者週間を中心に、県民に対して啓発活動を行うものでございます。

次、障害者自立支援法の円滑施行でございます。

1の(1)事業運営円滑化事業でございます。

自立支援法の施行に伴いまして、サービス事業者への報酬が月単位から日払い方式に変更されました。その結果、事業者収入が減少となり、サービスの質の確保等を図る観点から、事業者に対して、自立支援法移行直前の収入実績の90%を保障するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

中ほどの(4)新規事業、ケアホームの重度障がい者支援体制強化事業でございます。

重度障害者への適切なサービスを確保するために、事業者に対して事業に要する費用の

一部を助成するものでございます。

次に、(5)の就労支援事業移行初期支援強化事業でございます。

ポツが2つございますが、最初のポツでございます。企業が障害者の方々の職場実習を受け入れる場合に、受け入れ環境を整備するための経費として企業に助成を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

上段の(6)新規事業でございます。施設外就労等に対する助成事業でございます。

最初のポツでございますが、施設で働く障害者の方々の一般就労への移行や工賃アップを目指しまして、施設外の一般企業で就労支援を事業者が行った場合に、支援に係る経費を事業者に対して助成するものでございます。

次の黒ポツにつきましては、就労支援の結果、障害者の方が一般就労に結びついた場合に事業者に対して助成を行うものでございます。

次に、6月補正でございます。

7ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の1の(2)の障がい者支援施設工賃アップ推進事業でございます。

福祉施設等で働く障害者の方の工賃をアップするために、施設職員を対象とした経済に関する研修会の開催や製品の開発、販路拡大など、施設の経営能力の向上に取り組む事業でございます。

それから、(3)の新規事業の高次脳機能障害支援普及事業でございますが、主要事業で御説明をさせていただきましたので、省かせていただきたいと思います。

次に、8ページをお願いいたします。

(6)の障害者自立支援法緊急支援事業(県事業分)、それから、(7)同じく緊急支援事業(市町村事業分)でございます。

障害者自立支援法につきましては、利用者負担のあり方などいろいろ課題がございま

て、一昨年の特別対策と平成21年度の制度見直しによって対応されるということとなっておりますが、平成21年度の制度見直しまでには待てず、緊急に対応する必要があるものについて、昨年、国の方から緊急措置が示され、これにより、緊急措置事業を実施することとなったものでございます。

(6)の県事業分につきましては、障害者の方が地域において自立した生活が営めるよう、視覚障害者の方のガイドヘルパーの養成事業や障害者に対する地域の理解を深めるための啓発に要する経費でございます。

(7)の市町村分につきましては、相談支援や児童デイサービス事業の充実を図るための経費でございます。

最後、9ページをお願いいたします。

一番下の欄でございますが、精神保健費1の(2)熊本こころの電話運営補助でございます。

こころの電話につきましては、ボランティアの方々によりまして、年間8,000件を超える電話相談に応じていただいているところでございます。そのボランティアの方々への研修など、事業運営に要する経費の補助でございます。

総額4億858万3,000円の補正でございます。よろしくをお願いいたします。

○高橋医療政策総室長 まず、主要事業及び新規事業の方でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

地域医療対策の1 第5次保健医療計画の推進でございますけれども、19年度に本年度を初年度とする5年間の計画を策定いたしました。今年度から、脳卒中などの4つの疾病、救急医療などの5つの事業についての医療連携体制の構築を中心に組み組んでいくことといたしております。

2の医療安全対策事業、これは、本室内に相談窓口を設置いたしまして、医療に関する

相談、苦情に応じるものでございます。

次の3 医療施設等設備整備費補助は、後ほど補正予算の方で説明させていただきます。

次に、医師確保総合対策では、(1)の医療対策協議会の運営、(2)の女性医師の就業継続支援、(3)のドクターバンクの設置、(4)の臨床研修医の確保、また、本年度からの新規事業として、(5)の自治体病院の院内保育所の設置支援、(6)の地域医療学寄附講座の開設などに組み組んでまいります。また、これらの事業を推進していくために、庁内に医師確保推進プロジェクトチームを設置いたします。

2の自治医科大学運営負担金等でございますけれども、僻地に勤務する医師を養成するため、自治医科大学の運営費を負担するもので、現在、13名の本県出身の学生が学んでおります。卒業後は、県職員として、僻地診療所等で9年間の勤務義務がございます。今年度は、11名を僻地診療所等へ派遣をいたしております。

22ページをお願いいたします。

救急医療対策でございます。

1の救命救急センターの運営は、現在、国立の熊本医療センターと熊本赤十字病院の2カ所の救命救急センターがございますが、日赤の救命救急センターについて補助をいたしております。

2のヘリコプター搭乗医師等の確保、これは、県の防災消防ヘリ「ひばり」に医師等医療従事者が搭乗する際の保険でございます。平成19年度は、「ひばり」の全体の運航回数が245回、うち救急目的が215回、さらに、そのうち141回に医師等が搭乗をいたしております。

3の新規事業、医療機能情報提供事業は、後ほど補正予算の方で説明をさせていただきます。

次に、小児医療対策でございます。

1の小児救急医療拠点病院運営費補助は、24時間365日体制で小児救急患者に対応する3つの拠点病院に対する運営費の補助でございます。

2の小児救急電話相談事業は、後ほど補正予算の方で説明をさせていただきます。

3の小児救急地域医師研修事業は、地域での初期の小児救急医療を補完するため、内科等の先生方に対して小児救急に関する研修を行うものでございます。今年度は、天草地域ほか5圏域で実施予定でございます。

4の小児医療検討事業でございますが、1の小児救急医療拠点病院でカバーされていない県北地域と県南地域について、小児医療の体制づくりについて具体的な検討を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

次に、へき地医療対策でございます。

先ほど説明いたしました自治医大卒医師の派遣のほかに、1のへき地医療施設運営費補助、2の医療機器等の整備に対するへき地医療施設等設備整備費補助を行っております。

次に、看護職員確保対策の1 看護師養成所等運営費補助事業、これは、看護師等養成所や院内保育所を設置している病院に対して、その運営費の補助を行うものでございます。

2の看護師等修学資金貸与事業は、200床未満の医療機関の看護職員の確保を図るため、看護学生に対して修学資金を貸与するものでございます。

3のナースセンター事業は、主に離職中の看護職員の再就職を促進するため、無料職業紹介等を行うものでございます。

4の看護教員等研修事業は、実習施設の指導者や看護師等養成所、大学の教員に対する研修や講習会を実施するものでございます。

5の看護師専門分野育成事業は、熊本大学病院が県のがん診療連携拠点病院に、また、熊本市民病院ほか7病院が地域がん診療連携

拠点病院に指定されておりますことから、がん看護に対応できる専門的知識、技術を身につけた看護師の養成を行うものでございます。

6の新規事業、看護師養成所施設・設備整備事業は、後ほど補正予算の方で説明をさせていただきます。

次に、訪問看護推進対策の在宅緩和ケア推進事業、これは、在宅緩和ケアの提供体制の整備を進めていくため、アドバイザーの派遣、専門研修や啓発事業等を実施するものでございます。

24ページをお願いいたします。

国民健康保険制度安定化対策事業のうち、(1)県調整交付金、これは、各市町村の医療費、災害等の特別の事情などをもとに、医療給付費の7%を交付するものでございます。

(2)の保険基盤安定負担金、これは、低所得世帯の保険料を軽減した場合及び軽減することによる中間所得者層への保険料への影響を緩和するため、県が4分の3、あるいは4分の1を負担するものでございます。

(3)の高額医療費共同事業負担金は、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、県が4分の1を負担するものでございます。

次に、後期高齢者医療給付費県負担金でございます。

75歳以上の高齢者を対象として本年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度の医療費については、国、県、市町村がそれぞれ負担をいたしますが、その12分の1を県が負担するものでございます。

最後の新規事業の療養病床転換助成事業は、後ほど補正予算で説明をさせていただきます。

それでは、補正予算の方でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費、1の衛生諸費、衛生検査所精度管理検査事業は、各臨床検査所

の検体の検査値を施設間、地域間で標準化するなどの精度管理を行うものでございます。

2の(1)の小児医療対策事業の小児救急電話相談事業、いわゆるシャープ8000番でございますけれども、現在、午後7時から11時までの毎日、相談員1人の体制になってございますけれども、相談件数の増加あるいは相談時間の延長等の要望もございますので、相談時間を午前0時まで1時間延長し、さらに、相談員を2人体制に拡充するものでございます。

(2)の新規事業、医療機能情報提供事業は、インターネット等で病院、診療所等の医療機能に関する情報を提供し、病院等の適切な選択を支援するための事業でございます。

(3)の救急医療対策補助事業は、9月9日、これは救急の日と申しますけれども、ここを中心に救急医療に関するシンポジウムの開催など、啓発を行うものでございます。

(4)の医療施設等施設・設備整備費でございますが、本年度は、5施設について医療機器の整備の補助を行う予定にしております。

11ページをお願いいたします。

(5)の医師確保総合対策事業では、新規の事業として、女性医師の就業支援のため、自治体病院の院内保育所設置に対する補助、地域医療を担う医師の養成確保のため、熊本大学医学部に地域医療の寄附講座を開設するものでございます。

(6)の新規事業、療養病床転換助成事業は、医療制度改革の一環でございます療養病床の再編に伴い、病院または診療所が、医療療養病床から老人保健施設などへ転換する際にその費用の一部を助成するものでございます。

次に、医務費の1へき地医療施設・設備整備費補助は、本年度、僻地診療所2カ所、僻地医療拠点病院3病院に補助を行う予定でございます。

次に、2の歯科医療確保対策事業でございますけれども、これは、心身障害児者や休日

の歯科診療の確保を行うためのものでございます。

次に、保健師等指導管理費でございます。

1の新規事業の看護師等養成所施設・設備整備事業は、来年度開設予定の看護師養成所2カ所に対して補助を行うものでございます。

以上、補正予算6億7,430万円余をお願いいたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第8号熊本県医師修学資金貸与条例の制定についてでございます。

19ページにその概要がございます。

地域における医師不足が全国的な課題となっている状況を受けまして、昨年5月に政府・与党によりまして緊急医師確保対策がまとめられ、8月に地域医療に関する関係省庁連絡会議が開催されまして、各都道府県が医師不足地域での勤務を条件とする奨学金を設けること、それから大学医学部が地域医療プログラムを策定することを前提にいたしまして、医学部定員を5名まで増員することが認められたところでございます。

本県といたしましても、熊本大学と協議を進めまして、平成21年度から5名増員することで合意をいたしましたので、本条例案を提案するものでございます。

条例は、全13条から成っております。主な項目といたしましては、第2条に貸与を受ける者の選定、第3条に修学資金の種類を、これは規則で定めること、それから第4条に貸与の方法について規定をいたしております。それから第7条でございますが、返還債務の免除についてでございます。原則として、貸与期間の1.5倍の期間、通常9年間になりますが、知事が指定する病院等で医師業務に従事した場合に返還を免除することになってございます。これは自治医科大学と同様でございます。第8条には、返還となった場合の金額や期限、第9条から12条までは、返還の

猶予、裁量免除などについて規定をいたしております。

施行期日は、平成21年4月1日で、平成21年度の入学者から対象となります。

医療政策総室は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

主要事業、新規事業の25ページをお願いいたします。

熊本県健康増進計画の推進でございます。

平成20年3月、県健康増進計画(第2次くまもと21ヘルスプラン)を策定いたしました。計画に基づき、普及啓発、体制整備を推進してまいります。

健康食生活の推進では、1の②くまもと21食育活動マニュアルの作成と、③地域・職域での普及啓発等として「高齢者と子どもの食育教室」を実施いたします。

歯科保健対策では、2のヘル歯一元気8020推進事業で、歯周病が生活習慣病の危険因子であることの周知と、歯科と医科、医療機関の連携を推進いたします。

周産期医療対策では、周産期医療体制の整備と、26ページになりますが、早産予防対策を実施いたします。

まず、早産予防対策普及啓発事業は、平成19年度、天草地域で実施したモデル事業を県下に普及するための研修等を実施します。

育児支援として、リトルエンジェル支援事業です。極低出生体重児とその親を対象とした育児支援であります。今年度、新規として、フォローアップ健診を予定いたしております。

小児に対する医療給付です。

未熟児養育医療、自立支援医療、小児慢性特定疾患治療研究事業は、法律に基づく直接県民に対する助成事業です。乳幼児医療費助成事業は、単県の市町村に対する補助事業で

す。

母性保健として、不妊対策と女性のケア事業がございます。不妊対策には、専門相談事業と治療助成事業がございます。

27ページ、お願いいたします。

女性のケア事業は、妊娠葛藤への相談事業と思春期健康教育事業がございます。熊本大学医学部に委託して、高校生を対象に仲間教育を実施いたします。

難病対策でございます。

1の特定疾患治療研究事業は、患者一部負担額を除き、医療費を公費負担するものです。2の難病特別対策推進事業は、重症患者の入院施設確保と難病患者の地域支援対策を図るものです。3の難病相談・支援センター事業は、患者、家族等の日常生活における相談等を実施するものです。

がん対策ですが、平成19年11月に策定しました熊本県がん対策推進計画に基づき、がん医療の均てん化等を推進することといたしております。推進事業として、がん診療拠点病院に対する補助等を実施します。

原子爆弾被爆者対策には、健康診断及び健康管理手当等支給と介護保険等利用助成事業がございます。

28ページをお願いいたします。

ハンセン病問題対策ですが、若い世代を中心に普及啓発事業と、回復者の社会復帰の支援としてふるさと事業を実施します。

生活習慣病対策ですが、1のメタボリックシンドローム予防戦略事業として、普及啓発、県民会議の開催、地域・職域連携推進事業を実施します。

④脱！メタボ環境整備事業は、健康づくり応援店の指定拡大を図るものです。

⑤として、本年度から、医療保険者が取り組む特定健診、保健指導の円滑な実施を支援してまいります。

2の特定健康診査等実施事業は、市町村国保が実施する特定健診等に要する経費に対す

る負担です。

子どもの生活習慣病予防対策として、親子健やか生活習慣定着事業は、平成19年度、嘉島町でのモデル事業をベースに、小学生とその親のメタボ予防のための健康学習を普及するための取り組みであります。

健康増進事業の推進であります。今年度から、老人保健事業を引き継ぎ、市町村が実施することになりました。効率的、効果的な事業実施を支援します。

市町村健康増進事業は、市町村が行う健康増進事業に要する経費に対する補助でございます。

続きまして、6月補正分の資料をお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

1の栄養指導対策費の栄養指導対策事業は、食生活改善及び運動の普及啓発を図り、地域住民の食生活改善のため、食生活改善推進員連絡協議会に対する運営費の補助に要する経費でございます。

2の原爆障がい者特別措置費の原爆被害者団体協議会運営費補助は、原子爆弾被爆者の交流集会の開催などに要する経費を熊本県原爆被害者団体協議会等に行うものでございます。

以上、6月補正分147万円を計上いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

主要事業、新規事業の資料29ページをお願いいたします。

健康危機管理対策でございますが、この事業は、健康被害にかかわります健康危機管理体制の日ごろからの連携、訓練等を行う事業でございます。

それから、次の災害救助関係でございますが、これは、大規模災害に対しまして、災害

救助法の適用、そのほか関係法令に基づきまして、災害救助、救援業務を実施することとしております。

なお、先ごろの岩手・宮城内陸地震にしましては、本県のホームページで、岩手県、宮城県の共同募金会等の義援金受け入れ口座の掲載等行いまして、周知を図っております。

次に、感染症対策でございますが、まず、3番でございますけれども、新型インフルエンザ対策、これにつきましては冒頭の部長説明にもございましたが、県内の医療体制の整備とともに、本年度は、流行拡大時の医療従事者のすそ野を広げるため、医療従事者研修会等の開催に取り組むこととしてございます。

それから、4番、マル新としてございます肝炎対策事業でございますが、これは、資料に①②③と書いてございますが、肝炎インターフェロン治療費の助成、それから肝炎ウイルス検査事業に取り組むこととしてございます。

肝炎インターフェロン治療費の助成につきましては、これは、B型、C型の肝炎患者に対しまして、自己負担が大きいとされますインターフェロン治療を受けやすくするというような目的で実施されているものでございます。

それから、飛ばしまして、30ページをぐらんください。

食品の安全確保対策でございますが、昨今、食をめぐる不祥事とか事件の発生を踏まえまして、国民、県民の食の安全に関する関心は非常に高まっております。

県といたしましては、引き続き県内の食の安全確保を図るということを目的といたしまして、資料の1で食品営業者にかかわります監視指導、2番で食品営業者の自主管理の促進、3番で流通しております食品の検査等に

取り組むこととしております。それから4番は、食肉の安全確保関係でございますが、屠畜検査、それから食鳥検査に取り組めますほか、BSEの検査につきましては、一部国庫補助がなくなる部分もございますが、引き続き全頭検査体制を維持するというところで補正をお願いしているところでございます。

最後に、動物の愛護管理でございますが、1番の犬捕獲抑留業務は、狂犬病予防法等に基づきまして、野犬や未係留犬の捕獲、それから保健所に引き取りを求められた犬、猫の引き取り等を行うこととしておりまして、県弘済会に委託して行っているものでございます。

それから、2番の動物愛護管理事業につきましては、動物愛護管理に関する法律などに基づきまして、動物愛護月間事業による普及啓発、それから動物取扱業の登録業務などを実施しております。

それから、2段落目に、またと書いてございますが、平成19年度に県動物愛護管理推進計画を策定いたしました。本年度から取り組みを進めることとしております。

次に、補正予算でございますが、説明資料の13ページをお願いいたします。

6月補正予算といたしまして、総額の668万5,000円増額をお願いしてございます。

右側の説明欄で御説明いたしますが、まず、1番の食品衛生監視費につきましては、手数料の改正に伴います財源更正でございます。特に、製造販売業の許可申請手数料につきまして、前回改定時からの時間経過等踏まえまして、改正を予定してございます。

それから、2番の食品安全確保対策でございますが、マル新となっております。カネミ油症健康実態調査事業でございます。これは、今年度、国からの委託を受けまして、カネミ油症患者さんの御協力を得ながら、健康実態調査を行うというものでございます。

ちなみに、カネミ油症事件と申しますのは、

昭和43年に西日本を中心に発生しましたライスオイルを原因とした食中毒事犯でございます。これにつきまして、昨年、与党・カネミ油症問題対策プロジェクトチームによって検討を行いまして、今回、油症研究に資するというを目的といたしまして、患者さんの健康実態調査が行われるというものでございます。

それから、次の3番の乳肉衛生費でございますが、(1)の畜水産物食品安全対策事業、これにつきましては、手数料の新設に伴います経費の増でございます。対EU諸国、あるいは対中国などに水産物等を輸出する場合に、相手国から輸出の都度衛生証明書を添付することが求められておりまして、その証明業務に関します証明書の交付手数料を受益者負担等の観点から新設を予定しております。

それから、(2)のBSE食肉検査体制整備事業でございますが、これにつきましては、先ほども触れましたように、これまで全額国庫補助で行ってまいりましたBSE検査でございますが、牛の月齢、21月齢未満につきましては、国庫補助が8月以降対象外となるということでございまして、その分を行うための経費でございます。

それから最後に、環境整備費の動物保護管理費でございますが、マル新としてございます。先ほど主要事業のところ若干触れましたように、平成19年度に県動物愛護管理推進計画を策定いたしまして、今年度から取り組みを進めることとしてございますが、まずは保健所で捕獲とか引き取りを行った犬、猫の、できるだけ新しい飼い主とかもとの飼い主へ返すといったことを目的といたしまして、情報提供のためのホームページの作成等を行う経費でございます。

以上で総額668万5,000円の予算となっております。よろしくお願いいたします。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

まず、生活衛生関係営業等の許可指導でございますが、理容、美容、クリーニング、旅館業などの生活衛生関係営業等に対しまして、許可や衛生水準の維持向上のための調査、指導などを行いますとともに、財団法人熊本県生活衛生営業指導センターを通しまして、生活衛生関係営業の経営健全化や振興のための指導、支援等を行ってまいります。

次に、温泉保護行政の推進でございますが、温泉法に基づきまして、資料の①②の掘削申請等につきまして、県の環境審議会温泉部会に諮問いたしまして、適正許可を行いますとともに、主要温泉地の水位や湧出量等調査や温泉資源の実態調査を行いまして、温泉の保護と適正利用を推進してまいります。

また、後ほど補正予算及び報告事項において御説明申し上げますけれども、昨年6月の東京都の温泉施設での爆発事故を教訓といたしまして、温泉法が改正されまして、温泉の安全利用を推進するため、新たに③のとおり、本年8月施行の可燃性天然ガス濃度の確認を泉源ごとに行いますとともに、ガス濃度が基準を超えるものにつきましては、④のとおり、10月施行の温泉採取の許可を指導していくことといたしております。

32ページをお願いいたします。

献血推進対策でございますが、本県の医療に必要な血液確保のため、平成20年度、県献血推進計画を策定し、広く啓発活動を行います。特に、将来の献血を担う若者に向けた啓発を強化いたしますとともに、輸血による副作用を軽減いたしますために、1回の献血で適正な血液量が確保できます400ミリリットー献血、成分献血を推進してまいります。

次に、臓器移植・骨髄移植対策でございま

すが、移植医療を推進するため、角膜や腎臓や骨髄などの提供希望者登録の確保を図りますとともに、病院に配置されました臓器移植コーディネーターの活動を支援し、移植医療の普及推進を行ってまいります。

33ページをお願いいたします。

医薬品・医療機器等の品質保持対策でございますが、まず、そのうち医薬品等監視指導事業といたしまして、県民の生命にかかわります医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器につきまして、製造から販売までの許認可及び監視指導によりまして、製品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また、毒物及び劇物につきましては、販売業者を初め、先般事故がありましたことを教訓にしまして、農家などの業務上取扱者に対しましても適正な保管管理を推進してまいります。

また、医薬品等適正使用推進事業として、医薬品等の副作用情報システムによる情報提供のほか、医薬品や医療機器等の一斉取り締まり等を実施し、県民の健康被害の未然防止に努めますとともに、ジェネリック医薬品についての正しい知識の普及と使用促進に努めてまいります。

34ページをお願いいたします。

最後の薬物乱用防止対策でございますが、青少年によりますシンナーなどの薬物乱用は依然として憂慮すべき状況にありますことから、薬物乱用を許さないくまもとづくりを目指して、各種キャンペーンのほか、薬物乱用防止教室や地域対話集会などを開催し、薬物乱用の危険性、有害性について啓発活動を行いますとともに、指定薬物等の違法なドラッグについても指導、取り締まりを強化してまいります。

次に、補正予算についてでございますが、資料の14ページをお願いいたします。

環境整備費、薬務費について、それぞれ増額補正をお願いしております。

まず、環境整備費で32万円余の増額をお願

いしております。これは、温泉保護対策等事業で説明申し上げましたとおり、温泉法の改正により、新たに知事の許可が必要となった手続がございます。後ほど報告事項でも御説明申し上げますけれども、これらの許可等の事務に要します手数料を徴しますために、熊本県手数料条例の一部改正を予定しております。これに伴って約800万円余の収入増が見込まれ、その証紙売りさばき手数料について増額補正を行いますとともに、財源更正を行うものでございます。

次に、薬務費で90万円の増となっておりますが、これは、県の医薬品等適正使用推進事業を補完いたしますものとして、社団法人熊本県薬剤師会が実施しております県民向けの消費者薬相談窓口、電話ファクス相談及び医療機関や薬局等向けの医薬品等安全性情報提供事業に対する補助に要する経費でございます。

以上、薬務衛生課では、総額122万円余の増額補正でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○重村栄委員長 次は、病院事業管理者から総括説明を受けて、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、病院事業管理者、どうぞ。

○若本病院事業管理者 それでは、病院事業の概要につきまして御説明を申し上げます。

これまで健康福祉部の一出先機関として設置しておりました県立こころの医療センターを、本年4月1日から、その運営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行しまして、業務の執行権、代表権を持った病院事業管理者を配置し、管理者の権限に属する事務を処理するために病院局を設置いたしました。なお、施設の名称は、これまでどおり県立こころの医療センターとなっております。

県立こころの医療センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、県が設置を義務づけられた県立の精神科単科の病院として、処遇の難しい患者等を積極的に引き受けるなど、県内精神科医療のセーフティネットの役割を果たすと同時に、社会復帰活動にも積極的に取り組み、県立病院としての使命、役割を積極的に果たしてきたところでございます。

しかしながら、近年、当センターの医師の退職が続く中で、社会的な医師不足から医師の確保は極めて困難な状況になっていることから、後任の常勤医師の確保ができず、老人治療病棟の休止等の対応を行っており、経営的に厳しいことを見込まれますが、今年度、新たな経営計画を策定し、効率的、効果的な運営を図るとともに、収益の確保と経費の削減等に取り組むこととしております。

以上のとおりであります。事業の詳細につきましても、総務経営課長から御説明いたします。

なお、後ほど総務経営課長から御報告いたしますが、微量採血用穿刺器具及び採血ホルダーの使用に当たり、不適切な対応を行っていたことが確認されました。今後このようなことが二度と起こらないように徹底してまいります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○重村栄委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○向井総務経営課長 主要事業、新規事業の75ページをお願いいたします。

平成20年度の当初予算の総括表でございますが、まず、収益的収支でございますが、収入、支出ともほぼ同額の15億5,000万円余の予算を計上いたしております。

資本的収支につきましては、投資的経費等

に係る分でございますが、収入が1億6,000万円余、支出が2億7,000万円余の予算計上を行っております。

支出が収入を上回っておりますが、下欄の注意書きの3にありますように、企業会計の方式にのっとり、これまで留保してまいりました資金を充当して補てんすることといたしております。

76ページをお願いいたします。

平成20年度の主要な事項でございますが、まず、運営形態の変更についてであります。

今後の県立病院としての使命、役割と経営改善に取り組むため、外部の有識者等14名で構成いたします県立こころの医療センターあり方検討委員会が平成18年3月に設立され、昨年5月に報告がなされました。この中で、運営形態の見直しについても提言がなされましたところでございますが、これを受けまして、これまで財務のみの適用であります地方公営企業法の一部適用から、組織や職員の身分の取り扱いの規定についても適用される全部適用への移行について議会の御承認もいただき、本年4月から全部適用となったところでございます。

これにより、法律に基づく病院事業の業務を執行する病院事業管理者を設置するとともに、その権限に属する事務を処理するための病院局を設置いたしました。

全適になり、経営に関する権限と責任が管理者に付与されましたことによりまして、これまで以上に自主性、機動性が高まり、現場の考えを的確に経営に反映させて、医療の質の維持、向上、あるいは働きがいのある現場につながっていくものと考えております。

次に、77ページをお願いいたします。

経営状況等でございますが、まず、施設等の状況でございますが、病床数200床、現在50床は休止しておりますが、職員数92名の法律に設置が義務づけられた精神科病院でございます。

次に、経営状況についてでございますが、本年3月末で常勤医師7名のうち4名が退職いたしました。後任の常勤医師の確保ができなかったことから、1病棟の休止と外来の抑制を行ってまいりました。この結果、平成20年度の当初予算は、収益的収支の収益につきましては、医業収益が前年度比マイナス22.0%の8億4,000万円余、医業外収益も一般会計からの繰り入れ基準の見直しを行いまして減額を行いましたことから、収益全体でマイナス19.6%の15億5,000万円余となったところでございます。

なお、費用につきましても、病棟の休止等により職員の配転等を行うことなどにより、マイナス19.8%の15億5,000万円余の予算規模となり、収支均衡の予算となったところでございます。

次に、医師確保の状況でございますが、本年度に入りましてから既に、熊本大学、佐賀大学に対しまして、医師の派遣の要請を行いに参りました。しかし、現実的には非常に厳しい状況でございますが、今後も近隣の大学あるいは医療機関に派遣を要請いたしますとともに、現在、熊本大学等から6名の非常勤の医師を派遣していただいております。この非常勤医師の常勤化につきましても積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますが、その中の1名につきまして、7月1日から、常勤の医師として確保することができたところでございます。

以上でございます。

なお、6月補正等の議案はございません。よろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で健康福祉部及び病院局からの説明が終了いたしましたので、主要事業及び議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 例の血糖値のやつは、まだ今後報告の後でやるんでしょう。

○重村栄委員長 後でしょう。報告事項でしょう。

○大西一史委員 それは報告事項の後ということで。

まず、今御説明をいただいた主要事業及びこの予算の中からちょっと質問させていただきたいというふうに思いますが、まず、部長の総括説明の中にもありましたけれども、周産期の母子医療対策、特に、小児科医の不足ということもかなり言われていますけれども、例えば、NICU、新生児集中治療管理室の病床数の不足と、あるいは低出生体重児が増加傾向にあるというようなことを指摘されて、それに対しての取り組みを進めていくということでもありますけれども、そのNICUの病床数の不足というのは大体どの程度ということなのか、そういう現状の認識と、それと、実際に、結局NICUが、例えば熊本市民病院あたりでももう満床で、県外に搬送している事例がたくさんあるというふうに思うんですが、この辺についての県外搬送の数あたりがわかれば、担当の方からちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

NICUの状況等についてのお尋ねで、熊本県、現在、熊本市民病院に15床、福田病院に12床、熊本大学附属病院に6床で、33床。加えまして、熊本赤十字病院で重症の新生児に対応できる病床3床、これを合わせまして、NICU等といたしまして36床がございます。

第5次保健医療計画等でNICUの必要病床数を38床というふうに見込んでおるところでございます、まだ不足状況でございます。

県外搬送の状況につきましては、17年の1月から12月の状況でございます。県外搬送で、母体が27件、新生児が8件ございました。

38床に対しまして36床と。昨年の10月に熊本大学、ことしの4月に福田病院と、ともに3床ずつ増床されまして36床となったところでございますが、引き続き、こういった周産期母子医療センター等につきまして、NICUの増床について働きかけていくということ。もう1つ、NICUの滞留と申しますか、長期に利用されている方がいるということでございます、こういう方々の適切な療養の確保という点で、関係課と協議しながら、このNICUの円滑な病床確保ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○大西一史委員 今のお話だと、市民病院が15床とそれから福田病院が12床、国立病院の6床、あとはプラス、これはNICUというわけではないわけですね、日赤のやつはですね、厳密に言えばね。

○中田健康づくり推進課長 そうです。

○大西一史委員 ということですから、不足はしているという状況なんです、熊本県は、以前もたしか私がお聞きしたところによると、県外搬送の件数も結構あるようですが、27件ですか、さっきね。これは17年の数字であって、直近の数字というのはいないんですかね。

○中田健康づくり推進課長 持ち合わせておりませんが、今後調査してまいりたいと思います。

○大西一史委員 これは報告してください。次の委員会までの間に今の状況というのを。

つまり、熊本でやっぱり乳幼児死亡率が結構高いというような話を聞いています。実は

先進国の中で日本は、この乳幼児死亡率が極めて高いんだということで、トップレベルだそうですね。そういうことを考えると、その中で極めて高いということは、世界でも最も高いのではないかみたいな話が実はあるところで出ておりましたけれども、現在の乳幼児死亡率というのはどうなんですか、全国的に比べてみて、熊本県というのは。

○中田健康づくり推進課長 乳児と新生児の死亡率というのは、全世界に比べて日本はいんだというふうに理解しております。

昨今出ました概数でございますが、乳児死亡率、19年度で、出生1,000に対しまして、全国が2.6、熊本県が2.8ということで、ことは全国よりもやや高い状況でございます。新生児死亡率につきましては、出生1,000に対しまして、19年、国1.3、熊本県1.3と、同率になっております。

つけ加えて申しますと、周産期死亡率、これは、妊娠22週以降出生1週間未満という方々の死亡率、出産1,000に対しまして、全国4.5に対して熊本県は3.7ということで、これは全国でも上位に位置する状況でございます。

○大西一史委員 ということは、熊本県の周産期医療も含めた新生児のそういう救急医療体制というのは、ある程度、功を奏しているから、そういう結果が出ているというふうな認識なんですかね。

○中田健康づくり推進課長 周産期医療対策というのは非常に総合的にとらえておまして、周産期医療体制の整備も、中核でございますNICUの確保に加えまして、緊急事態を減らすというか、出産、妊娠、緊急事態を減らすために、早産予防対策とか、未受診妊婦対策——未受診妊婦というのは非常に早産が多い状況でございます、未受診をいかに減らすかという取り組み、あわせて、出

生されました極低出生体重児に対しまして育成支援を行うという意味で、周産期医療対策を総合的にとらえて推進しているところでございます。

○大西一史委員 いずれにしても、要は、熊本県も含めて日本はそんなにこの乳幼児死亡率が高くないよと、世界的に見てですね。ただ、その先進国で見た中で、実はこの死亡率の考え方も、病気による死亡と、それから外的ないろんな暴行であるとか事件、事故による死亡、アメリカなんかその割合がかなり多いわけですね。ということは、単ににくりに乳幼児死亡率とかということばばつとくるのではなくて、やはり病気であるとか、そういう救急、医療の部分での内容がどうなのかという分析を実はしていただきたいということで、そういうことをちょっと今申し上げたわけでありませう。

その上でやはり計画を立てていかないと、ある程度私たちはどうしても、全国と比較した中で数字を見ると、ちょっと全国平均と同じぐらいだったらいかなかなというようなことをついつい思いがちであります。ただ、現実的には、県外搬送も27件以上もあるという実態、これをどう解消するかというところで私たちは議論をしていかなければならないと思っております。

蒲島知事は、他県と比べるなど、自分の県でどれだけ住み心地がよい、そしてそういう小児救急の安全が図られるかというふうなことも含めて、他県と比べないで、やっぱり熊本独自のそういう対策を打っていくと。

そういう意味では、市民病院や福田病院、いろんな医療機関ほかにもあるでしょうから、こういったところも含めて、どうやったらこういう県外搬送がしなくても済むような体制ができるのかということをご検討していただきたいというふうに思いますので、その点は要望ということで。

また、資料については次回いろいろ詳しくいただければというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません、ちょっと続けて。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 関係することですから。

この予算にも上がっておりますけれども、小児救急電話相談事業、シャープ8000番、利用の相談時間——これは医療政策総室か、拡大するということが282万6,000円、これは要は人を増員するということが、これは補正予算資料の10ページですね。回線の増設ということで1名だったものを2名にすると、そして時間を11時までだったものを12時までにするということでしたが、実際私も初めて使ったんです、1月末に。11時過ぎとった、残念ながら。そのときにはテープが回ってまして、要は、今もう時間を過ぎておりましたので、お急ぎの方は119番に電話をしてくださいというようなことだったんですね。ところが、うちの、たまたま子供がぐあいが悪いということでゲイゲイやとったもんですから電話をして、しかし119番まではなかろうと思って、近くの総合病院の救急外来にお電話をして対応していただいたということなんです、実際に119番にどうぞというのはどうなのかなというのがちょっと正直言って思ったんですね。

というのが、最近やっぱり子供が病気になったときに非常に不安になるわけで、その不安を解消するためにこの小児救急電話相談事業というのはあって、救急車の出動も最低限にこれはやっぱり抑える効果もある意味ではあると、本当に救急性があるかどうかというのを判断するその前の段階の部分で非常にいい効果を与えているというふうに思うんですね。

だから、相談時間の延長ということで12時

まで延長されるということ、これは非常に歓迎すべきことで、回線増設というのもいいんですが、まず、どの程度その利用があつたのかと。それと、この11時以降、どっちかという夜中の方が多いと思うんですね。この辺についてどういう分析をして1時間という数字にされたのか、ちょっと根拠があれば教えていただきたいと思ひます。

○高橋医療政策総室長 まず、利用件数でございまして、平成17年6月1日から開設しておりますけれども、17年度が4,099件でございました。これは1日当たりには直しますと大体13件ぐらいでございました。18年度が、これも1年間になりますけれども、5,677件、1日当たり16件になってございます。それから19年度、これは6,628件で、1日当たり19件ということで、確実にこれは相談件数が伸びているという状況でございまして。

それと、多くなっているということは、それに伴って、いわゆる話し中という場合も多うございますので、今回、そういう意味で2回線にふやそうということにしたところでございまして。

それから、相談の時間帯でございまして、開始の19時から20時までの1時間が、大体全体の3割ぐらいでございまして。それから、次第に時間を追うごとに減ってまいりますが、20時から21時までが大体27%、21時から22時が23%、それから22時から23時が19%というふうになっておりますので、次第にこういうふうには減少しているという状況ではございまして。ただ、それでどのくらいあるかというのは、なかなか今のところ分析がございせんけれども、先生おっしゃるとおり、かなりの件数はあるのかなというふうに思っております。ですから、私どもとしては、24時から翌日の朝の8時までをどうするか、これは一つの課題だというふうに考えているところでございまして。

○大西一史委員 今そういった利用件数は伸びているということですが、大分知られてきたということもあると思うんですね。依然まだ救急にばっと電話をかける方がいらっしやって、直接病院にかける方もいらっしやる、いろいろすると思うんですが、ここでこの相談が充実することというのは非常にプラスに働くというふうに思います、全体的な面ですね。ですから、これは利用状況をもう少し分析をしていただいて、あるいはその12時以降の着信がどのくらいあったのかとか、例えばですね。そういうのも踏まえて、これは24時間とは言いません。ただ、夜中のある程度の時間までは、例えば対応をできるように、そっからは1人にするとか、交代にするとか、これは人手もかかるし予算もかかる話であります、そんなに莫大な予算をかけてやることでもないというふうに思いますので、その点も検討してこれは進めていただきたいということを要望させていただいております。

以上、まずはここで一たん切らせていただきます。

○平野みどり委員 大西委員の質問に関連するところなんですけれども、NICUの問題に関しましては、これは地域間格差があって、本当に必要なところに欲しいんだけど、なかなか医療機関、手を挙げられないような現状があるんだと思うんですね。そういう中で、NICUに結びつかない早産予防ということで、船田委員が質問されていた、これは天草での取り組み、効果が上がったということで、これを全県下に広げていくということはとても重要なと思いますが、まず、今度早産予防のこの天草の場合は、お母さんたちの把握ができていたと思うんですが、都市部とかほかの地域ではなかなか難しいのかなという気もするんですが、まず、全県下

で未受診で出産に至った、一回も医療機関にかかってなくて出産に至ってしまった、早産も月満ちても含めてですが、そういう数というのは把握されていますでしょうか。

○中田健康づくり推進課長 平成18年1月から12月に調査をいたしております。これは、県下84機関に対しまして回答73機関からいただきました。未受診で医療機関にかかった方というのが、24機関に対して36件でございました。また、そのまま分娩に至ったのが23件でございまして、いわばその23件が熊本県の飛び込み出産というふうに……。

○平野みどり委員 思ったより少なかった、もっと多いのかなと思ったんですが。こういった人たちが極低出生体重児を生みやすいような状況、医療機関にかかってなかったわけですから、天草での取り組みの公衆衛生も含めていろんなケアが、母体として産む準備が十分できてなくて出産に至る方たちがNICUに世話にならないといけない状況もあると思うので、そういう部分を減らすというこの取り組みをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

と同時に、NICUの方の、さっき滞留とおっしゃいましたですね。本当だったら家庭の方に復帰されていかれる方がいいのかなという部分あるんだと思いますけれども、なかなか医療的な設備を完備しないといけない状況の中で、おうちというのは厳しいだろうと。そうすると、江津湖療育園とか、そういったケアの必要な子供たちが行く施設なんかの協力も必要かなと思いますが、そこら辺はどういうふうな見通しでおられるんでしょうか。NICUをあかして、本当に必要な人たちをどんどん入れるという意味では、そこは大事だと思いました。

○中田健康づくり推進課長 調査いたしまし

たのは、ことしに入ってからでございます。半年以上NICUに入室されている方の状況を調べましたところ、熊本市民病院に2例ということでございました。そのほかにも、3カ月とか、そういった方々、ちょっと手元には数字がすぐ出ませんけれども、おられる状況がございました。

おっしゃるとおり、江津湖療育園等の活用もございますが、江津湖療育園の方も満床状態が続いているということでございまして、これは、児童福祉、障害児福祉を担当いたします障害者支援総室等といろいろ協議も重ねながら、今後対策をしていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○平野みどり委員 ぜひ、できるだけNICUが必要な人たちにNICUが対応できるように、限られた予算だと思うので、やってください。

○中原隆博委員 久しぶりの厚生常任委員会ということでありまして、過去においてもやりとりがあったかと思うんですけれども、改めてお尋ねをいたします。

その中で、17ページに地域の自殺対策推進事業というのがあるわけなんです、御存じのように交通事故で亡くなる方は大体毎年1万人前後、あるいはそれを割るという中にあって、全国的に見た場合、3万人の自殺者が、その数を減らすことなく毎年同じような傾向が見られていると。先ほど御説明がございましたように、大体500人前後、熊本県内でも自殺なさっている方がいるということで、これは本当過去数年来の数字を見てもほとんど変わらないような形になっているわけですね。

そんな中で、具体的に対策連絡協議会を含めてこの自殺予防教育と、これがほとんど徹底しているならば、年々減少傾向に向かうんじゃないかという気がいたすわけでござい

すけれども、なかなかそう至っていない。社会的ないろんな背景等もあろうかと思えますけれども、具体的にこの支援体制の整備というのをどのようになさっているのか、ちょっと掘り下げたような形での御説明をお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

自殺される方の原因でございますけれども、500名のうちに、大体一番多いのは健康問題で自殺される方が200名を超えるぐらいでございます。その次は経済問題、多重債務だとかそういう経済問題がでございます。その次が家庭の問題、さらに、勤務、職場の環境の問題等がでございます。

予防対策について大きく2つございまして、1つは、原因に対してどう働きかけるかという社会に対しての働きかけと、それから個人に対する働きかけがでございます。原因に対応するということになりますと、例えば経済問題とか多重債務だとかということになりますと、日本全体の産業経済に係るような大きな問題でもございますので、そのあたりはそのあたりとして、国としていろいろ対応する必要があるかと思いますが、職場の問題だとか家庭の問題だとかについては、それぞれが対応できるような状況でございますので、そのあたりについては、企業等への働きかけ等についても実施していく必要があるだろうなというふうに思っております。

それから、もう一方の個人への働きかけでございますが、自殺をされた方の御家族あたりの話を聞いてみると、最近少し変ではあったけれども、自殺するような、そこまであるとは思っていなかったというような発言をよく聞きます。

それで、私どもの方で今自殺予防対策のリーフレットをつくっておりますけれども、自殺の危機を示すサインというのがござい

て、例えば、自分を責めていませんかとか、気分が落ち込んでいませんか、夜ちゃんと眠れますか、食欲がちゃんとございますかというような9項目ぐらいのチェック項目がございまして。こういう症状が2週間以上連続して続くということになれば、うつ症状のおそれがあると。それがさらに進行していくと自殺にまでつながっていってしまうというようなこととございますので、やはりこういう自殺のサイン、危機を県民の方に周知をして、その家庭の身近なところからやはり自殺の予防対策に取り組むことが必要と思っております。

その場合に、やはり相談を受ける窓口等の整備が必要でございますので、今、熊本県におきましては、民間のいのちの電話だとか心の電話とか民間活動がございまして、さらに、県では、精神保健センター、それから各保健所でもそういう悩み事に対応する相談窓口がございまして。さらに、精神科の専門の医療機関がございまして、そういうところにきちんとつなげていくのが肝要かなというふうに思っております。

そのためにも、その地域の、それから家庭の身近な方が自殺のサインを示すような、そういう状況を十分承知して、理解をしていただいて、そういう相談窓口につなげていくというようなことが非常に重要かなというふうに思っているところでございまして、昨年からは、そういう窓口で相談を受ける方々の研修会等も数回研修を実施いたしておまして、その体制を整えるようにしておるところでございます。

○中原隆博委員 今お話がありましたように、さまざまな原因、あるいは状況、背景等があるということはよくわかることなんですけれども、この自殺の予防教育ということを中心に拡大する中で、普通のその精神科の病院の先生方のお話等を聞きますと、もうやは

りこれはなかなか治りにくいと、そういうことで、私たちは、先ほどお話があったように、こころの医療センター、そちらに相談することがあるんですよと、もう県がそういう形でやっておられる中で、赤字であるということはわかるけれども、私たちの民間でやる場合のそれを考えると、とてもじゃないがなかなか難しいと、だから、ぜひこの医療センターあたりで受けてもらうならばと。それを受けかぶったような形で毎年赤字が続いてきたんじゃないかなと、このように理解をいたしております。

その点を含んで、そちらの病院事業の方から何かお話があればお聞かせください。

○向井総務経営課長 ありがとうございます。私の方も大変厳しい患者さんを受け入れておまして、やはり民間からは大変評価をいただいております。

今の自殺予防につきましても、原因の一つに、うつという問題があるかと思いますが、私の方の患者の皆さん方にもそういった方がたくさんいらっしゃいまして、一回一回の一人お一人の診療時間も相当かかっておりますが、一生懸命医師全員で対応しているというところでございます。

私の方の常勤医師の一人も、この自殺対策に対して、熊本大学、あるいは県と、あるいは学園大と一緒に今研究も始めておりますし、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 やっぱいろんな民間のそういった病院関係とも連携をとりながら、やはりその受け皿づくりといいますか、そういうことも含めて本当頑張っていたきたい、これは要望という形でお願いしておきます。

以上です。

○山口ゆたか委員 今の地域自殺対策推進事

業に関連して。

先ほどの説明においては、健康面の説明がなかったように思います。もうちょっと掘り下げて教えとってもらえんかなと。健康面を害したときの要因があると言われましたので。

○前田障害者支援総室長 例えば、難病だとか、それから事故等で重大な疾病を抱えられたような場合とか、それから多重債務だとか、そういう経済的な面から追い詰められて精神の病に至ってということで先ほどちょっと話がございます、全体の自殺の直接の原因のうつ病というのが2割ぐらいあるんですけども、そのうつ病の原因をたどっていくと、それが、例えば、高齢者のひとり暮らしで、孤立した生活の中らうつ病に陥っただとか、多重債務、経済的な問題が高じてということで、追い詰められて最終的に心の病になって自殺につながったというのが一番多い、そういう状況でございました。

○山口ゆたか委員 うつという状態に陥る前に、一つの健康を害した事例として、更年期というやっぱり症状があると思うんですよね。個人的には、医療機関において本当にそういった対処がなされていれば、ひよっとしたら、うつに陥ることはあっても、自殺を予防することはかなりできるんじゃないかというふうに個人的には思われて、その啓発というか、そういった対策を打てないかなというのが個人的にあります。

私の周りでも、かなりそういった悲しい事例をお聞きしたもんですから、まずは、うつという前に更年期という前段階があることが多くございますので、そのことも視野に入れながら、もうちょっと医療機関等で協議しつつ、そういうことをつくり上げてもらえんかなと、これも要望しておきます。

○前田障害者支援総室長 自殺なされた方について精神科の病院等を通じてアンケート調査をいたしましたけれども、自殺なされた方が精神科の医療機関にかかった例というのは10数%しかございません。ほとんどの方が精神科の医療にかかっていらっしやらない状況があります。非常にハードルが高いというのがございます。

1つは、精神科の病院でちゃんと適切な治療が受けられる、相談が受けられるということを広報していく必要もございますが、もう一つは、大半の方が一般の医療機関にかかって、そして適切な治療が受けられないままというのがございますので、今検討しているところでございますが、精神科の医療機関とそれから内科の医療機関の先生方で勉強会を開催いたしまして、通常の内科学の医療機関においてもそういう心のケアができるような、支援ができるような体制を整備したいということで今検討しているところでございます。

○山口ゆたか委員 精神科と内科ということだったですけども、更年期障害においては、それ以外の科目もかなり含まれると思うんですよね。

○前田障害者支援総室長 確かに、地域に精神科の医療機関がほとんどないようなところ、そういう地域もございますので、今内科と言いましたけれども、地域の医療機関でそういうことに相談できるような、更年期障害も含めてそういう障害が、うつ病だとか、それから自殺につながるようなことについての医学的な研修会等も、医師会と連携をして実施をしていこうかというふうに考えているところでございます。

○山口ゆたか委員 今の答弁では、今のところちょっと納得はいかないですけども、今後検討していただいて、一つの要因として私

も聞いたことが複数回ありますので、そのあたりをひとつ新たな考えを持って構築してもらえればなというふうに要望しておきます。

続いてよろしいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○山口ゆたか委員 地域福祉の推進のことについて、健康福祉政策課にお尋ねいたします。

この事業の中で、地域の縁がわづくりの推進事業についてお聞きしたいんですが、もちろん、こういった拠点をつくるときに地域の合意が形成されているんだろうなというふうに思います。そういったことも含めて私の身の周りを考えてみますと、なかなかそういった地域の合意が形成できずに、こういった事業にも取り組めないという事例が多うございまして、県内でハードの整備が20カ所ということで予算計上されておりますけれども、今の拠点づくりを進められる地域の実践的な例をちょっと教えていただけないかなと思って質問させていただきます。

○岡村健康福祉政策課長 地域の縁がわづくりについてのお尋ねでございます。

まず、実践的な例の前でございますが、御心配いただきました地域の御理解の関係の方からちょっとお話しさせていただきますと、昨年度もいろいろ御応募たくさんいただきまして、私どもでその内容等につきまして、ヒアリングといいますか、確認をさせていただく中で、地域住民へのアプローチのやり方がありますとか、あるいは立ち上げに必要ないろんな諸準備といいますか、そういったものがなかなかわからないという方が結構いらっしゃいました。そういった方々にいろんなノウハウをお教えすることによりまして、地域の縁がわという形で成り立つものも結構ございました。その中でも、地域住民の方々との話し合いの機会をいかにして設けていった

らいいのかとかいうようなこともございました。

したがいまして、これまで縁がわを立ち上げていただいている方々の協力、あるいはもちろん地元の社協だとかNPOの団体とか、そういった方々との協力をいただきまして、立ち上げをしようとしている方の支援をやっていこうということで今回補正をお願いしているところでございます。

核となります方々がどうしても必要になりますので、これまでいろいろ地域福祉塾あたりを配させてまいりましたけれども、そういった方々の協力とか、いろんなものを総合的にいただきながら立ち上げというのをやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、具体例ということでのお話ございましたけれども、各地区にいろいろと今縁がわができつつございまして、今106カ所ほどできております。そのうち、私どもの方が補助という形で応援させていただいているのが51カ所ぐらいでございます。私どもの補助、あるいは、みずから立ち上げられた方々の例が幾つかございます。例えば、私どもがよく御紹介しておりますけれども、植木町にございますけれども、ばあちゃんちといいますか、ばあちゃんの家という意味でございますけれども、高齢のおばあさんがひとり暮らしされておまして、そこの古い納屋を改修いたしまして、そこを地域の大きな家ということで位置づけをいたしまして、地域交流サロンを開設されております。

ここの運営主体につきましては、地元の山東保育園というところを経営されておりますところの社会福祉法人でございますけれども、そこを中心といたしまして、若いお母さん、お父さん、子育て相談を初め、いろんな郷土の伝承活動といいますか、そういった交流活動を活発に行っているらしいです。

ほか、たくさん例はございますので。

○山口ゆたか委員 その中で、若手、我々の世代とか、そういった世代が頑張っておられる事例というのはどういった事例がありますか。

○岡村健康福祉政策課長 鹿本に1つございまして、年齢的にはたしか40歳ぐらいの方でございまして、鹿本地域で福祉塾をしたときのメンバーの一人でございます。商工会議所の方でございすけれども、17年に鹿本地域福祉塾をやりましたけれども、その中心メンバーでいらっしやいました。その方が、18年度以降も内容を充実させて取り組むということで、いろんなツアーの企画でありますとか地域福祉活動交流会、そういったものを開催して、今も継続してやっていらっしやいます。ほかにも若い方もいっぱいいらっしやいます。

○平野みどり委員 先ほど自殺の問題で高齢者の方が孤独という話がありましたが、孤独の上に経済的な厳しさというの、昨今格差社会ですし、出てきてますし、医療費等が負担になってきているのもあると思うんですが、社会福祉課にお尋ねします。

生活保護行政の中での保護の推移、本県は9.06%の保護率とございますが、この中の男女の内訳、男性と女性の内訳はおわかりですか。

○坂田社会福祉課長 総数で、19年の7月1日現在でございますけれども、1万6,124名でございます。そのうち、男性の方が6,800名、女性が9,200名という感じでございます。圧倒的に女性の方が多いという割合になっております。

○平野みどり委員 このように女性が圧倒的に多いということは、年金がもらえていない

方とか、再就職が厳しい方とか、高齢者の女性の貧困というのが深刻になっているというのは、さっきの内閣府の調査でもわかったような状況ですが、今後の高齢者計画、介護だけでなく、高齢者福祉ということですので、高齢者計画の中にもこういった実態をぜひ反映させていただいて、直接的な給付ということではできないでしょうけれども、何らかの生活が向上できるような、孤独、そして経済的な貧困という部分で女性が追い詰められないように手だてをしていただきたいなというふうに思っていますが、これは計画の方ですから担当が違うと思いますが、高齢者支援総室の方にお伺いいたします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

今、平野委員からお話しのございました件でございますが、内閣府の方で、男女共同参画関係で、いわゆる高齢者の生活、特に単身の方の生活実態調査があつておまして、詳細は省略いたしますが、やはり高齢者の女性の方、経済的に非常に厳しいと。それは年金の問題もございすが、特に、やはり離別をされた方あたりを中心に非常に厳しいというお話がございます。

最近では、それに加えて、未婚の男性の方も非常に厳しい経済状況に置かれているというふうなことも加わっているようでございますが、いずれにしても、非常にそういった傾向は、これから単身の方がふえていくことは非常に見込まれておりますので、そういう中で、経済問題も含めて非常に深刻になってくるんじゃないかというふうに考えております。

プランの中でどれだけの対応ができるかということは、これからの検討でございますが、例えば、高齢者の方々、特に女性を含めまして就職を希望される方のいわゆる就職のための紹介とか、これは高齢者の無料職業紹介や

っておりますので、そういう中で、今のよう  
な状況を踏まえて何かできないかと、ある  
いは、もう少し幅を広げて、国に対する提言  
であるとか、そういうことも含めて十分そこ  
は検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 主要事業説明資料、29ペー  
ジ、これは健康危機管理課にお尋ねです。

肝炎対策事業ということで、インターフェ  
ロン治療に対する医療費の助成制度というの  
がこの4月から熊本県でも実施をされること  
になったわけですが、——それで、いろ  
いろこれについては、助成をするに当たっ  
て、いろんなハードルといたしますか、受ける  
に当たって、当然この対象となる人は、いろ  
んな医療保険にきちっと加入して、県に申  
請をしなければならぬということになって  
いるわけですが、ただ、これを受けるときに、  
熊本県が指定する指定医療機関において、診  
断書の作成、あるいは導入治療の実施をしな  
ければならぬと。それから治療実施医療機  
関、これは導入治療以降の治療の実施につ  
いては治療実施医療機関においてなされな  
ければならぬということで、最初に、4月20日  
にスタートした時点から、これは6月13日の  
時点で、この前いただいた資料ですが、  
指定医療機関というのがまだ県下で10カ所し  
かないということ、それから、治療実施医療  
機関というのが、これは86カ所、県下で。治  
療できるとされる医療機関がそれだけしかな  
いということで、実はこれは、医療関係者の  
間からも、これはちょっとハードルが高過ぎ  
るんじゃないかと、他県においては、こうい  
ったこの指定医療機関、治療実施医療機関の  
垣根をもう少し低くしているところもある  
と、こういったふうにやっていないところも  
あるというふうに聞いているんですけれど  
も、この辺についてはもう少し、例えばその

指定医療機関もある程度専門性が要求される  
ということの事情はよくわかります。

ただ、今見る限り、この10カ所では、熊本  
市に6カ所、玉名市に1カ所、八代市2カ所、  
水俣市1カ所で、ここまでわざわざ行かない  
と、指定医療機関の診断書の作成、導入治療  
の実施ができないという非常に県民にとって  
不便、こういう医療機関がないところでは不  
便だと。それから治療実施についても、やは  
り熊本市に圧倒的に集中してまして、全県の  
にもなかなか網羅されていない地域もある  
ということで、実は医療関係者だけじゃこれは  
まずいと思ったものですから、実際に治療を  
受けている方からもお話を聞きましたら、実際  
やっぱり熊本市まで通っているという方も結  
構いらっしゃるんですね。

そういうことを考えると、今後、インター  
フェロンの治療経験の実績があれば、この治  
療実施医療機関については、ある程度垣根を  
外すといたしますか、ある程度どこでもその辺  
の治療実績があればいいというふうにするべ  
きではないかと。あるいはこの指定医療機関  
も、肝臓の専門医あたりがいらっしゃれば、  
そういったところでこの肝炎の当然診断なり  
何なりということきはきちっとできるのではな  
いかというふうに思うんですが、そういった  
ことをされるお考えがあるかどうか、ちょっ  
とお尋ねしたいと思います。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課で  
ございます。

インターフェロン治療に係ります医療費助  
成の御質問でございますが、今年度からの事  
業ということで、御質問にありましたように、  
いろんな事業今スタートしているところでご  
ざいますけれども、この助成を受けるに当た  
りましては、申請書の添付資料といたしまし  
て、県が指定しました指定医療機関で診断書  
を作成していただくと。治療に当たりまして  
は、治療実施医療機関で、という仕組みとし

てつくってございます。

その大きな理由は、このインターフェロンの治療といいますのが非常に専門性が高いというふうなことで、また、副作用、副反応の問題もあるというようなことで、基本的には専門医の管理のもとで治療を受けていただくということで、このインターフェロン治療の助成事業の目的を達成できるようにというふうなことでスタートしたものでございます。

この専門性をどこに求めるかというふうなことで、スタートした当初は、日本全体で認定されております日本肝臓学会の専門医とか専門性の高いドクターがおられる医療機関というふうなことで、まずそこは間違いのないだろうということでスタートいたしまして、結果といたしまして、先ほどありましたように、診断書を作成する機関が10程度、それから治療実施医療機関が80程度というふうなことでスタートしたわけでございますが、これはあくまでスタート時点の考えでございまして、その後、県内でも専門のドクターがいろいろおられると、それから、専門ドクターの勤務条件が、非常勤でもきちっと対応されている医療機関があるというふうなことを申請等に基づきまして把握いたしまして、結論といたしますと、診断書を作成していただく専門医療機関としましては、県内でトータルで23カ所を今指定する予定で準備してございます。ちなみに、大牟田市あたりの近隣からも指定をするというふうなことで考えてございます。

結果といたしまして、大体2次医療圏ごとに最低1つは確保できるというふうなことを考えております。

それから、実際に治療をしていただく医療機関につきましては、これも先ほど御意見にございましたように、いろいろ実績とか、それから専門の指定医療機関と連携体制をきちっととっていただくというふうなことを条件といたしまして、条件というか、そういう仕

組みでやってくださいということで考えておりまして、今のところ大体180ぐらいまで、ほとんどやりたいというところはこれでお願ひできるような話になってございます。

ですから、結果といたしましては、2次医療圏ごとに中核的な病院で——治療を始めるときは非常に医療的には難しいと聞いておりますので、そこでベースをつくっていただいて、あとは身近な医療機関で治療を受けていただく、そういうふうな体制をとっていくということで考えております。

○大西一史委員 今答弁ありました、これから広げていかれるということであります。ただ、私、いろいろとドクターの方あるいは患者の方にお聞きしたところ、この指定医療機関あたりも、今10カ所がこれは23カ所になるということですが、肝臓の専門医であれば、大抵この辺は診断書も書けるし、あるいは導入治療あたりもその辺は問題なくできるだろうというお話でもありました。

また、その治療実施医療機関も、先ほど申し上げたように、インターフェロンの治療実績のあるところというのは大体連携がとれとるらしいですね、そういう専門のドクターの方と。ですから、そういったことを考えると、やはりその治療を受けやすいというやっぱり大前提が必要じゃないかな。助成はあるけれども交通費がかかるとか、いろんなことであれば、何のための助成制度なのかよくわからない。

もちろん県当局として慎重に最初スタートすると。これでいろんなミスが起こったり、せっかく助成したのにそれがあだになってしまうということもあったから慎重にこれは検討されたんだというふうに思いますが、現状としてもうスタートして2カ月の段階でこういう意見がいろいろ出てきているということ踏まえれば、これから広げていただくようにぜひ努力をしていただいて、そういった要

望に耳をかしていただきたいということをお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員 今回、条例の案も出ております医師確保について。

このことに関して、先ほど実はこころの医療センターからの話にもあったんですけども、熊大と佐賀大に打診をかけても医師確保はできなかったということが答弁の中でありましたけれども、私の住みます市町村でも、公立病院において医師を確保するのが厳しい時代がございました。そういった中で、その現場の難しさも多分に聞かせていただいたわけでありまして、このように、政府主導で医師確保という政策ということで今度出ているんですが、私、個人的な意見ではございますけれども、本当に医療というのを真に確立していこうとするならば、医師確保の現場で悩んでおられる諸問題、現場の皆さんは多分に感じていらっしゃると思いますけれども、そういったことも、事情も知りつつ今現状に臨んでいらっしゃると思いますが、住民本意の考え方からすると、やはりお医者さんにお頼りする部分というのは多うございまして、そこで、公立病院を賄うために医師確保が難しいというのは、現実私たちには到底理解できないつながりじゃないかというふうに思っております。

いろんな考えのお医者さんがいらっしゃることもわかっておりますし、これも一つの策だと思っておりますけれども、その先を見据えた、本当に医療国として、すばらしい医療体制を整えられるような医療のあり方を構築してほしいなということをひとつ要望しておきたいというふうに思っております。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○山口ゆたか委員 はい。

○船田公子委員 女性医師が今県内において何名ぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○高橋医療政策総室長 現在の数、トータルで617人になってございます。県全体の医師数が4,406人、そのうち617人でございます。

○船田公子委員 医師免許を持ってて今就業していらっしゃる女性医師はどれくらいかわかりますか。

○高橋医療政策総室長 実際勤務をされている医師の数を調査いたしておりますけれども、大体今の数がそれぐらいでございます。現実には免許を持たれて職から離れておられる方、これはなかなか把握が難しゅうございまして、現在、女性医師の会、そういう団体がございますけれども、そちらの方と連携しながらアンケート調査等をしている段階でございまして、数の掘り起こし等もそちらの方で今進めているところでございます。いましばらくちょっと時間をいただければ、その数も出てくるかなというふうに思います。

○船田公子委員 これからいろんな女性医師に対しての事業を起こしていかれるようですから、本当にやっぱり今この医師が足りないときに、女性の方たちの復帰ができるようにしていただければと希望いたします。よろしく願いいたします。

○大西一史委員 ちょっと関連して1つだけ。

今の医師確保の問題で、特に女性医師あたりで仕事をしておられない離職中の方、あるいは、先ほどナースセンター、ナース、看護師の方の養成の中での離職中の看護職員の再養成みたいなことも含めてやるということ

すけれども、こういったものの実際の潜在的な数であるとか働く意欲がある人とか、この辺の数値の把握はきちっとしていただいて分析をしていただく必要があるだろうなというふうに思います。

それと同時に、やはりこの医師確保、要は今小児科不足がかなり深刻だということで全国的にもよく報道されていますけれども、あるいは麻酔科の先生が足りなくて手術ができないとか、診療科目ごとにいろいろ違うと思うんですね。ですから、熊本県において、どの科のお医者さんが不足していて、どういった対応が必要なのかというその分析をしていただいて、例えば、来年までにはこの診療科目のこの先生あたりをぜひ確保していくとか、この地域をこうしていくとか、そういったちょっともう少し総合的なデータを次の議会あたりまでにちょっとまとめて出していただいて、それから我々も一緒になってそういった対策をどうすればいいのか考えていきたいなというふうに思いますので、ぜひ当局の方でもその辺の分析あたりも含めて詳細にやっていただければということで、これは要望としてさせていただきます。お願いします。

○重村栄委員長 要望ですね。

○大西一史委員 はい、結構です。

○重村栄委員長 ほかに質疑ありますか。

ないようでございますので、質疑は、これにて終了をさせていただきます。

もう時間が12時を過ぎておりますが、進行の都合もありますので、報告事項等も済ませていただきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

当局の方から報告の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

まず、報告について、執行部の説明を受け

た後、質疑を一括して受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、健康福祉部から順次願います。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会報告事項という資料をお願いいたします。

1 ページおめくりいただきまして、目次がございます。このうち、私の方から1番目の健康福祉部における平成19年度の行財政改革の取り組みについて御報告を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

本県におきましては、平成17年2月策定の熊本県行財政改革基本方針及び毎年度策定いたしますアクションプランに基づきまして、全庁的に行財政改革の取り組みを推進してきております。

健康福祉部におきましても、部の経営改革推進本部を設置いたしまして、19年度実施計画に掲載された取り組み項目につきまして各種取り組みを実施してきております。

まず、1番目の行政改革についてでございます。

(1)組織体制の見直しといたしまして、保健福祉人材養成施設の見直しを掲げております。保育大学校につきましては、御案内のとおり、平成20年度末をもって廃止することを決定いたしました。また、保健学院につきましては、平成18年度末をもって廃止をしておるところでございます。

2 ページをお願いいたします。

業務の見直し関連でございます。

まず、保健環境科学研究所におきましては、外部評価制度を導入いたしまして、調査研究に対しまして幅広い視点から評価及び意見などをいただきまして、調査研究の重点化を推進してまいります。

次に、健康センターについてでございますが、施設の機能や公の施設としての必要性の検討を実施いたしまして、平成20年度中に施設のあり方につきまして方針を決定することといたしております。

次に、あかね荘などの社会福祉8施設につきましては、平成21年度末を目途といたしまして、民営化への円滑な移行と民営化後の安定した施設運営を行うため、施設補修工事等の措置を講じております。

次に、県出資団体等の見直しに関してでございます。

平成21年度末予定の社会福祉事業団の民営化への円滑な移行と民営化後の安定した施設運営を行うため、施設補修工事等を実施しますとともに、障害者自立支援法に基づく新体系事業への移行を踏まえた経営改善策につきまして、事業団と所管をしております障害者支援総室において検討を重ねております。

3ページでございます。

2の財政改革でございます。

まず、(1)歳入構造の見直しでございますが、受益者負担の適正化といたしまして、平成19年6月から、指定居宅サービス事業者指定申請等に係る事務手数料の徴収を始めております。

次に、基金の積極的な活用といたしまして、地域福祉基金につきまして、従来の基金助成に加えまして、平成19年度で2億3,400万円余を活用したところでございます。

次に、歳出構造の見直しに関しては、県単独の扶助費の見直しといたしまして、その補助制度全般につきまして、今後のあり方を引き続き検討することといたしております。

以上でございますけれども、なお、全庁的な取り組みの状況につきましては、総務部から総務常任委員会において報告されることとなっております。参考までにお手元に別冊でその概要の資料を配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思

います。

以上でございます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

「こうのとりのゆりかご」についてでございます。「ゆりかご」につきましては、昨年5月10日の運用開始から1年が経過しますこと、また、5月20日に熊本市から運用状況が公表されましたので、現在の状況を御報告するものでございます。

1番にありますように「ゆりかご」は、熊本市内にあります慈恵病院が病院内に設置運用しております。

2のこれまでの経過でございますように、昨年4月5日に、熊本市が医療法に基づく病院施設の用途構造の変更を許可しまして、5月10日から運用が始まっております。マスコミ報道等でも大きく取り上げられ、全国的に注目を集めてきたところでございます。

ことし5月20日に、熊本市から、3月末までの運用状況として、17件の利用があったことを含めて、合計16の項目が統計数字として公表されております。

3番の(1)仕組みにございますように「ゆりかご」に子供が置かれた場合には、児童福祉法上の要保護児童、また戸籍法上の棄児という位置づけで対応することとなります。

具体的には、3の(2)にございますように、県としましては、管轄する中央児童相談所が慈恵病院から児童福祉法に基づく要保護児童の通告を受けまして、直ちに子供の一時保護等、その後の処遇に当たっておるところでございます。

次に、4番の検証についてでございますが、(1)の熊本市が行います短期的な検証において、施設の運用状況の確認等を約3カ月ごとに行っておりまして、運用開始から20年3月末まで、この運用状況につきましては、刑事

法上の明らかな違法性は認められなかったと報告がなされております。

6ページをお願いいたします。

(2) 中期的検証会議でございますが、県と市で中期的に検証を行う組織を共同で設置しておりまして、県が事務局となり、検証作業を進めております。

③④でございますように、この会議におきましては、個別事例の分析をもとに、社会的な課題や法制度上の課題を中心に議論を行っておりまして、最終的には、国等への提言、要望を含めて取りまとめることとしております。

5のスケジュールでございますように、これまで2回開催しておりまして、3回目を6月30日の月曜日に予定しております。

検討結果につきましては、ことしの夏をめどに中間報告、来年の秋をめどに最終報告ということで現在議論を進めております。

メンバーにつきましては、⑥にありますように、1番、2番の中央からのお2人の委員、さらに、3番、4番、5番、6番、4名の地元の委員の方々で議論を今行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 去る6月12日に、福岡高等裁判所において、病院開設に係る中止勧告無効等確認訴訟の判決がございましたので、その概要を報告させていただきます。

資料は7ページでございます。

1の判決の内容でございますけれども、主文は、控訴人の請求を棄却するとなっております。知事が行った中止勧告の適法性を認めまして、行政処分としての手続上違法とされるような重大かつ明白な瑕疵はなかったというもので、県側の勝訴でございました。

2の県としての今後の対応でございますけれども、控訴人が最高裁に上告した場合には、法務局とも協議の上、応訴の方向で検討する

こととしております。

3に訴訟の概要、8ページの4に経緯、それから5に他県の状況等を整理しておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、引き続きまして、9ページでございます。

後期高齢者医療制度、長寿医療制度の施行状況についてでございます。

高齢化の進展に伴い増大する後期高齢者の医療について、国民全体で支えていくことを基本として、この制度が本年4月からスタートいたしましたけれども、本制度の施行に伴いまして問題も生じており、その改善に向けた検討も進められているところでございます。

まず、1番の制度の広報・周知についてでございますけれども、昨年11月から市町村の広報誌などで、また、本年の2月からは、テレビ、ラジオ、新聞、また広報キャラバン隊などで広報に努めてきたところでございます。しかしながら、結果的に周知が行き届かず、保険料の額や年金からの差し引きなどについて、市町村広域連合に多くの問い合わせがあったところでございます。

広域連合市町村では、相談受け付け時間の延長、休日窓口を設置いたしました結果、4月15日の年金差し引きをピークに件数は減少をしております。この8月には、保険料の本算定の通知がございしますので、広域連合と連携して、わかりやすい広報の作成、地域ブロックごとの説明会等も企画していくことといたしております。

次に、2の保険証についてでございます。

3月中に各市町村から配達記録郵便などで対象者に送付されておりますけれども、未着も生じております。そのため、保険証の持参がない場合でも受診できるように国が医療機関に要請するとともに、市町村では、転居先等を確認して保険証を再発送したところでご

ございます。

また、保険証はカード型になっております。紛失したり、文字が見づらいとの意見もございまして、紛失については再発行し、また、保険証のサイズ等については、次の更新時期に向け、高齢者にも参加をいただいて、広域連合で検討することになってございます。

10ページをお願いいたします。

保険料についてでございます。

一部で電算システム変更へのふなれ等から算定誤りも生じております。これらについては、該当者に事情を説明しまして、保険料の還付や過不足分は精算調整で対応することで御理解を得ているところでございます。

また、年金からの差し引きについては、年金制度そのものに対する不信から反発もあってございまして、市町村の窓口で導入の趣旨等について丁寧に説明するなどの対応がなされているところでございます。

また、これまでの国民健康保険料と後期高齢者保険料について、収入区分、世帯タイプの12モデルで比較した調査結果が出ておりますけれども、平均いたしますと、高齢者のひとり世帯及び夫婦世帯では、国保保険料よりも安くなっております。ただ、子供との同居世帯のうち、年金201万円以下では高く、401万円では安くなっております。市町村別の一覧表も添付しておりますので、これは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4の国の動きでございますけれども、①の低所得者に対する均等割額や所得割額の保険料の軽減への対策ほか、②の口座振替による納付の選択、③の終末期相談支援料等の診療報酬の検証などの運用改善策が検討されているところでございます。

11ページに運営の仕組み、それから12、13ページに運用改善策の21年度、22年度の対応、それから14ページから17ページは、市町村別の国保保険料との比較一覧、これは政府与党の運用改善策導入前のものがございますけれ

ども、掲載しておりますので、こちらの方も後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、別冊の報告事項をお願いいたします。

1ページでございますけれども、微量採血用穿刺器具の不適切使用に関する実態調査等について御報告をさせていただきます。

部長からも冒頭の説明で申し上げましたけれども、採血ホルダーの使用について、幾つかの保健所において不適切な使用がございましたので、今後このようなことがないように改めて徹底してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、1の微量採血用穿刺器具についての1 調査の概要、(1)目的でございますけれども、本年5月、島根県内の一診療所において、複数人に使用しないことが明示されている主に血糖値の検査に用いる微量採血用穿刺器具を、針を交換せず複数人に使用していた事例が発生したことから、国から全国調査の通知があり、これに基づき調査したものでございます。

(2)の対象、県内の医療機関、病院218施設、診療所1,471施設ほか、合計1,847カ所でございます。

(3)の調査項目は、施設名、所在地、当該器具使用の有無、不適切な方法による使用の有無、使用器具名、使用の時期などでございます。

(4)の調査期間は、6月4日から18日まででございました。

2の調査結果でございます。

6月18日現在の回答率は94.8%で、未回答が106施設になっております。この調査の結果は6月30日までに国に報告することになっておりますけれども、未回答施設につきましては、督促の方を行った上で最終の結果を報告する予定でございます。

なお、針は交換していたが、複数人に使用していたことが原因であると疑われる感染事例は、国内では報告をされておられません。

(1)の針を交換せずに複数人に使用した施設、団体でございますが、これは本県ではございませんでした。

(2)の針は交換していたが、当該器具を複数人に使用していた施設、団体は、病院218施設のうち61施設、診療所1,471施設のうち111施設、介護老人保健施設86施設のうち7施設、その他看護師養成所等23施設のうち1施設、合計1,798施設のうち180施設、割合では10.0%でございました。

また、県及び市町村の保健事業等では、49団体のうち7市町29事業が該当がございました。

2ページをお願いいたします。

3の調査結果の公表でございます。

後日、厚生労働省において、全国の調査結果を取りまとめて公表される予定になっております。本日は、本県の調査結果について、施設名、所在地、器具の名称及び使用期間について報告させていただくものでございます。

4の今後の対応でございます。

(1)の穿刺器具の適切な使用方法の徹底、患者等に対する速やかな情報提供と受診の勧奨、検査の実施、検査結果に基づいた適切な対応について、指導の文書を既に発送をいたしております。

(2)の不適切な使用をしていた施設、団体への2次調査でございますけれども、①不適切な使用の詳細、それから、②対象人員、③健康被害の有無、④対応状況について実施する予定になってございます。

また、(3)の県民からの相談対応についてでございますけれども、医療政策総室及び各保健所の医療安全相談窓口で対応いたしますとともに、検査につきましては、第一義的には当該施設で受けていただくこととなりますけれども、ケースによっては保健所等でも対応することで検討をいたしております。

下に穿刺器具の図、それから、3ページか

ら10ページに該当施設の一覧表、11ページに保健事業等の該当市町の一覧表、それから12ページに穿刺器具の一覧表を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、針は交換していたが、複数人に使用していたことが原因であると疑われる感染事例は、国内では報告されていないことを重ねて申し添えさせていただきます。

以上、報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

別冊資料の13ページをお願いいたします。

採血ホルダーについて御説明いたします。

これは、先ほど説明がありました穿刺器具は、指先に針を当てて微量の血液を採取して、血糖値などの簡易検査に使用するものでございまして、これから説明いたします採血ホルダーは、医療機関や健診機関において、血液検査のため、採血する場合に使用されているものでございます。

まずは下段の図をごらんいただきたいと思います。

右側の真ん中の器具が採血ホルダーでございます。図に示しますとおり、このホルダーにセット用の針をくびれまで差し込み固定します。そして、標準採血法に従ってホルダーの外の針を患者などの腕にセットした後、ホルダー内の針に図面の右側の真空採血管をさして血液を採取するものでございます。

この採取方法は、複数の真空採血管に採血する際に、さきに採血した真空採血管を外して、そこに新たな真空採血管のセットが容易となるものでございます。その入れかえの状況は、左の図のようになります。

今回は、お示ししておりますとおり、県内の複数の医療機関におきまして、この使い捨てタイプの採血ホルダーの再使用が行われて

いるとの報道がございまして、管轄保健所で確認を行いまして、取り扱い説明どおりの使用を指導いたしたところでございます。

また、県の施設のうち、資料にお示ししておりますとおり、県立こころの医療センター及び7保健所においても同様の取り扱いがあったことを確認いたしましたけれども、使用期間以後、現在はいずれも取り扱い説明どおりに使用してございまして、これに関連しました健康被害の情報はございません。

なお、国からも、この採血ホルダー再使用によります感染症等事例は国の内外で承知されていないとの説明がっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○牧野健康危機管理課長 それでは、報告資料に戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。

健康危機管理課からの報告案件、手数料条例の関係でございます。

内容は3件でございます。

まず最初が、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきます犬、猫の飼い主からの保健所での引き取りに関しまして、飼い主責任の明確化と受益者負担の適正化の観点から、引き取り手数料を新設するものでございます。

それから次が、主要事業でも御説明いたしました食品販売業許可申請手数料、これは県の条例に基づく許可申請手数料でございます。

それから3番目が、輸出食品衛生証明書交付手数料の新設でございます。

いずれも、補正予算等の説明の中で御説明したとおりでございます。

施行日は、3件とも10月1日施行としております。

なお、これらの案件は、総務常任委員会に付託されることになっております。

以上です。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

引き続き資料の19ページをお願いいたします。

第5号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

先ほども御説明申し上げましたけれども、昨年6月に東京都の温泉施設で発生いたしました爆発事故を教訓に温泉法が改正されまして、既に湧出している源泉につきまして、温泉の採取を業として行う者は、温泉の可燃性天然ガスの濃度が一定基準未満であることについて、知事の確認を受けた場合を除き、県知事の許可が必要とされたところでございます。これらの許可及び濃度確認等にかかります事務に要する手数料を新設いたしますとともに、従前の土地掘削などの許可業務に新たに付加されることとなります事務量の増加を勘案して手数料を改定するものでございます。

内容は、記載のとおりでございます。

なお、本条例につきましては、総務常任委員会に付託されてございまして、可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料につきましては本年8月1日から、それ以外につきましては本年10月1日から改正温泉法の施行期日に合わせて条例を施行する予定といたしております。

以上、御報告申し上げます。

○重村栄委員長 次に、病院局からの報告をお願いいたします。

○向井総務経営課長 報告事項の38ページをまずお願いいたします。

行財政改革の取り組みについてでございます。

病院局における行財政改革の取り組みにつきましては、歳出構造の見直しといたしまして、取り組み事項に掲げてあります病院会計

における経営健全化を進めるとともに、病院のあり方を検討することを挙げております。

これにつきましては、県立こころの医療センターあり方検討委員会から、センターの運営形態を地方公営企業法の全部適用に移行することが望ましいとの御提言をいただきまして、それに基づき全部適用を決定し、本年4月から移行となったところでございます。

次に、別冊の14ページをお願いいたします。

一番最後のページをめくっていただけたらと思っております。

微量採血用穿刺器具等の取り扱いについて御報告をいたします。

まず、微量採血用穿刺器具についてであります。5月下旬の島根県の医療機関での事例発生の情報を受けまして、直ちにこころの医療センターの取り扱い状況を調査いたしましたところ、穿刺針は交換しているものの、患者の皆様は一部触れる器具のキャップの部分交換せずに複数の患者の皆様にご覧に使用していることが判明いたしました。

穿刺器具の使用目的は、血糖値の測定を行うために使用しているものでございまして、問題の穿刺器具の使用を始めたのは、平成15年9月からでございます。

使用状況でございますが、関係の患者の皆様は72名ということが判明いたしました。患者の皆様には既に文書等でおわびと血液検査についてのお願いをいたしましたところでございます。

また、現在も入院されている患者の皆様方がいらっしやいまして、御了解をいただいて検査をいたしているところでございます。

使用形態は、各病棟ごとと外来に1つずつ配置してございまして、必要に応じて使用していたものでございます。現在まで感染症発生についての報告は受けておりません。

なお、この事実が判明いたしました5月末の時点で、直ちに器具全体を使い捨てタイプの器具に変更をいたしております。

今後の再発防止といたしまして、医療事故防止マニュアルというものをつくっておりますが、これに基づく医療機器等の使用の徹底、全セクションの代表者で構成いたします医療安全管理対策委員会を設けておりますが、その中で今回の事実と再発防止についてその対策を共有化すること、また、医療機器等の安全使用等についての通達の情報、収集、共有化を進めて、今後このような事態を発生させないようにいたしたいと考えております。

次に、採血ホルダーの取り扱いについてでございますが、穿刺器具調査と並行いたしまして、その他の医療器具の使用実態を調査いたしましたところ、静脈用の採血針を固定するホルダーにつきまして再使用を行っていた事実が確認されましたので、穿刺器具と同様、5月末から使い捨てのタイプに変更いたしました。

不適切な使用をしてございましたことについて、患者の皆様、県民の皆様は心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○重村栄委員長 以上で報告が終了いたしました。

質疑を受けたいと思います。

○城下広作委員 先ほどから話がある微量採血用の穿刺器具の問題、これは私どもも報道で見えておりますので、よく理解をしております。今私もこの問題に関してちょっと整理をして、きょう皆さんからちょっと答弁をいただきたいというふうに思っております。

まず、その前に、例えば調査、94.3%で、まだ未回答があると、督促を行うと。これは大体すぐにでも100%という形で回答があってもいいと思うんですけれども、今数字が、18日だけれども、それからまた変わったと思

うので、ちょっとどうですか、これ。

○高橋医療政策総室長 現在のところは、まだこの106施設は未回答のままでございます。

○城下広作委員 それは状況がつかめぬから未回答ということで、相手に直接なぜおけているかというのは聞いているんですか。使っていればすぐわかるんでしょうからね。

○高橋医療政策総室長 どういう状況で回答できないかも含めて聞きながら、早く出していただくように督促をしている段階でございます。これは当然100%を目指して督促を行う予定でございます。

○城下広作委員 まず、100%を目指すというのが間違いです。100%でなければいけないですよ、医療機関ですから。それが目指すということでの次元がまず違いますよ、だから。そこはまず意識を変えてください。

○高橋医療政策総室長 そういう意識にさせていただきます。

○城下広作委員 それと、こういうのは、ある意味ではだれでもやれるようなとこじゃないから、ある程度医療機関ですから大体回答できる体制でなければいけないということがまず根本にあると思います。それはそれでとめます。

それで、この微量採血用穿刺器具の方は、平成18年3月から使っちゃいけないと決まっていたんですよ。そうでしょう。確認。

○木下薬務衛生課長 平成18年3月に厚生労働省の方が通知があった分につきましては、一部単一の患者にしか使えない部分が複数の患者に使われている部分があるということで、やはり仕様どおりに使うように周知をお

願いますという文書が参っております。その時点で県の方から周知を図ったということでございます。

○城下広作委員 それは、いわゆる使っちゃいけないということがあいまいに表現されているからわかりにくかったということで、大分言いわけになっているんですよ。ところが、正確には、その器具を扱う医療機関は、ある意味では、これはもう使い回しはだめですよ、1回きりですよということを製品に表示して、また、医師の方にもそのことを確認するということの徹底があっていたということでしょう。

○木下薬務衛生課長 要するに、複数の患者に使わないという部分の表示につきましては、添付文書につきましては、私どもの確認をとった部分では、平成6年までの機器については、そういう表示があっていることの確認をしております。国の方からは平成3年の1月製造の部分についての調査も入っておりますので、この3年1月の部分の注意文書がどうだったかの調査を今のところ国にかけております。国からの回答をちょっと待っております。

少なくとも平成6年製造部分については、今の標記とは違うものの、いわゆる複数使用の危険性、このあたりについては注意文書に書いてございます。それについて、平成15年に1回通知がっております。それをそのままといいますか、15年にあったにもかかわらず、やはり複数使用の可能性があるので、再度18年3月に通知があったものでございます。

○城下広作委員 非常にわかりにくくて、要は、簡単に言えば、18年3月からは、使っちゃいけないということをはっきり本当は伝えたかったんですね。それがあいまいになって

いるから、いわゆる製造会社も、これは1回  
きりですよということを明確に言えば、それ  
でいわゆる医療機関も1回きりですねという  
ふうに回らなきゃいけないんですよ。そうす  
ると、県もそういう指導を徹底してやらなきゃ  
いけないという役目があるわけですよ。結  
局だれが悪かったのかというのが、犯人がい  
ないわけですよ。みんなお互いにあいまいな  
解釈をして、結果的には、今日まで、島根県  
の事件がなければ、ずっとまだ使われている  
わけですよ。

こういう問題がいいのかということ、じ  
ゃあ具体的に通達がわかりにくかったら、ど  
うのことですかということではっきりする  
のが、例えば、この33ページ、今年度の予算  
でもありますよ。薬務衛生課のこの役目、医  
薬品等監視指導事業と、県民の生命に関係の  
深い医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療器  
具の品質、有効性及び安全性の確保に努めた、  
また、薬事法に基づき、製造から販売までの  
許認可、監視指導及び各種啓発等を実施する  
というのが皆さんの仕事だから、これを徹底  
してやらなきゃいけないのに、あいまいでわ  
からなかったら、そこで確認しなきゃいけな  
いじゃないですか。どうですか。

○木下薬務衛生課長 城下委員の言われる部  
分につきましては、これまでの事業の中でも  
製造業者の監視指導、あるいは販売業者の監  
視指導をしております。

ただ、おっしゃいますとおり、指示書どお  
りに医療機関で使っておられるというところ  
の突き詰めたうちの方の調査は確かに欠けて  
いたかなと思っております。

ただ、使用方法についての通知というのは、  
一義的には製造業者、いわゆるメーカーが注  
意文書で医療機関にあてて注意を促していく  
ということ、これは医薬品についても同じで  
ございますけれども、そういうシステムにな  
っております、そういう観点から、国は常

に製造業者等に指導をやってまいります。そ  
の指導をやったことについて、県にも通知し  
ましたよと、指導しましたよという通知文書  
が参ります。それを県の方では精査しまして、  
医療機関なりあるいは関係機関なりに通知を  
しているところでございます。

ただ、今御指摘のとおり、その通知の内容  
が熟知されたかどうかというところの度合い  
を私どもの方が検証していないということに  
つきましては、やはり考えるところがあると思  
っておりますので、そのあたり再度検証し  
てまいりたいと思っております。

また、もう既に末端までの情報提供という  
意味では、県内に医薬品の卸業者、それから  
医療機器の卸業者の協会がございまして、こ  
ういったところに末端までの周知、手足を持  
っておられますので、末端までの通知を何と  
かできないだろうかということで、国からの  
メーカーの指導とあわせて、県としましても、  
そういう卸業者と連携しながら、個別の通知  
のできるネットワークというものを協力でき  
ないかということで打診してございまして、一  
応の了解は得られておりますので、このあた  
りを強化して情報提供の徹底を図ってまい  
りたいと、そういうふうに考えております。

○城下広作委員 ですから、この問題を教訓  
に、やっぱり医薬品なんていうのは直接私た  
ちにも非常に関係してくる、県民の生命にも  
大変影響してくる問題ですから、いわゆる医  
薬品を考える、医療器具を考えると、また、  
医師会というのがしっかり機能してあつて、  
ある意味では医師会もこういう問題がある  
から徹底してやらなきゃいけないよという  
のが医師会の役目もあるでしょうし、そこに  
また行政は行政として、県もそのことをしっ  
かりお互いに確認し合うということで、業者  
であり、また医師会であり、行政でありとい  
うのは、共有意識を持つという形でやらない  
と、また同じような形で、ほかにもまだ――

教えてもらいましたね。例えば、この器具に限らず、消毒だけで済むようなものはほかにまだ逆にあるんだと。だけど、それが消毒で本当にいいのか悪いのかという問題なんかもこの際いろいろと検討しながら、やっぱり二度と同じようなことがないように努めて頑張っていたきたいというふうに思います。

○大西一史委員 今のこの穿刺器具の取り扱いの問題も、先ほどお話がありましたとおり、県立こころの医療センターでも実際にあった、あるいは保健所等でもこれはあっているんですかね。保健所、これは採血ホルダーの件数は出てますが、この穿刺器具等を保健所で使ってやったということはないんですかね。それはない。ちょっと答弁だけきちっとしてください。

○高橋医療政策総室長 保健所ではございませんでした。

○大西一史委員 ということは、県の関係の施設としては、県立こころの医療センターで72名の方にこの穿刺器具の取り扱いをしたと。感染症の発生の有無については、これは検査を全員にしたということですかね。

○向井総務経営課長 現在入院の患者様については、もう御了解を得てし始めておりますし、退院なされた患者様については、通知を申し上げて、おわびとそれから検査の依頼をしているというところでございます。

○大西一史委員 要は、問題はこの肝炎なり何なり、そういったことに感染していないかどうかというのをきちっと早期に押さえるということが大事なんです。そういう意味では、これは、72名の患者の方には、いつまでということ考えておられますか。

○向井総務経営課長 手紙には、早急にお願いしたいということをいたしております。必要な場合には、電話を差し上げる、あるいは場合によっては、近々外来にお見えになられる方もいらっしゃると思いますので、そのときにぜひお願いしたいと、そういったことで対応したいというふうに考えております。

○大西一史委員 いずれにしても、こういった調査、要は、どうしてこの——一応島根のケースとは違って針先はかえているということですから、そういう意味でのリスクはまあ違うのかなというふうには思いますが、やはり念には念を入れて、こういったもので、こういった肝炎の感染であるとか2次感染、いろんな被害が広がらないように最大限努力するというのが、まずはこの病院局としてもしっかりやらなければならないことですので、そこは強くやっていただきたい。

それから、それ以外の医療施設に関してですけれども、これについても、やっぱりこのぐらいは大丈夫だろうという認識、あるいは、さっきの採血ホルダーなんかも多分これは使い回しされていたんだと思います。実際に、多分ここにいらっしゃる皆さんも含めてですけれども、ほとんどの方が、これは採血ホルダーも含めて、それから針はかえられてたと思いますけれども、こういう穿刺器具あたりも検査なんかで使ったことがある経験があたりだというふうに思います。こういうのは、いかにそうやって2次被害を広げないかという意味では、初動の体制、初動の調査のスピード、先ほど城下委員がおっしゃったように、もう一両日中にこれはすべての医療機関から回答を得ていただきたいと思いますが、いかがですか。

○高橋医療政策総室長 できるだけとにかく早く回答を進めていただくように、そこはきちっとまた督促を徹底したいと思っております。

○大西一史委員 これは委員会の方でそういう議論があったということで、これはもうぜひ早急にやっていただきたい。その上で対策を組んでいくということではないといけないということです。

それから、これは国の方に対して、あるいは医療の専門家あたりに対してもきちんと調査をしていただきたい、問い合わせをしていただきたいんですが、どのくらいリスクがあるのか。実際に針をかえない場合とかえた場合とではリスクがかなり変わります。あるいは、この穿刺器具とその器具の状況によっても違いますよね。このキャップの先をかえるタイプのもので、そうでなくて、ぷちっと針先だけ出てくるやつと幾つか何十種類とありますよね。そういったもののタイプによつての感染のリスクの違い、あるいはこの採血ホルダーあたりは、もっとリスクが低いのかなと素人目に考えればそう思うんですが、医学的な根拠も含めて、どのくらいリスクがあるのかということも含めて、全部状況を把握して対策を考えていただくように、これは早急にやっていただきたいことをお願いしておきます。

以上です。

○小早川宗弘副委員長 採血ホルダーですけれども、大西先生が言われたように、どれくらいリスクがあるのかということで、ホルダー自体かえぬだったときにどういう危険性が潜んでいるのかということのをちょっと教えていただきましたかですけれども。私も採血したことあつとですけれども、ホルダーは、多分あれは皆さん使い回ししながら……。針はそれはもう常識的に考えてからかえてもらわんばあかんというふうに思うとですけれども、あと、真空管のあれですかね、採血管というのはいかえてもらわんばと思うとですけれども、外側の部分についてはどういう危険性がある

のかというのをちょっとお聞きしたかですけれども。

○東次長 私も、実際医療機関に勤務しているときに、かなり針だけかえてやることをやっておりました。というのは、実際内側の針の部分もゴムでコーティングされていて、抜くときには、そのゴムがかぶるようになっていまして、だから、針を外すときに横に血液がつく可能性はほとんどありません。

そういった意味で、ホルダーが血液に汚染されるということは、医療界で通常働いている者はほとんど考えなかったと。そういうわけで、ここ10年以上、そういう針をかえるだけでホルダーは頻回に使用すると。それがやられていたんだと思います。可能性はほとんど少ないと思います。

○木下薬務衛生課長 東次長が答えられたとおりなんですが、このリスクの問題について若干国の方にも問い合わせをしておりますけれども、国といたしましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、国の内外において採血ホルダーにより健康被害の報告はあっていないということで、リスクは非常に低いというふうなことを国の方のコメントとして述べております。

以上でございます。

○小早川宗弘副委員長 医療器具、それぞれ使い捨てタイプのやつがかなり多くなっていくと思うとですけれども、昔私も病院、子供のころ行きよつたら、瓶の注射器のごたつとがあつて、多分あれは除菌とか滅菌の消毒処理のごたつとしてから使い回しよんなつたかなというふうに思うとですけれども、今そういうのは全然ないと思いますけれども、ちょっとリサイクルの部分だとか、あるいは医療の廃棄物の問題だとかいうのを考えれば、使

えるものはある程度使いましょうよというふうな観点から、このホルダーについて、これは使い捨てタイプのやつかもしれんばってん、滅菌処理だとかあるいは除菌処理だとか、そういう清掃をして使うというのは可能なんですか、それは。

○木下薬務衛生課長 先ほど城下委員の方からもお話がありましたように、滅菌をして使うものは、やはり金属類のやつとかステンレスとかございます。これはこれでそういった使い方でやると。ただ、このいわゆるホルダーにつきましては、使い捨てにするという物しかもう在庫は現状ございません。ですから、それはそれでそのとおりの指導をするということで一応確認いたしております。

○小早川宗弘副委員長 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 今のと違うのでいいですか。

○重村栄委員長 どうぞどうぞ。

○城下広作委員 ちなみに、せっかくですから、小早川副委員長も言われましたから。いわゆるそれは平成17年の1月から、いずれにしろ、採血ホルダー、だめだということになっているから、これは全然危険性は低いんですけれども、使えないということは決まりですから、それを守る以外ないということでございます。それは法を改正しないと。消毒云々というのはこれはあり得ない話であって、再度そのことは言っておきたいと思えます。

後期高齢者医療制度の問題でちょっと確認をさせていただきます。

立派なデータ、グラフもずっとあって、よく国民の皆さんが大分誤解をされて、いろい

ろ報道でも大分誤解をされとる部分があるから、ちょうどいい機会で、ここに数字が載っております。

例えば、単身世帯で75歳以上、これは14ページ、これは年金の79万円以下というのは大体国民年金の最高6万6,000円の方の対象の数字なんです。これを見てください。全部下がっているんですよ。それと、年金201万円の方、これもほとんど下がっているんですよ。年金の400万円、これも下がっているんですよ。だから、イメージは上がっているような雰囲気ですと報道があつたでしょう。これは実際は下がっているんですよ。この表を見てください。

それと、次の部分で、夫婦とも75歳、ここで若干、世帯という関係になって約6割ぐらいの方が今度は逆に、それよか少し落ちるけれども、まあ6割ぐらい下がっているんですよ、今までの制度に比べて。

なぜうば捨て山とか云々とか、上がってないのにそういうのがイメージとしてあつたんだろうかという、宣伝不足ではなかろうかというふうに言わざるを得ぬのですよ。上がっていれば、うば捨て山ですよ。だれが言ったか知りませんが。しかし下がっているんですよ。黒三角ですから。

だから、国民健康保険料というのは、国民年金の先ほど言った単身とか夫婦で79万円以下、この金額の方は下がっているんですよ。それを誤解されて、みんな上がっている、上がっているという人ばかりインタビューするから上がっているんですよ、だから。

この間、益城町なんか94%ですか、下がっているという話だったですもん。讀賣新聞の調査では、この約7割ぐらいが全国平均で大体下がっているという話だったです。

一番最初に、このことで周知大変やりましたと、こう書いてあるんですよ。テレビでもCMでも何でも。だけど、結果的には、みんな上がっているということで、それを非常

に訴えられた方が私たちは報道機関で見る機会が多かったなと思って、これの本質がどうだったのかなと逆に思います。

ただし、上がっている方はどういう人かというのが次の表にあるんですよ。75歳以上の高齢者プラス子供の夫婦と一緒に同居している方は、残念ながら若干ふえたんですよ。これは何でかという、息子さんたちが所得があるから、そこに同居している高齢者は、逆に言えば、同じ家に住んで、そして息子さんたちの所得の中で一緒に食事をするから、この方たちは若干上がりますよという試算でやったんですよ。こういう人たちにインタビューすると、上がったじゃいかぬですよ。こういうところがよく宣伝されてなかったから、この後期高齢者医療制度はだめだという烙印を張られるようなイメージになったんですけれども、果たしてこれを皆さんがうまく説明し切れていたのかなというふうに非常にちょっと不満に思うものですから、その辺のことはどう思っておられるか、よろしく願います。

○高橋医療政策総室長 先ほど広報のところでも申し上げましたけれども、これは私どもも制度がスタートするに当たっては、広報が一番大事だろうということでかなり取り組んできたつもりではおります。ただ、残念ながら結果としてそれが行き届かなかったという反省はございます。

当時は、いわゆる制度そのものは老人医療ということでスタートしておりましたけれども、まだこの制度がスタートするまでは余りそういうふうな意識が皆さんお持ちじゃなかったのだろうというふうに思います。

現在では、それぞれにお一人お一人にも保険証が行っておりますので、こういう制度がスタートしたというのは皆さんも御承知でございますので、今まではどちらかという、マスでのPRの対応が多かったわけですね、

ども、次は、個々のPRといいたいまいしょうか、窓口対応とかそういう面でしっかり周知をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

それからもう1つ加えさせていただきますと、この表をごらんいただくとわかりますように、17ページの部分だけが平均しますと上がっております。一番下に平均額を書いておりますけれども、それまでは全県下平均ですべて下がっております。ただ、各市町村においてはやはり、あくまでも平均でございますので、個々によっては増減がございますけれども、基本的には下がると。この時点で、県全体でいきますと、64%の方は下がるということでございます。それを裏から見ますと、いわゆる36%の方は上がるというふうな表現をして、この同じ事柄をどちらの方から見るかという、その違いがやはりあったのかなというふうに思っております。

それから、今、政府与党の改善策が検討されておりますけれども、これの改善策が検討されますと、今の64%が、これが72%までに上がります。そういう意味では、かなりの方々が、保険料については軽減されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 まさに課長今言われるとおり、与党は、またそれをさらにいわゆる割引というか、9割までいく部分があるんですね、今まで7割削減の分を。だから、もっとこれは、当然1人でも上がらないようにしたいんですけれども、もともと医療制度でもたないから、改革をするから、上がって少しくというのは、これは話の前提で当たり前であって、全然上がらないというんだったら改革する必要がなくて、黙っときゃいいわけです、そのまんま。だから、それは30何%が上がる、74%になって少し上がる、これは制度を守るために必要だというふうなことで、私たちは、

そこを裏から見るということはちょっと無理が来るんじゃないかなと、そう思っております。

それともう1点、これで一番批判を受けたのが年金から天引きだったんですよ。偶数月の2月、6月、8月と。年金の天引きのメリットというのはほとんど知られてないんですよ。今までは自分自身で持っていかなきゃいけないんですよ。例えば郵便局で振り込む、銀行で振り込む、そうすると、行政の各市町村には振込手数料がかかってたんですよ。1件につき20円とか28円とか、郵便局と銀行では違いますけれども。この振込手数料は、市が逆に全部かぶってたんですよ。熊本市だけで1,300万円ぐらいあったらしいですよ、振り込みで。これが天引きによってなくなったから、これは経費削減なんですよ。それと、仮に納付の形だったら結果的に納めないから、また職員が時間外で徴収に回るという二重にまたコストがかかって、また、年度年度では議会で、なぜ徴収できないのかというので、いろいろ議会からも突かれてくるんですよ。そういう部分があって、結果的に努力しますという形を今まで行政はとってきたんですよ。

だから、それを年金で天引き、ある意味では手数料がなくなってくる、また、改めて高齢者は持っていく必要がなくなる、その分では優しいことだということだけでも、これが全部悪い方向に、もらう前から引いてしまったというようになってしまったんですよ。これも全部宣伝がだめですよ。これの面でどう思いますか、メリットとして思いますけれども。

○高橋医療政策総室長 まさしく今委員が言われたように、1つは、いわゆる納付者の方々の手間を省く、これが1つございます。それと、行政コストを削減する、これは当然のこと、この2つのメリットがあって今回導

入をされたというふうに考えております。

ここで、名称として年金天引きというこの天引きという言葉についてもかなり反感があったのではないかなというふうに、イメージ的に。そういう印象も持っております、私どもといたしましては、これは制度的には特別徴収というふうに申しますけれども、年金からの差し引きというような形でこれからは周知をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それと、さらに、ここに書いておりますように、これは窓口に来られる方々に丁寧に今の趣旨を説明して、お一人お一人にこの趣旨を御理解いただく、こういう努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

○城下広作委員 ということで、先ほど言われたように、しっかりとこの制度のねらいといますか、何のためにということと、そしてその裏づけられた年金の天引きというメリットとか、いろいろと皆さんうまく広報をやっていただいて、本当に皆が支え合う介護保険制度を残すということをやっているということをぜひ訴えていただきたいというふうに思います。

○大西一史委員 関連して。済みません、もう時間が相当押してまますのであれですが、今のこの後期高齢者医療制度について、これは国の動きが、6月12日に進めよう、運用改善策云々かんぬんということで書いてあります。もうこの点の周知に関しては、2月定例会の委員会でも、もっと広域連合、わかりやすい周知を徹底するよというところで再三申し上げたけれども、残念ながらこういう結果になってしまったと。

これは今、城下委員がいろいろおっしゃった中で、この辺が理解がまた深まっていけばまた若干変わってくるのかなというふうに思

いますが、この制度の見直しに係るコスト、これは制度を見直しするのは結構ですよ。でも、一たん決めたシステムをまたさらにシステムを変えなきゃいけない、電算システムから、それから条例改正、周知徹底、そういったものを全部変えなきゃいけないと、新たなコストが発生すると思いますが、その点は発生すると思いますか。

○高橋医療政策総室長 これは間違いなくやはり発生すると、これは間違いございません。そこで、九州地方知事会、それと全国知事会、それと私どもの政府提案でも、この費用負担については地方に転嫁をしないようにということで、既にもう要望活動を行っているところでございます。

○大西一史委員 それに対する国の回答というのは何かあるんですか。

○高橋医療政策総室長 20年度で、ここで軽減策についての対応が示されておりますけれども、この20年度分については、これは国費で対応するという国からの通知が来ております。ただ、21年度以降は今のところ未定でございます。

○大西一史委員 まあ、そういうことも考えれば、21年度以降も、こうやって制度、ころころころころ、もう国の都合で変えているわけですよ。実態も、何かわあつと言われたと、選挙前なのか何なのかということでもよくわかりませんが、やはりこういうシステム変更には莫大な費用がかかるということをややはり認識して、その上できちんと国に対しても、財政、ただでさえ厳しいのに、この国の制度の不備、あるいは変更によって地方財政が圧迫されているんですよ。これは最も最たる例です、こういうのは。ころころころころですね、4月から始まった制度をすぐ変

える、6月に。改善しなきゃいけないところはきちんと改善するのは必要なことなんですけれども、しかし、それと同時に、さっき、せっかく何のために年金から引いて、そういう徴収コストを下げるかとか、そういった本来的なことに全然国の方は神経をとがらせてくれない。その辺はきちっと、これは、部長、国の方に要望していただきたい、この財源措置に関しても含めてということをお願いしておきます。

以上です。

○高橋医療政策総室長 この低所得者に対する軽減、2割、5割、7割、それが9割になるということになってございますが、この軽減に対する費用については、県4分の3、市町村4分の1という負担になってございまして、これは国の負担は入っておりません。そこはしっかり——私どもとしては、大変なやっぱり問題だろうということで、早速その点については、私どもの発案で九州地方知事会の方で国等に要望したところでございます。引き続きこの点についてはしっかり要望してまいりたいというふうに考えております。

○大西一史委員 お願いします。

○平野みどり委員 後期高齢者医療制度もそうですね、隣におられる前田総室長の障害者自立支援法も同じです。県、市町村の制度変更に基づく費用負担、それから現場の施設のいろんな制度変更、それから人員をカットしなきゃいけないような状況とか、そういうことも起こっています。本当に迷惑な話なんですよね。だから、そういう部分は障害者も高齢者も同じですので、国に対して厳しく言うていただくようお願いいたします。

これはこれで。

「こうのとりのゆりかご」についてお伺いします。

今回、夏を中間報告というめどで中期的な検証会議が行われると、秋に最終報告ということ。本会議で大西県議の質問の中で、知事が、御自分もみずからというふうにおっしゃっていました。どの段階で、どういうことをおっしゃろうとされるのか。要するに県と市が、この問題、この1年にわたって検証して、検証というか、実際に慈恵病院がこの取り組みを始めて、行政についてもいろんな意味で影響が出てきてますよね。17人の子供たちの措置費も含めて。これは子供たちの命を守るのは当たり前のことですが、私たちが出している税金の中からこういう形で制度が運用されていくわけです。そういったことをまた直接「こうのとりのゆりかご」の子供たちだけでなく、この問題が、この取り組みが始まる前後から、特別養子縁組も含めていろんな取り組みが始まっています。これについても、私たちにはわからないような部分で、どんどん子供が生まれ、そしていろんな親に育てられていくというふうなこと、子供の出自も含めてフォローアップを行政としてどういうふうに対応してやっていくのか、またやらざるを得ないのか、そして国との責任の分担等をどういうふうにとらえていくのかということについて伺いたいと思います。

○吉田少子化対策課長 「ゆりかご」につきましては、市と県と共同で検証ということで、それは今年の夏以降、そうしたフレームをつくってやっております。

県においては、事例が発生した場合、子供を保護し、養育義務があるということから検証をスタートしたわけでございますけれども、1つは、国との関係でございますが、大西委員の答弁の中でも申し上げましたように、中間報告、夏をめどにまとめるものにつきましては、しっかりと国に伝えていきたいということで、知事の方に上京していただい

て内容を伝えたいというふうに思っております。

それともう一つの課題、子供を養育していくための費用負担が熊本県だけに発生するとか、その他もろもろの特別養子縁組、いろんな形でふえているのではないかとこのことにつきましては、一つ一つの事例の背景、あるいはそうした相談の事例の内容、状況、こうしたものを分析しながら今検証会議の中で議論しておりますので、夏の時期に、その費用負担とか、いろんな全体的な問題までについての課題全部を取りまとめることができるかどうかはわかりませんが、少なくとも中間の時期では、その時期までに明らかになった課題については、しっかりと国の方に伝えていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 例え、措置されて、そして、例えば里親で育てられるとか、そういう子供というのは、あと、フォローができるわけですね、行政が責任を持っているので。ただ、特別養子縁組の場合、その後子供の運命はどんなふうになるのか、果たしていい親なのか悪いのかもその時点ではわかりませんしね。そういう社会がかかわらない部分というのが私にとってはすごく心配なんですよね。子供がいらっしゃらない親御さんが、新しい家族をつくるというのは大賛成なんですけれども、行政の目が入っていかないという部分の怖さという部分も逆に考えなければいけない。だから、「こうのとりのゆりかご」に関して、子供の命が救われるという第一義的な部分には全然否定するものじゃありませんけれども、それが持つさまざまな問題というものに関しては、議会も含めて今後しっかりとフォローしていかなければいけないというふうに思っています。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

かなり時間も超過をいたしておりまして、後半の部分もかなりのボリュームがございますので、委員の皆さん方には大変御迷惑ですが、昼休み時間をかなり短くさせていただきたいと思っております。30分程度の昼休みにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それと、ひとつ皆さん方に御相談をしたいんですが、先ほどちょっと議論がございました後期高齢者医療制度について、執行部の方から、委員の皆さん方を対象に説明会をしたいという申し入れがありますが、いかがいたしましょうか。

(「ぜひやってください」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 ちょっときょうは時間的に無理ですから、後日改めてセッティングをさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 また後日改めて皆さんに御案内をさせていただきたいと思えます。

それでは、一応午前の部はこれにて暫時休憩をしたいと思います。お疲れさまでした。

午後1時32分休憩

午後2時9分開議

○重村栄委員長 休憩前に続きまして委員会を再開をいたします。

環境生活部長から総括説明をしていただき、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、環境生活部長。

○村田環境生活部長 提出議案、御説明申し上げます。

平成20年度の環境生活部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織・機構でございますが、

本年4月1日から、消費者行政の機能強化を図るため、熊本県消費生活センターを本庁組織として一元化し、食の安全・消費生活課の課内室に再編をいたしました。したがって、当部は、11課3課内室及び1出先機関という構成になっております。

次に、平成20年度当初予算でございますが、一般会計予算で総額101億9,400万円余を計上いたしております。

その主な施策等について御説明いたします。

まず、水俣病対策につきましては、昨年10月に、与党プロジェクトチームから、新たな救済策の基本的な考え方が示されましたが、原因企業であるチッソ株式会社が受け入れかねるとの考えを表明いたしました。これに対し、県議会で、平成19年12月及び20年2月の2回にわたり、チッソの真摯な対応を求める決議を行っていただきました。

一方、チッソは、平成19年度決算で過去最高の経常利益120億円を計上するなど、好調な業績を続けております。これまで、県は、チッソに対して、受益者負担の原則を堅持しつつ、患者補償金の支払いに支障を生じないように配慮するとともに、地域の経済社会の安定に資するため、国の施策として金融支援を実施しております。

こうした好業績は、チッソの経営努力もありますが、従来の患者県債方式を改め、平成12年の閣議了解に基づき実施している抜本支援策によるものであります。

このような状況の中で、チッソは依然として救済策に対してかたくなな態度に終始しており、救済策の実現に至っておりません。このため、昨日の水俣病対策特別委員会においては、抜本的支援策の運用を初めチッソ支援のあり方について、関係5市町に対して、早急に見直しを求める意見書について本会議に諮ることを決議いただきました。

なお、チッソ株式会社の分社化に関しまし

て、特別措置法案の素案が先週の与党プロジェクトチームで示されましたが、県としては、救済策の実現が先決と考えております。その上で、分社化について、さまざまな角度からの検証が必要であります。何よりも被害者の方々はもとより、県議会や多くの県民の方々の御理解が得られるものでなければならぬと考えております。

県としては、チッソ株式会社への対応を含め救済策の早期実現を目指して、与党、環境省と連携して、引き続き精いっぱい取り組んでまいります。

地球温暖化については、温室効果ガス総排出量の一層の削減に向けて、関係団体と協働したくまもと環境祭の開催等により、県民に対する普及啓発を進めるとともに、家庭、産業、運輸等の各部門ごとの排出削減行動の普及促進に取り組んでまいります。

廃棄物対策につきましては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの3Rを促進するとともに、生活環境の保全のための廃棄物の適正処理の徹底に取り組んでまいります。また、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元への説明会や環境影響評価の実施等、施設整備に向けた取り組みを推進します。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な頭数に管理誘導するため、捕獲を行う市町村に対する補助を行うとともに、捕獲体制の整備を図ってまいります。

水環境の保全に関しましては、県民が持続可能な水循環の中で、安心して暮らせる社会づくりを目指して、公共用水域の水質保全対策や水道事業に取り組むとともに、特に地下水の保全については、改訂時期を迎えております地下水総合保全管理計画の見直しに取り組んでまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、有

明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、水質環境の監視やみんなの川と海づくり県民運動等による水質保全に取り組むとともに、地域の環境保全活動団体への啓発、支援や協働体制の整備等に取り組んでまいります。

食の安全安心の確保につきましては、最近の食品偽装問題の続発や、これに伴うJAS法の表示義務の適用範囲拡大を踏まえ、食品関係事業者への普及啓発や、食品表示に係る指導、監視の強化等に取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、県民会議の活動等を通じて地域の防犯力の一層の強化に向け、県民、事業者及び関係団体との連携、協働のもとに取り組んでまいります。さらに、犯罪被害者等の支援については、被害者やその家族または遺族が必要とする支援を適切に受けられるよう各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め水俣病やハンセン病をめぐる問題等、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための広報、啓発や人材育成等の取り組みを進めてまいります。

次に、平成20年度熊本県のチッソ県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額及び特別県債によるチッソ株式会社への貸付金を合わせました総額100億9,800万円余を計上しております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は202億9,200万円余となります。

次に、本議会に提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案であります。

第1号議案の平成20年度熊本県一般会計補正予算でございますが、今回お願いしており

ます補正予算の総額は2億100万円余の増額であります。

その主な内容について御説明いたします。

まず、水俣病対策につきましては、水俣病発生地域における水俣病に関する情報、教訓を発信する活動や、先進的な保健、福祉の取り組みについて支援をしております。

地球温暖化対策の推進につきましては、待ったなしの対応が求められる緊急かつ重要な課題であり、県民の総力を挙げて温室効果ガスの具体的削減を進めるため、新たに県民総ぐるみ運動に向けた推進会議を設置し、関係団体等との連携した取り組みを促進するとともに、キャンペーンの実施等により、県民の生活スタイルや企業活動の見直しに向けた普及啓発に取り組んでまいります。

大気汚染監視対策につきましては、近年、本県を含む西日本一帯を中心に広域的に発生するようになった光化学スモッグの監視強化を図るため、測定局の増設及び大気環境測定車の追加導入を行い、県内全域を網羅した監視体制の整備を図っております。

シカによる森林被害対策等につきましては、農林業への被害が相次いでいることから、当初の被害対策に加えて、シカの個体数を早期に適正密度に誘導するため、前倒し捕獲を行う市町村を助成することといたしております。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして204億9,300万円余となります。

このほか、環境生活部における平成19年度の行財政改革の取り組みについてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○重村栄委員長 引き続き各課長から説明を

お願いいたしますが、着座のままで結構ですので、よろしくお願い申し上げます。

○植木野環境政策課長 環境政策課でございます。

平成20年度の主要事業及び新規事業について御説明いたします。

常任委員会資料の36ページ目をお願いいたします。

環境保全活動の推進につきましては、県民一人一人が環境問題をみずからの問題としてとらえ、家庭や地域などでできることから具体的な行動に移していくことが重要であり、今度の7月7日から始まりますが、北海道洞爺湖サミットの主要テーマとしても議論される地球温暖化対策に重点を置き、地球温暖化対策推進事業、新たに県民運動を展開する(2)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業に取り組めます。

また、その他、37ページの環境立県くまもと推進普及啓発事業、環境センター運営事業、さらに、38ページの4にございますけれども、環境管理システム推進事業に取り組むことといたしております。

次に、39ページの循環型社会形成の推進につきましては、バイオマスの利活用により、地球温暖化の防止、新しい環境調和型産業の創出、それから農林業の活性化などの効果が期待できるところでございます。

平成20年度におきましては、(1)バイオマス利活用推進事業、(2)くまもとEco燃料拡大推進事業による廃食用油から製造され、軽油代替燃料となるバイオディーゼル燃料の拡大に向けた取り組みなどを産学行政連携しながら推進するものでございます。

次の新エネルギー対策の推進及び電源立地等に関する施策の推進については、エネルギー資源の枯渇及び地球温暖化問題に対処する有効な方策として、地球環境に優しい新エネルギーの導入を進めるための普及啓発を行う

とともに、安定的なエネルギー供給の確保を図るものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生の推進につきましては、貴重な自然環境や水産資源の宝庫である有明海、八代海の再生に向け、海域環境の保全改善、水産資源の回復等による漁業振興等の施策に計画的に取り組むものでございます。

平成20年度においては、(1)でございますが、有明海・八代海再生推進連携事業、(2)の干潟等沿岸海域再生推進事業に取り組み、県計画の着実な推進や地域における環境保全活動を定着させる協働体制づくりを推進してまいります。

次に、41ページ、水俣病問題の解決に向けた対策の推進、チッソ支援でございます。

1に、これまでの経緯を記載しておりますけれども、昭和53年度以降、県が県債を発行してチッソに貸し付けるという形での支援が行われてきました。いわゆる患者県債と言われるもので、その後、設備県債、一時金県債の発行による貸し付けも行ってきたところでございます。

しかし、平成9年度以降、このチッソ支援のあり方について中長期的な観点からの検討が行われ、平成12年2月に、新たな抜本的支援策が閣議了解されております。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しておりますけれども、チッソが患者県債の発行によらず、その経常利益の中から患者の補償金を優先的に支払っていくこととし、患者県債方式を廃止して、既往公的債務については、それまでの公的債務については支払い猶予等の措置を講ずることとされました。①②がその具体的内容でございます。

①としまして、県は、チッソが経常利益から患者補償を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払い猶予等を行います。

②ですけれども、国は、県が支払い猶予等を行う場合に県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予相当額の8割を一般会計から補助金として交付し、2割は地方財政措置により、県がいわゆる特別県債を発行して、その元利償還金については、100%地方交付税で措置するというようになっております。

次の42ページに具体的な資金の流れ、フロー図をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、数値、金額につきましては、この5月に発表されましたチッソの平成19年度決算に基づいた平成20年度の試算額でございます。

まず、表の右側のチッソ(株)、枠内の経常利益でございますが、液晶の売り上げが好調なこと等を反映しまして、平成19年度の経常利益は約119.5億円となっております。その右側でございますけれども、チッソは、まず経常利益の中から24.2億円の患者補償を行い、さらに、23.4億円の税金の納付及び一定額の内部留保を行った上で、左の可能な範囲で県債の――矢印でございますけれども、25.6億円を県、これはチッソ県債償還等特別会計に返済をいたします。

しかし、本来チッソが県に返済すべき額は、左側の約定償還の欄のヘドロ立替債、患者県債、設備県債の小計79.3億円でございますので、返済額との差額53.7億円が不足をいたします。その不足額の8割、43億円は国から県へ補助金として交付され、残り2割については県が政府資金から特別県債として借り入れて、一たんチッソに交付し、それを貸し付けた上で改めて県に返済してもらうという、ぐるぐるっと回る仕組みでございます。

なお、一時金県債及び特別県債の償還金9.6億円につきましては、県の一般会計からの特別会計への繰出金により償還しております。

以上がチッソ金融支援の流れでございます。

す。

次の43ページに、チッソに対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の平成20年度予算措置額を記載しております。

各県債の元利償還金等で歳出合計としましては、100億9,810万円を計上いたしております。

なお、この額は予算でございますが、予算の方は昨年11月のチッソの中間決算に基づく見込みで計上しておりますので、42ページの表とはちょっと金額が異なっております。

次の44ページは、平成20年3月31日現在のチッソ株式会社に対する貸し付け状況の資料でございます。

右端の計の欄をごらんいただくと、元金利息含めて2,685億4,800万円の償還予定総額に対して、1,141億6,900万円が償還済みで、未償還額は1,543億7,900万円となっております。

次の45ページは、県債の償還状況、すなわち県が県債を発行して借り入れた額とその償還状況でありまして、右端合計欄で、元金利息合わせた償還予定額2,667億3,700万円に対し、償還済みが1,685億5,300万円、未償還額は981億8,400万円となっております。

次に、平成20年度6月補正予算について御説明いたします。

別冊でございますが、厚生常任委員会説明資料の22ページをごらんいただきたいと思っております。

公害対策費の環境立県推進費について、新たにストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業として、温室効果ガスの具体的削減を進めるための関係団体等と連携した推進会議の設置による県民の生活スタイルや企業活動の見直しに向けた普及活動を推進するための経費として327万6,000円を計上いたしております。

環境政策課分は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

主要事業及び新規事業の資料、46ページをお願いいたします。

アスベスト対策についてでございます。

アスベスト問題につきましては、相談への対応、救済給付の受け付け等を現在行っているところでございます。

説明欄3の石綿健康被害救済基金拠出金でございますが、石綿による健康被害を受けた方や遺族への救済給付を行うため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されました石綿健康被害救済基金へ1,451万円を拠出するものでございます。

これは、19年度から28年度まで毎年拠出することになっております。

次に、(4)石綿健康被害救済給付事業でございますが、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく申請等の受け付け業務や制度の周知に関するもので、同じく独立行政法人環境再生保全機構からの委託を受けて行うものでございます。

次の47ページをお願いいたします。

アスベスト環境調査等事業についてでございますが、建築物のアスベスト除去作業に係る調査等でございます。

説明欄の①は、石綿を使用した建築物のアスベストを除去する作業への立入検査、②は、アスベスト作業における環境濃度調査、③は、採石場周辺における環境調査でございます。

次に、資料48ページをお願いいたします。

新たな環境問題への対応、ダイオキシン類対策でございますが、説明欄、①環境濃度の把握は、宇城・天草地域におきまして、大気、公共用水域、地下水、土壌、底質の環境調査を、②工場、事業場調査は、ダイオキシン類特措、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます届け出指導や行政検査を行うものでございます。また、③水俣市百間排水路等の底

質ダイオキシン類問題への対応につきましては、同水路や水俣湾の水質監視、水俣湾の魚類調査を実施するものでございます。

なお、堆積土砂のしゅんせつにつきましては、土木部が、公害防止事業としまして、平成20年夏から実施するという予定でございます。

次に、資料49ページをお願いいたします。

大気汚染調査監視事業についてでございますが、これは、ばい煙の規制や大気汚染の監視に関する業務でございます。

説明欄、(1)大気汚染規制業務は、ばい煙発生施設などの届け出、指導に関するもの、(2)から(4)は、大気汚染監視に関するものでございます。県下の大気汚染状況、常時監視、光化学スモッグ注意報などの発令などを行うものでございます。

なお、このうち(4)は、今年度中に光化学オキシダントの測定局を設置するに当たりまして、適正配置、どこに設置するかを検討していただく検討会の部分でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

光化学オキシダント監視体制緊急整備事業についてでございます。

これは、平成18年6月に本県観測史上初の光化学スモッグ注意報の発令を熊本市で行いました。また、平成19年度は、4日、延べ7地域で発令をいたしました。県内全域を網羅した監視体制の整備のため、測定局を4局増設し、監視を補完するために、大気環境測定車を増車するものでございます。これは6月補正でお願いする部分でございます。

ちなみに、9,951万4,000円のうちの4,620万円が大気環境測定車分になっております。

最後に、開発における環境配慮の推進についてでございます。

環境影響評価法や条例などの環境配慮の推進を図るためのものでございます。

なお、ここに環境影響評価手続中の事業として4つ書いてございます。2番目のIWD

東亜熊本、廃棄物最終処分場事業につきましては、事業者でございます株式会社IWD東亜熊本からの事業撤退、事業廃止の意思表示がまだなされておられませんので、一応形式上、手続上はまだあるというふうに御理解いただきたいと思っております。

それでは、6月補正の御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会説明資料6月補正分でございますが、資料の23ページをお願いいたします。

公害対策費の右側の説明欄1.環境政策推進費58万円余でございますが、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきます窓口業務及び周知業務を実施することによる補正増でございます。これは、独立行政法人環境再生保全機構からの委託でございます。

次に、公害規制費の説明欄1.公害監視調査費9,951万円余でございます。先ほどの御説明のとおりでございますが、光化学スモッグの監視体制の強化のための測定局の増設と大気環境測定車の増車を行うことによる補正増でございます。

環境保全課分については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

委員会資料の51ページをお願いいたします。

説明欄に記載しておりますとおり、水環境課は、熊本の豊かな水資源を将来に向けて守り、引き継ぐことを目的に、水資源の安定確保、公共用水域の水質保全対策、熊本地域の地下水保全及び水道事業の推進等に取り組んでいるところでございます。

まず、水資源対策の推進の主な事業といたしまして、(1)熊本地域地下水保全協働推進事業がでございます。

①に記載しておりますが、長期的に漸減傾向にございます熊本地域の地下水を保全する

ため、県と熊本地域14市町村で、保全目標等を定めました熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画を、実施計画も含めまして現在共同で策定作業を取り進めているところでございます。また、②に記載しておりますが、熊本地域の地下水涵養を目的に、白川中流域などで水田湛水事業を引き続き実施することとしてございます。

次に、(2)のみんなの川と海づくり県民運動事業でございますが、公共用水域の水質浄化に向けた取り組みの一環といたしまして、市町村や各種団体、県民の皆様と広く連携して、①に書いております一斉清掃活動や、次の52ページにわたっておりますが、②③に掲げてございます各種の啓発事業等を実施するものでございます。

次に、水質保全対策の推進でございます。

(1)の水質環境監視事業につきましては、水質汚濁防止法等に基づきまして、有明海、八代海や河川など公共用水域の水質保全を図るために、①に掲げます総合的な環境調査、②に掲げております工場、事業場等からの排水等に係る監視指導などに取り組んでまいります。また、③に記載しておりますが、公共用水域や地下水への油等の流出事故発生等の場合には、関係機関と連携をしまして、水質汚染の拡大防止等に努めてまいることとしております。

(2)の地下水質監視事業でございますが、①に記載しておりますように、水質汚濁防止法等の規定に基づく水質調査でございます。

本県は、特に飲料水につきまして地下水依存度が高いことから、民間所有の井戸等につきまして、水質の概況を把握するとともに、汚染が確認されました場合には、モニタリングや周辺井戸の調査等を行ってまいることとしてございます。

次の53ページをお願いいたします。

地下水監視事業の続きでございますが、②につきましては、県地下水保全条例の規定に

基づきまして、工場、事業場の排水等の水質調査、③は、本県におきましても硝酸性窒素による地下水汚染等が見られておりますことから、関係部局や市町村、JA等と連携をいたしまして、削減対策を引き続き推進することとしております。

その下の(1)水道事業の推進につきましては、地下水が豊富なこともございまして、水道の普及率が全国でも低くなっておりますが、渇水、あるいは水質汚染、災害等を考慮いたしますと、中長期的には水道の普及促進が必要となっております、各市町村に対する水道整備のための基本構想づくりや経営体制整備、水道施設の維持管理等への支援に取り組んでまいることとしております。

水環境課は以上でございます。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてでございます。

本県のすぐれた自然環境の保全、あるいは自然保護についての理解を促進するために、(1)の県民の方々を対象にいたしました研究会、自然環境学習講座等の実施、あるいは(2)の条例に基づいて指定しております自然環境保全地域等において、自然環境の保全対策、開発規制などを実施してまいります。さらに、(3)の条例に基づき指定しております指定希少野生動植物、約40種の指定をしておりますけれども、捕獲、採取を原則禁止するなど、生物多様性の保全に努めてまいります。

次に、野生鳥獣の保護管理についてでございます。

野生鳥獣の保護管理を図るために、鳥獣保護法や第10次の鳥獣保護事業計画に基づいて、次の事業を行ってまいります。

まず、(1)の特定鳥獣適正管理事業でございますけれども、第3期特定鳥獣保護管理計

画に基づきまして、シカの有害捕獲を行う市町村に補助する等支援するとともに、今年度につきましては、頭数調整の捕獲を導入いたしまして、適正な生育密度に早期に誘導するために前倒し捕獲を行うこととし、シカによる森林被害等の早期軽減に努めてまいりたいというふうに考えています。

また、(2)の銃器やわな等を使った狩猟や有害鳥獣捕獲について必要な狩猟免許試験を実施するとともに、3年間の有効期間に達した方々を対象に更新等の講習会等を実施いたします。

55ページをお願いいたします。

(3)の野生鳥獣の保護や保護思想の普及を図るために鳥獣保護センターを管理運営しておりますけれども、来年度からは、昨年度、行財政改革の一環といたしまして、業務の見直しを行いまして、傷病鳥獣の受け入れを中心とする業務に特化するというふうなことでしております。

次に、自然公園の保護・利用についてでございます。

県内の国定公園、県自然公園の区域内において次の事業を行います。

まず、(1)の自然公園保護事業でございますけれども、自然公園法、県立自然公園条例に基づきまして、開発行為に対する規制を行い、自然公園の適正な保護に努めてまいります。

また、(2)の自然公園利用事業といたしまして、①の九州自然歩道等の清掃管理、②の天草、あるいは富岡ビジターセンターの管理運営などにより、公園利用者が快適に利用できるよう努めてまいります。

さらに、(3)の県内の国立、国定、県立自然公園内に整備しております施設について、安全かつ快適な利用を図るために、既存施設の補修、いわゆるリニューアルでございますけれども、そういったものを行います。

(4)でございますけれども、阿蘇の仙酔峡

にあります公衆トイレをUDの視点に立って整備を行います。

続きまして、6月補正の予算について御説明いたします。

6月補正資料の24ページでございます。

鳥獣保護費につきましては、先ほど御説明いたしましたシカの前倒し捕獲に係る市町村への捕獲奨励金の補助などに要する経費として1,177万円を計上しております。

観光費につきましても、先ほど御説明いたしました仙酔峡のトイレの整備費用といたしまして2,830万円を計上しております。

以上、自然保護課の合計4,007万円をお願いしているところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 引き続き主要事業及び新規事業の56ページをお願いいたします。

廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の促進について御説明を申し上げます。

循環型社会の形成のために、事業者、県民、行政が連携いたしまして、3Rを進めるため、次のような事業に取り組んでまいります。

まず、1の廃棄物リサイクル等啓発事業でございますが、ごみゼロ推進県民大会の開催など、各種啓発を行ってまいります。

2の産業廃棄物リサイクル等推進事業でございますが、県内の排出事業者等が行います産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル技術に関しまして研究開発の補助を行うものでございます。

3の廃棄物コーディネーター事業は、当課に、民間企業におきまして産業廃棄物の処理の実務を経験してきました2名の廃棄物コーディネーターを配置しておりますが、この2人が、企業に対しまして、廃棄物の削減やリサイクル等に関する助言、指導を行っております。これにより、適正処理やリサイクルの促進を図るものでございます。

57ページをお願いいたします。

廃棄物の適正処理の推進でございますが、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、廃棄物処理法等に基づきまして、排出事業者、処理業者等への指導監督を行っております。また、産業廃棄物の安定的な処理のため、公共関与による管理型最終処分場の整備を進めてまいります。

まず、1の産業廃棄物適正処理事業でございますが、産業廃棄物が適正に処理されますよう処理業者等へ立入検査等を行うものでございます。

2の自動車リサイクル推進事業でございますが、これは、法に基づきまして許認可事務等を行いますとともに、リサイクル事業所への立入検査や現地指導を行うものでございます。

3の不法投棄等防止対策事業でございますが、不法投棄等の防止をするために、監視活動、早期改善指導を行ってまいります。

4の不法投棄撲滅県民パートナーシップ推進事業でございますが、これは新規事業でございます。不法投棄の未然防止を図るため、農業協同組合、森林組合など、協定を締結しております。これらの団体に対する研修会、合同パトロールの実施等を通じまして、住民参加型の監視体制を整えてまいりたいと思っております。

58ページをお願いいたします。

公共関与推進事業でございますが、公共関与による管理型最終処分場の建設の促進にかかわるものでございます。予定地住民等への説明会の開催、財団法人熊本県環境整備事業団に対する環境アセスメント実施費用等の貸し付けに関する経費でございます。

当財団におきましては、20年度の事業といたしまして、用地測量のほか、環境アセスメントの取り組み、井戸調査、地質調査など、計2億円余の財団事業費を見込んでおります。県からの貸付金で対応することとしております。

59ページをお願いいたします。

管理型最終処分場立地交付金事業と7の最終処分場周辺環境整備等補助事業でございますが、最終処分場の立地促進、理解促進を図るための制度として、昨年と同様、市町村への補助を行うものでございます。

続きまして、常任委員会の説明資料、別冊の方をお願いいたします。

28ページ、一番最後の裏表紙のページでございます。

2月議会で御承認いただきました繰越明許費に伴う繰越計算書の御報告でございます。

公共関与推進事業費でございますが、産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本設計につきまして1,176万円の繰り越しが確定いたしましたので、御報告をいたします。

なお、基本設計につきましては、7月下旬を目途に完了を予定しております。

よろしくをお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

主要事業及び新規事業の御説明をさせていただきます。

資料の60ページをお願いいたします。

まず、保健医療対策の実施についてでございますが、平成3年の中央公害対策審議会答申に基づきまして、平成4年から、水俣病発生地域住民の健康不安解消をするために、水俣病総合対策事業を実施いたしております。

このうち、医療事業につきましては、医療手帳及び保健手帳を交付し、被害者の方々に医療費等の給付を行っております。

以下、表の説明をさせていただきますが、水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害、これは両手両足の末端に行くに従ってより強く触覚あるいは痛覚といった感覚の障害のことでございますけれども、これを有する方々に医療手帳の交付を行い、医療費の自己負担分の全額給付や、はり・きゅうといった療養

に要する経費、それに手当を平均して2万円程度を支給いたしております。特に、平成7年の政治解決のときに7,000人近くの方々が対象となっております。

また、医療手帳の症状までではないものの、めまい、ふらつき、からすまがりなどの一定の神経症状がある方に対しては保健手帳を交付いたしております。医療手帳同様、医療費やはり・きゅうといった療養に要する給付がなされております。ただし、こちらには手当がございません。平成7年の政治解決時に700人近くの方々が対象となっております。この手帳は、最高裁判決後の水俣病対策の一環として、平成17年10月に、申請受け付けを再開いたしております。手帳の申請が現在急増いたしております。5月末現在で1万4,000人を超える方々が交付を受けておられます。それに伴いまして医療費もふえてきております。このため、昨年よりも約6億円ほどの増額を見込んでおります。

次に、総合対策事業の中の健康管理事業でございますが、これは、水俣病発生地域住民の健康管理を行うために、当該地域の市町が行う40歳以上の方の住民健康診査に合わせまして、水俣病に見られる神経症状の問診や血液検査を実施いたしているものでございます。また、健康相談も含めた相談窓口を各関係市町に設置をいたしております。

2つ目は、新たな救済策の実現についてでございますが、平成19年10月の与党プロジェクトチームが取りまとめました新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方、参考の2に、その内容をお示しいたしておりますが、それに沿った救済策が実現した場合に、公的検診を実施し、手当等の支給を行い、被害者の早期救済を図るものでございます。

次の62ページをお願いいたします。

3つ目は、環境・福祉モデル地域づくりに向けた取り組みについてでございます。

環境大臣が設置しました懇談会の提言で、

水俣・芦北地域を、環境と福祉のモデル地域にすべきという提言があったことから、水俣病発生地域における先進的な取り組みを支援するものでございます。

(2)の水俣病の情報や教訓を発信する情報発信支援事業、(3)胎児性や小児性の水俣病の方々の日常生活を支援したり、社会参加を促進するためのサービス提供や利用する施設の整備に補助をする事業、そして(4)のモデル地域づくりのための補助の事業等を行うものでございます。

続きまして、6月補正予算について御説明をさせていただきます。

常任委員会説明資料の25ページをお願いいたします。

公害保健費でございますが、総額5,000万円余の増額補正をお願いいたしております。

その内訳につきましては、右側説明欄により御説明させていただきます。

公害被害者救済対策費といたしまして、先ほど主要事業の説明のところでも申し上げましたが、(1)の水俣病関連情報発信支援事業において、水俣市立水俣病資料館の改修など、関係市町の水俣病に関する情報発信の取り組みを支援するための経費2,100万円余の増額補正と、(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業において、水俣市が空き店舗等を活用して行う水俣病被害者と地域住民のふれあい拠点づくりなど、水俣病発生地域の保健、福祉における先進的な取り組みを育成、促進するための経費2,800万円余の増額補正をお願いしているものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

主要事業について御説明いたします。

資料の63ページをお願いいたします。

水俣病認定業務の推進についてござい

すが、認定業務につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、認定申請者に対しまして、疫学調査、認定検診等を実施いたしまして、認定審査会の審査を経て、知事が認定または棄却の処分を行うものでございます。

なお、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者数は、5月31日現在で3,718人となっております。

認定業務の内容につきましては、(1)に記載のとおりでございますが、認定業務を推進するに当たりまして、特に③の医師による検診の実施が課題でございまして、医療機関への委託検診のほか、県から直接検診医を派遣することによりまして、検診体制を整備してまいります。

なお、認定業務に関しましては、(2)の水俣病認定申請者治療研究事業を実施しております。これは、認定申請後1年を経過した方などにつきまして、処分があるまでの間、申請者の負担軽減を図る意味で医療費等の支給を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

まず、食の安全安心の確保についてでございますが、(1)の事業において、18年6月に策定いたしました県食の安全安心推進計画に基づき、県民、関係団体と連携して関連施策を総合的に推進してまいります。

具体的には、①の食の安全対策会議、これは知事をトップにしたものでございますが、この運営、②の食品検査結果等情報の提供では、昨年度のミートホープ事件や冷凍ギョーザ事件の際に、ホームページ等を活用して、県民への情報提供、注意喚起を実施いたしましたが、今後とも本事業によりの確かな実施を

図ってまいります。また、③のくまもと食の安全・食育推進県民会議等により、関係団体との連携を強化し、食の安全、安心の確保に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。

(2)の食品検査体制整備事業におきましては、農林水産物や加工食品について農薬の残留検査等を実施いたします。高度な食品検査機器の導入により、全国トップレベルの検査体制を維持しております。本年は、昨年度の事件を踏まえ、特に輸入冷凍食品の検査の強化を検討しております。

(3)のJAS品質表示指導事業においては、本年4月からJAS法の適用範囲が拡大されたことから、この周知徹底を図るとともに、九州農政局や警察、熊本市等との連携を深め、違反事例には厳正に対処してまいります。

次に、食育の推進についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、66ページをお願いいたします。

食育総合推進事業におきまして、18年3月に策定した県食育推進計画に基づきまして、①の県民大会の開催、食育キャンペーンの実施等による普及啓発を図るほか、③の各事業の実施により、住民に身近な市町村や地域における取り組みを促進してまいります。

次のページをお願いいたします。

豊かな消費生活の確立についてでございますが、巧妙化の進む悪質商法や製品事故の多発、多重債務者問題の深刻化など、複雑多様化する消費者問題に対応し、被害防止を迅速に図るため、今年度から、相談部門と施策の企画立案部門を統合する組織再編を行ったところでございます。この体制を生かしながら効果的な消費者相談、事業者指導や啓発等を行ってまいります。

具体的には、(1)の消費者行政推進対策事業等として、関係法令や県消費生活条例に基づいて、事業者への立入検査、指導や地域における人材育成等を行ってまいります。

(2)の多重債務相談市町村サポート事業は、センターの相談で最も多い多重債務問題について、住民に身近な市町村における相談体制を拡充いただくためのサポート事業を新規に実施いたします。

(3)の消費生活相談事業等によりまして、県民からの苦情相談に対する確実な対応及びこれを生かした意識啓発、情報提供による被害防止を図ってまいります。

以上でございます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課の高野と申します。

主要事業及び新規事業について御説明を申し上げます。

資料の68ページをお願いいたします。

まず、総合的な交通安全対策の推進につきましては、第8次熊本県交通安全計画に基づきまして、県民の交通安全思想の普及啓発を初め、交通安全施策を積極的かつ効果的に推進するものであります。

(1)は、①の各種の交通安全運動の実施など、熊本県交通安全推進連盟が行う事業及び②の反射材等普及啓発を初めとする高齢者の交通事故防止県民運動推進委員会が行います事業に要する経費への補助であります。

(2)は、飲酒運転の根絶及び高齢者の交通事故を防止するため、一般公募いたしましたビデオやポスターなどの作品をテレビスポットで流しまして、意識啓発を図る県民参加型の特別啓発事業であります。

(3)は、交通事故の被害者対策といたしまして、交通事故に伴う損害賠償等の相談業務であります。

次に、69ページをお願いいたします。

犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進につきましては、本県の刑法犯認知件数は年々減少傾向にあるとはいいましても、子供や高齢者を被害者とする事件が発生するなど不安が増大する中で、犯罪の起きにくい安全

安心まちづくりの基本方針及び同条例に基づきまして、県民を初め、事業者、関係団体が連携協働し、犯罪が起きにくい環境づくりを推進するもので、①の広報、啓発を初め、②の地域防犯リーダーの育成、③の地域安全マップの普及促進と④の安全なまちづくり推進モデル事業であります。

このモデル事業につきましては新規事業でございます。地域におきます安全マップあたりの作成段階で明らかとなりました危険箇所に対して環境の改善を図っていくという一歩踏み込んだ事業でございます。本年度はモデル地区を3カ所指定し、取り組むこととしております。

次に、70ページの犯罪被害者等支援の推進につきましては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成19年度に作成しました熊本県犯罪被害者等支援に関する取り組み指針に沿いまして、犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

具体的には、①に掲げております広報、啓発を初め、②の庁内及び県と市町村との連絡会議の設置による連絡体制の強化を図るとともに、民間支援団体との連携協働、市町村における対応窓口設置に向けた働きかけなどを行うこととしております。また、③の研修会開催による関係職員及び相談員等の育成支援にも努めてまいります。

次に、71ページの総合的な青少年対策の推進につきましては、熊本県次世代育成支援行動計画に沿いまして、体験行動や社会活動への参加促進など、各種施策を総合的かつ計画的に推進しますとともに、熊本県少年保護育成条例に基づき、関係機関が一体となった有害環境の浄化活動など、県民総ぐるみによる青少年の健全育成に向けた施策を推進するもので、主な事業としては、少年保護育成条例実施事業及び小学生を対象とした派遣事業であります。ジュニアチャレンジ事業でありま

す。

次に、補正予算について御説明申し上げます。

補正予算説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、交通安全対策促進費でございますが、補正額は594万2,000円をお願いしております。

内訳として、説明欄の1の交通安全総合対策費としまして、熊本県ダンプカー協会並びに交通安全推進連盟等が行います交通安全推進事業に要する経費への補助564万2,000円、2の交通安全思想普及費として、熊本県交通安全母の会が行います交通安全活動事業に要する経費への補助30万円であります。

次に、青少年育成費として91万8,000円をお願いしております。これは、青少年育成県民運動の推進母体であります熊本県青少年育成県民会議が行う県民運動推進活性化活動事業に要する経費への補助でございます。合計686万円をお願いしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課、佐藤でございます。

当課の事業の説明をいたします。

平成20年度主要事業の72ページをお願いいたします。

人権同和対策におきましては、平成16年3月に策定いたしまして、本年3月に改訂をいたしました熊本県人権教育・啓発基本計画を基本に据えまして、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向けて、市町村と連携をとりながら、施策の推進を図っているところでございます。

主要事業といたしまして、まず、県の関係ですけれども、1の人権施策推進事業161万円でございます。これは、県民の代表の方々から県の人権施策について御意見を伺う熊本県人権施策推進会議や、県内の行政や民間団

体などが一体となって人権の啓発を推進する熊本県人権啓発推進協議会などを運営するものでございます。

次に、市町村との連携関係でございますが、2の人権教育・啓発総合推進事業2,572万円余でございますが、これは法務省からの全額国庫委託事業で、市町村の方で、人権フェスティバルなど、各種人権啓発活動を行っているものでございます。

また、3の人権啓発住民交流拠点支援事業1億6,257万円余でございますが、これは、市町村が設置しております隣保館の運営に要する経費に、国庫2分の1、県費4分の1の補助を行うものでございます。

主要事業は以上でございます。

次に、厚生常任委員会の説明資料の方をお願いいたします。

資料の27ページをお願いいたします。

補正予算の関係でございます。

社会福祉総務費でございますが、14万7,000円をお願いしております。

これは、市町村で人権に関する相談や各種啓発活動を行っておられる人権擁護委員の県組織であります熊本県人権擁護委員連合会が広報宣伝や啓発活動などを行うことに対する補助でございます。

以上、人権同和対策課分は以上でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。

主要事業につきまして御説明いたします。

資料の73ページの説明欄をお願いいたします。

人権センターでは、同和問題を初めさまざまな人権課題の解決に向け、国、市町村及び関係機関、団体等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図るための人権教育・

啓発に取り組んでいるところでございます。

(1)の広報・啓発事業につきましては、講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ等を利用いたしました広報啓発活動を実施いたしてまいります。

(2)の市町村連携支援事業につきましては、市町村における人権教育・啓発の積極的な取り組みを促しますとともに、資料及び情報の提供などの支援を行ってまいります。

(3)の研修・人材育成事業につきましては、資料等において、人権研修指導者の育成を図るための講座や事業主の研修会などの各種研修会を開催いたしますとともに、出前講座や講師の紹介、テキスト等の作成、配布等を行ってまいります。

(4)の相談事業につきましては、県内の各相談機関との連携を図りながら、人権問題全般に関する相談ができるような総合相談窓口の運営を行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で環境生活部からの説明が終了いたしましたので、主要事業及び議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 まずは環境政策課の、これは補正予算の資料22ページ、環境立県推進費ということで、これは新規事業で、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業というのが挙がっています。これは推進会議を設置するということですが、これはどういう感じになるんですかね、この推進会議自体は。

○森永環境政策監 ストップ温暖化についての県民総ぐるみ推進会議の件のお尋ねでございますが、基本的には、今回、県内、いろんな民間、行政、団体交えた幅広い温暖化対策についての会議体というのが今現在ございま

せんで、これを新しくつくりまして、いろんな新しいテーマの削減対策をさらに打ち出したりとか、今ノーマイカーの通勤運動というのを4月から始めておりますが、これとさらに、温暖化に対して身近に取り組めるような、県内で一斉にやれるような、基本的にはそういう新規事業の検討といろんな新たな取り組みの合意形成の場として、無事に予算を御審議いただいて通していただきましたら、7月ぐらいにはそういう会議体を立ち上げたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 これは、何回ぐらい今年度中にやるおつもりで、どのくらいの範囲の人たちが入られるんですかね、大体で結構ですけれども、まだ決まってませんか。

○森永環境政策監 今の大体の見通しとしましては、全体会議は、消費者団体、行政、産業界、いろんな団体を交えて、それこそ70とか80ぐらいいろんな団体でございますので、そういう団体を交えた大きな組織体をつくりたいと考えておまして、その全体の会議は、8月なり10月なり、年2回ぐらい開催のイメージでございまして、さらに、先ほど申し上げました個別の各論の、これからやるべきいろんな事業の検討のためのいわばワーキンググループ的なものを別途その組織の中につくりたいと考えておまして、そのテーマとしてどういうのがふさわしいのか含めて今後詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 今の話ですと、70~80ぐらいの団体の方々が入るということですし、年に2回ぐらい大きな会議をやって、それとは別に個別具体的ないろんなことを決めていくということで、ワーキンググループを設置しようというふうなことだと思います。

これは、温暖化対策については、ちょうど

洞爺湖サミットも控えておりますし、いろいろとちょうど今旬の時期であろうかというふうに思うんですが、なかなかこれは、具体的に何をやりやいいのというのが、実は、クーラーの設定温度を上げたりとか、いろんなクールビズ、いろいろ取り組みをそれぞれやると思いますが、なかなかこういうの、会議やっているんな団体が集まっても、本当にどういう成果が出たのか結局わからなかったということになりやしないかなという危惧をします。

ですから、せっかくこういう会議体をつくれるのであれば、やはりきちんとした具体的な目標値をやっぱりそれぞれに定めて、それに向けて各団体が努力して実践をし、その結果、必ず結果を、例えば、じゃあ年度末の段階で出すと、こういう効果が出されたとか、やはりそういう数値目標的なものがないと、なかなかこれはうまくいかないというふうに思いますけれども、その辺についてどうお考えですか、担当課としては。

○森永環境政策監 熊本県では、県の環境基本計画に基づきまして、平成22年に削減目標6%値を設定しております。

今のお尋ねは、個別具体的な施策の中で数値目標がどこまで設定できるかというお尋ねだと思いますが、いろんな産業部門、それから業務部門から運輸部門、家庭部門といろんな部門で削減策を、それぞれ今国、県交えてやっているところでございますけれども、現時点でぴったり県でこれだけやればこれだけの削減効果が出るというところが、なかなか算定含めて難しい状況もございますが、例えば、今進めておりますノーマイカー通勤の運動等においては、例えば、1人1日ノーマイカーに切りかえていただくと、CO<sub>2</sub>の削減が4.6キログラムあるとか、そういう個別施策の中で、これだけ参加いただければ、これぐらいの削減につながるよと、それは、いわ

ば家庭でいえば何個分ぐらいの削減相当数というのが、そういうなるべく県民の皆さんにわかりやすく、かつ効果が、先生おっしゃいますように、具体的に見えるような対策というのを今後いろんな形で打ち出していきたいというふうに考えております。

ただ、そのトータルの数値目標というところまでは、ちょっとまだなかなか今後の検討課題等については重要だと思っておりますので、引き続き研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 今答弁があったとおり、なかなかその全体の数字マイナス6%というのは、これはもうみんな大体何となくわかっている人が多いと思うんですけれども、やっぱりそれに向かっていく個別のことというのは、取り組めることというのは数値化してできる限りやっていただきたいということ、これは要望しておきます。

それと、引き続きよろしいですかね。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 これはまた補正予算関係、24ページ、これは自然保護課になります。

鳥獣保護費の鳥獣保護対策事業費ということで1,177万円、特定鳥獣適正管理事業ということでこの経費が上がってますけれども、これは大体毎年何頭ぐらい実績としてあるんですかね、この捕獲というか……。

○久保自然保護課長 概略でよろしゅうございますか。

○大西一史委員 概略で結構ですけれども。

○久保自然保護課長 1万頭を超える数字を捕獲します。

○大西一史委員 1万頭ですか。

○久保自然保護課長 はい。

○大西一史委員 1万頭に対して1,177万円ということですね。

○久保自然保護課長 いえ、今回お願いをしておりますのは、狩猟期、いわゆる11月15日から、シカについては3月15日までを猟期として定めております。その期間において、今までは狩猟でやったんですけれども、今度は少し計画的にダメージを与えようというふうなことで計画的に捕獲をやろうと。これを先ほどちょっと頭数調整の捕獲というふうな形で言葉として申しましたけれども、2,500頭やる予定でございます。

あとにつきましては、狩猟期以外については、有害鳥獣駆除で約7,000頭ぐらいとっています。さらに、猟期において、これは一般狩猟でございますけれども、約5,000頭ぐらいというふうなことで、先ほどちょっと1万頭を超える数字が捕獲されているというふうなことを申しましたが、そういったことです。

それに加えて、今度は2,500頭やるということで、その数字が上がっているということです。

○大西一史委員 プラスアルファ2,500頭ということですね。

○久保自然保護課長 はい、そういうことです。

○大西一史委員 わかりました。

済みません、せっかくですから、その下の観光施設の自然公園施設UD整備事業です。久しぶりにユニバーサルデザインというのが出てきて、実はパートナーシップとユニバーサルデザインというのは、この厚生常任委員

会ではほとんど毎回必ずどっかに出ていたんですが、今回探すと、UDというのはここだけなんです。それで、ちょっと目についたんですけれども、自然公園施設のUDの視点による整備、これはトイレですね。どういうあれをやるんですか、結構な予算がついてますけれども。

○久保自然保護課長 仙酔峡にあります県営の公衆トイレでございまして、壁、屋根ですね、非常にさびくれ、あるいは腐食が目立ってきております。そういったものを補修するというふうなことでございます。

○大西一史委員 いや、そのUDというのはどこですかね。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

あと、男子用トイレの手すりをつけるとか、あるいは、いわゆる障害者の方のために、おしりをふくような道具を少しつくるとかというふうなことで、ワークショップもちょっとやっております、そういった方々に配慮した施設ということで改修を考えています。

○大西一史委員 なかなかこういう観光施設、自然公園あたりでのこういう施設はすぐ老朽化してしまうとか、なかなか管理が行き届かないという点もあろうかというふうに思いますが、これだけ多額の経費をかけてやる、しかもUDということできちとうたっていますので、その辺の意識を徹底していただきたいなと思います。

本当に全課を通してパートナーシップというのは、この不法投棄の撲滅県民パートナーシップというので1個出てきたぐらいで、本当にUDとパートナーシップというのが何かいつの間にやら、知事がかわるとこんなにも消えてしまうのかというふうに思いましたけ

れども、そういうUDの視点あたりはきちんと持って、これは自然保護課に限らず、ほかの課でも整備に関しては当たっていただきたいということを取りあえず要望させていただいておきます。

○平野みどり委員 環境政策課と水資源、どちらとも八代海、有明海の環境に関して報告されていますけれども、今回、期せずしてといいますか、6月4日に知事がああいう発表をされた荒瀬ダムの問題で、当然有明海、八代海への影響というのが、今後もそれからこれまでもあったわけですが、こういった再生に向けての事業の中で、荒瀬ダムの撤去、そしてそれが決まってからの水門の開閉等の影響も含めたところでの視点で、検証なり再生の過程の調査なりというのはされているのでしょうか。まずは環境政策課。

○森永環境政策監 今の有明海、八代海の再生と荒瀬ダムの撤去撤回に関連した質問だというふうに思いますが、全体的なお話としては、八代海、有明海共通でございますけれども、いろんな環境保全あるいは水産資源の保護といいますか、そういう形でこれまでもいろんな施策を庁内各課連携して取り組んでいるところでございます。

荒瀬の話につきましては、具体的には、水環境課で水質についてのチェックなりを一応やっただいていただいているところでございまして、過去において、球磨川上域の流域下水道の整備等におきまして、水質は一定の改善が見られている等、あるいは水産資源についてもいろいろ過去にはやっただいていただいているところでございまして、今回の取り組みについても、基本的には企業局サイドでいろいろ今後また詳細な検討をされていくと思いますので、そういう中で連携をとって、今よりも現状、環境について、あるいは水産資源について悪くなるということはないような形でしっ

かりと環境部という形で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○平野みどり委員 干潟の再生、この覆砂が人工的にされたことによるものなのか、川からの砂によるものなのか、そういう部分の検証というのも今後ということでしょうか。今まで、企業局と連携して、お互いデータをつき合わせたりというふうなことというのはないということですね。いかがでしょうか。

○森永環境政策監 干潟の水産関係の影響といたしますか、それについては具体的に特定の場所について影響が出たというふうな状況については今のところお話は伺っておりませんが、当然ながら、今後の荒瀬ダムの取り扱いについてのいろんな検討は進められると思いますので、その中で、当然関係する企業局、あるいは水産、庁内関係課で引き続き、先ほど申しあげましたように、今よりも環境あるいは水産資源に悪い影響が出ないような形の取り組みになるように今後とも正していきたいと思っております。

○平野みどり委員 水環境課の方はもう聞きませんけれども、一応、河川51地点、ダム1地点、海域50地点と、102地点ということで水質の環境改善がどう変化したかに関して調査をしておられるわけですので、当然今後は企業局とそこら辺のデータのつき合わせをぜひやっただいて、一定期間でしたけれども、水門の開門がなされたことでの影響がどの点まで把握できるのかも含めて連携をとっていただきたいというふうに思います。

○城下広作委員 せっかくですから、ちょっと関連で。

荒瀬ダムが撤去された場合に、河川のある意味では浄化とか、河口に堆砂がある、いわ

ゆる回復するという考え方が一方であるんですけども、もう1つ上流に石打ダムがあるわけですね。2つあって、2つ確かになくなるとすると改善する可能性が高いと思うんですけども、荒瀬ダムが1つあって、その上流がまだ残っているとったときに、この荒瀬ダムの部分で大きく変わるとか変わらないとか、ちょっとそれはどう考えられておられますか。

○小嶋水環境課長 先ほどの平野委員の御質問の中では、ちょっと私どもの方には振られませんでしたので、球磨川も含めまして上流部から下流まで、それぞれ環境基準点において、海域も含めてでございますけれども、一応水質環境の状況というものは見ておるところでございますけれども、ダムにつきましては企業局の方でやっておられますので、そういった意味で私どもの方にお聞きにならなかったのかなというふうに思いますが、今、城下委員もおっしゃっておられましたけれども、河川につきましては、やはりひとところ随分と河川の水質が悪くなった時期もあるわけでございますけれども、上流部等におきまして生活環境の汚濁の負荷というものを軽減するためのいろんな対策というものが進んでまいりまして、全体的には河川環境については相当改善されてきていると、そんなふうに思っております。

ただ、それぞれ、昔のことといたしますか、住民の皆さん方の肌感覚みたいなどころからいきますと、随分昔の川はきれいであったなと、そういった形でおっしゃられますので、そういったところを恐らくは先生今おっしゃられましたように、河川でございますので、あちこちにそういう水門でありますとか、あるいは堰でありますとか、そういうものがだんだん設けられてきておりますので、そういったところのやはり見た目の影響というものはあるのかなと、そんなふうに思っております。

す。

それで、昔の自然の姿に返してということ、そういう観点から見ますと、確かにそちらの方が環境には負荷はかからないのかなとは思いますが、今の水質の状況というところになると、河川については一定の状況が保たれていると、ひとところから比べると、かなり水質の方は、そのもの自体は一応改善といえますか、きれいな状況にはなっている、全体的にですね。そんなことが言えるのではないかなと、そういうふうに思っております。

○城下広作委員 というのは、荒瀬ダムの撤去のときに話題になったのが、百済木川だったかな、あそこは。あそこがちょっと赤潮が発生して、いわゆるダムでせきとめている、そしていわゆる坂本村から来る水が停滞している、そこで赤潮が発生する、ちょうどそのこともあって、水質悪化じゃないかということもいろいろのことがあって撤去というのがあった記憶があります。現場にも視察に行った記憶があります。

しかし、あそこにはダムが2つあるからですね、1つとつても、なくなって、すべて解決というなかなかそれとリンクするのは、これはどうかかなという感じがあって、2つだったらそれはそれで効果は大きいんですけども、上が撤去という流れはまだ何ら見えてないという状況もありまして、ちょっとそのところが、この間の環境対策でもちょっと余り論議にならなかったもんだから、何かあそこは2つの関係というのも考えておくとか、視点としては要るのかなというふうに思っております。

食の方なんですけれども、済みません、最近、また例の飛騨牛ですか、結局内部告発がないと絶対わからぬと。きょうもどっかでだれかがというけれども、結局私たちはよくわからないと。内部告発で何かをだれか言った

ときに初めて、そこもあそこもというのが昨今のどうも食品に関係する話題のようございまして、いろいろ厳しく取り締まってもらっていると思うんですけども、一向にそういうところが——全国的に熊本じゃないですよ。全国的に見てあるんですけども、この体制の強化とか、やっぱり未然に防ぐとか、例えば、内部からばんばん言ってくれというのも、なかなかそれは難しいんですけども、何かやっぱり後を絶たないというのは、経営者のモラルとかもいろいろそういう厳しいのがあると思うけれども、ちょっとそれはどう考えておられるか。

○山地食の安全・消費生活課長 先生おっしゃられるとおり、私たちも、昨年ミートホープ事件が起きた際には、やはり内部からの内部告発といったような情報がないと、やはり確たるものがないと我々もなかなか調査を進めていけない部分があって、そういったものは大事に調査していこうということで、我々がその情報としていただける窓口といたしまして、食の安全110番というものを設置しております。実は一昨年から昨年にかけて、昨年は210件いただきました、それが倍増しているんですね。ですので、そういったいただいた情報を確実にその調査につなげていくというふうなことをやっていきたいというふうに我々としては思っております。

それから、やはりその際に、我々JASを持っておるんですけども、それ以外にも食品衛生法とか、それから県域業者のJASを我々が持っているんですけども、広域業者については国の九州農政局が所管しているとか、また、県警との連携とか、熊本市保健所との連携とか、そういった連携協議会がことし立ち上がりまして、そういったものも活用しながら連携して、見つけ次第しっかり取り締まっていくといったようなことをやっていきたいと思っております。

それから、モラルの点はなかなか難しいとは思いますが、我々としても、まず監視体制をしっかりとすることで、巡回指導を毎年やっておりますけれども。それから、昨年いろいろ問題ありました食肉とウナギと、それからアサリは本県多いので、それについては重点的に本年トータル100店舗回っていききたいというふうに考えております。

○城下広作委員 やっぱり関係する内部の方からのそういう通報じゃないけれども、そういうのはあるんですか。

○山地食の安全・消費生活課長 内部というか、同じ業界の方からの通報といったようなものはあります。直接我々のところに来るときもございまして、それから国の方も同じような窓口持っておりますので、そういったものが契機になることが多いようございまして。

○大西一史委員 関連して。この問題は、私も2月定例会で一般質問させていただいたんですけども、そのときにもいろいろ言ったんですが、立入調査と監視指導の強化を徹底しなさいよという話をしましたけれども、そのとき答弁でもたしか抜き打ちでこういった調査をやるというような話でしたが、4月にJAS法の適用範囲がこれはもう中間取引業者あたりにも拡大されたわけですけども、それ以降で抜き打ち調査をやったりしたということはありますか。

○山地食の安全・消費生活課長 抜き打ちというか、去年問題があったところについて確認調査に入ろうかということで、確認はしたんですけども、流通が、去年問題があったのはウナギでございまして、流通が非常に減っていて、取扱量が減っているという

ことですので、7月に巡回指導という形で一斉に、それは抜き打ちで行くんですけれども、やろうと思っておりますが、その一環としてやっていきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 この前の飛騨牛のニュースあたりを見とつても、もう来週入りますよとか言うんですよ。その間に準備できるじゃないかと思うわけですよ、私たち一般の消費者からすれば、いつ行くかわからぬというこの緊張感が大事だろうというふうに思います。7月に行きますということであれば、もうそれは業者さんも一生懸命、言わないけれども、対策をされると思いますので、今度からは、いつ行くかわからないというふうに答弁していただくありがたいなというふうに思います。

ただ、そのぐらい緊張感を持ってやるようにしないと、やっぱりどうしても緩んでしまう、そして、これだけ景気が厳しい、やっぱり少しでも利益を上げようということ、いろいろなあの手この手を使うということが、こういう不適正な表示であるとか、こういったものにつながりますので、その点はぜひしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにありますか。

ないようでございますので、質疑はこれで終了いたします。

次に、報告の申し出がっておりますので、受けたいと思います。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、質疑を一括して受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、順次報告を願います。

榎木野環境政策課長。

○榎木野環境政策課長 厚生常任委員会報告事項という冊子の20ページをお願いいたします。

環境生活部における平成19年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

環境生活部では、熊本県行財政改革基本方針及び平成19年度実施計画に基づき、行財政改革の取り組みを推進いたしました。

今回の資料に掲載しているものは、平成19年度における主な取り組みを取り出したものでございます。

なお、先ほど申しました基本方針、実施計画におきましては、3つの体系づけがなされておりまして、行政改革、財政改革、意識改革、こういう分類がなされておりまして、その順に沿って記載しております。

まず、1の行政改革についてですけれども、業務の見直しとして、利用率が低い公の施設の見直し、熊本県民間活力活用指針に基づく民間委託等の推進に取り組みました。

取り組み内容としましては、右の取り組み内容のところに書いてありますが、鳥獣保護センターについては、平成20年度末をめどに、傷病鳥獣の受け入れを中心とする業務に特化し、公の施設としては廃止することといたしております。

また、地球温暖化対策業務につきましては、環境立県くまもと推進普及啓発事業のうち、シンポジウムの開催及び広報業務等について民間委託を実施いたしました。

消費生活相談業務については、消費生活センターのあり方及び民間委託について検討を行いました。その結果、サービス面や管理運営面に問題があり、民間委託は見送ることといたしました。平成20年度、本年度から本庁消費生活部門と現場の消費生活センターの機能を本庁組織として一体化することで、消費者相談、事業者指導・処分、消費者啓発等の充実強化の支援等を一元的かつ一体的に展

開することとして、そのための組織改正を行ったところでございます。

21ページをごらんいただきたいと思いません。

財政改革におきましては、歳入・歳出構造の見直しについての取り組みを進めました。

(1) 歳入構造の見直しについては、環境保全基金の一部を取り崩し、環境立県くまもと推進普及啓発事業等の事業に積極的に活用しております。

(2) 歳出構造の見直しについては、第2次地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画による光熱費等の削減を図るために、各所属における省エネルギーのさらなる取り組みの強化を目指し、ISO活動推進員、これは所属長ですけれども、に対し研修を行うとともに、各所属においても、特定課題研修として自主研修を実施するなどの取り組みを行っております。

3番目の意識改革ですが、これは県民とのパートナーシップによる県行政の推進に取り組みました。

まず、県民と一体となった川や海を守る運動の推進として、みんなの川と海づくりデー、みんなの川と海づくり県民大会等を通して、県民と一体となった取り組みを推進しました。また、モデル的な取り組みの普及を図るために、新たに、くまもと・みんなの川と海づくり県民運動賞を創設いたしました。

また、ボランティア等との協働による不法投棄監視の取り組みとして、不法投棄情報提供の協定を締結している各ボランティア団体等に対しまして、ステッカーや情報誌の配布を行い、引き続き、協定に基づく監視及び連絡を依頼しております。また、平成19年7月には、新たに九州電力株式会社熊本支店と協定を締結したところでございます。

以上が平成19年度における環境生活部における行財政改革の主な取り組みですが、詳細な全庁的取り組み状況については、近日、県

庁ホームページに掲載する予定となっております。

以上でございます。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項資料の22ページをお願いいたします。

平成19年度ダイオキシン類の環境調査結果・法定自己検査結果及び行政検査結果でございます。

1の調査目的でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境調査でございます。

2の土壌の環境調査結果でございますが、19年度は、八代、芦北、水俣、球磨地域の10地点で調査を実施いたしました。その結果は、土壌1グラム当たり0.0019から1.7pg-TEQ/gでございまして、環境基準でございます1,000以下でございました。

23ページをお願いいたします。

3の法定自己検査結果でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年1回以上測定し、知事へ報告することになっております。そして、知事はそれを公表することになっております。

19年度に検査を行い、報告のあった141施設中、上天草市にあります株式会社前田産業の廃棄物焼却炉の検査結果が基準を超過していることが20年4月15日に判明いたしましたので、立入検査を行った上で、5月14日に改善勧告を行い、原因究明及び改善措置の実施を指導いたしました。現在、同社は、基準超過がないことを確認するまで当該焼却炉の稼働を自粛しているところでございます。

続きまして、4の行政検査結果でございます。

排出ガス等について、14施設の検査をした結果、すべて排出基準を満たしてまいりました。

また、ばいじん、燃え殻について、8施設の検査をした結果、2施設が埋立処理基準を超過していたため、特別管理産業廃棄物として適正に処理を行うよう指導し、現在、適正に保管、処理されていることを確認しております。

続きまして、24ページ、裏ページをお願いいたします。

これは、平成19年度環境ホルモン調査結果でございます。

国の調査で魚類に対して内分泌攪乱作用が認められたノニルフェノール等4物質、表にございますノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA、DDTにつきまして、県南、天草地域の8河川、9地点で調査を実施いたしました。その結果はすべて不検出でございました。

環境保全課報告事項、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

水俣湾の環境対策基本方針に基づきまして、平成19年度に実施いたしました水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告申し上げます。

まず、(1)の水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果についてでございますが、①に調査の趣旨を記載しておりますが、調査は、水質、地下水、底質、魚類及び動物プランクトンの5項目につきまして、総水銀を中心に、②に記載する要領で実施しているところでございます。

調査場所につきましては、資料の27ページをお開きいただきますと、そこに調査の位置を地図上に示したものを付けておりますが、水質につきましては湾内の2地点で年4回、底質につきましては湾内の3地点で年1回、地下水につきましては埋立地周辺の2地点で

年2回調査をいたしております。また、魚類及び動物プランクトンにつきましては湾内におきまして年1回採取をしているところでございます。

調査結果につきましては、もとのページにちょっとお戻りいただきまして、③に記載しておりますが、ア 水質及び地下水ともに全地点におきまして総水銀は検出されませんでした。また、イに書いておりますが、底質の総水銀につきましては、表に記載したとおり、3地点とも水銀を含む底質の暫定除去基準値でございます25ppmを下回っているところでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

ウの魚類につきましては、カサゴ、ササノハベラ、2魚種ともに、魚介類の水銀の暫定的規制値でございます総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppmを下回っておりました。

また、平成16年度から実施しておりますエ動物プランクトンにつきましても、大きな変動はあってございません。

④の今後の対応につきましては、本年度も、引き続き5項目の調査を実施することとしております。

次に、28ページをお願いいたします。

(2)水俣湾埋立地の点検・調査結果について、港湾課、都市計画課所管でございますが、あわせて御報告申し上げます。

この点検調査は、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、平成14年度から毎年実施しているところでございます。

平成19年の11月中旬から20年の3月下旬にかけて実施しているところでございます。

調査内容は、埋立護岸の前面の①水質環境調査、②埋立地内の地盤調査、③構造物の変状調査の3項目を実施しているところでございます。

①水質環境調査の位置につきましては、次の29ページに航空写真でつけておりますの

で、それで御説明申し上げます。

この航空写真に白い丸印で示しておりますのが調査の採水位置でございます。埋立護岸の前面で6地点の海水中の水銀濃度、総水銀を調査することによりまして、護岸からの水銀流出の有無を判断しようとするものでございます。

今回の水質環境調査の結果では、護岸前面の海中から水銀は検出されておられません。

次に、②埋立地地盤調査でございますが、29ページの航空写真で面的に赤く着色しておりますエリアの中で地盤の標高を測量いたしまして、過年度の測定値と比較しながら地盤の変動状況を観察しているところでございます。

なお、19年3月に竣工いたしました都市公園部、写真の黄色で着色しているところでございますが、ここにつきましても19年度より調査を開始しているところでございます。

調査の結果は、地盤の異常な沈下及び陥没等は見られませんでしたので、埋立土砂の流出等は生じていないと判断しておるところでございます。

次に、構造物変状調査でございますが、同じく写真で青い線で示しております部分の埋立地を囲んでいる外周施設及び百間、明神、汐見の各排水路を対象に、変位の観測及び目視による劣化、損傷等の変状調査を行っております。

また、各施設の鋼材部分につきましては、腐食状況の調査を行っております。このうち、構造物の劣化、変位、損傷などの調査結果につきましては、各施設とも構造物本体の安定に影響し、水銀を含む土砂の流出につながる有害な変状は確認されませんでした。

また、鋼材の腐食状況調査の結果につきましては、電気防食工の電位測定におきまして、全測点で良好な防食状態を維持していることを確認しているところでございます。

塗覆装防食工の目視調査の結果につきまし

ても、一部でひび割れ等が確認されておりますが、さびの発生等はございませんでした。

今後とも、構造物劣化の進行状況に注意しながら、埋立地の管理に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

この報告につきましては以上でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

熊本地域の地下水総合保全管理計画(次期計画)案の骨子について御報告を申し上げます。

この計画は、1 経緯の4行目ところに記載しておりますが、平成8年3月に、県と熊本市におきまして第1期の計画を策定してございます。この計画により、地下水依存度の高い熊本地域の地下水を総合的な観点から保全管理することを目指しまして、水源涵養や水利用の合理化等の取り組みを進めてきたところでございますが、依然として地下水の低下、湧水量の減少が観測されるほか、一部で硝酸性窒素が環境基準を上回るなど、水質汚染も見られるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成19年10月に開催されました熊本地域地下水保全対策会議におきまして、策定主体を県並びに熊本地域の14市町村に拡大をいたしまして、次期計画を策定することで合意をし、これまで、学識経験者との意見交換会や事業者からの意見聴取等実施しながら、15団体で素案づくりを進めてきたところでございます。

次期計画案の骨子といたしましては、2に記載しておりますが、(1)の策定主体を県及び熊本地域14市町村としてございます。

(2)の目標年次は平成36年度。

(3)の地下水の保全目標といたしまして、①の目標涵養量といたしまして6億3,600万立方メートル、これは単年度ということになります。平成36年度時点で単年度でということでございます。②の目標採取量、これは上限という意味でございますが、1億7,000万

立方メートル、③の水質保全目標といたしまして、圏域内のすべての井戸で硝酸性窒素濃度を環境基準値以内とすることとしております。

(4)の目標達成に向けましては、①涵養対策、②節水対策、③水質保全対策、④普及・啓発など、それぞれ記載しておりますような主な対策を今後具体化してまいることとしております。

次の31ページに記載しておりますが、3の今後の進め方といたしまして、関係団体間では、この原案をもとに、策定主体を代表いたしまして、県で7月からパブリックコメントを実施いたしまして、県民等の御意見等も踏まえまして、さらに検討いたしまして、15団体が構成する熊本地域地下水保全対策会議を開催した上で、年度前半にも策定することとしていただいております。

また、5年間の短期目標、具体的な施策を内容とする行動計画につきましても、今年度中には策定することとしてございます。

以下の表は、ただいまの御説明を図示しておりますし、また、委員のお手元に別冊で配付しております次期計画案の概要版につきましては、御説明の方は省略させていただきたいと思っております。

次に、資料の32ページをお願い申し上げます。

報告の6といたしまして、南関町の工場から重油が漏えいした事故につきまして概要を御報告したいと思っております。

1に事故の概要を記載してございますが、5月2日、南関町の食品缶詰加工工場の地下タンクからA重油が約4,600リットル漏えいいたしました。一部、50リットル程度が工場南の関川に流出をいたしました。連絡を受けました県では、消防本部及び地元の南関町と連携をいたしまして、油汚染の拡大防止に努めるとともに、事業者に対して回収を指示したところでございます。

また、この工場周辺地域は水道施設が未整備で、飲料水を井戸に依存してございましたので、漏えい重油による井戸水の汚染が懸念されたことから、南関町と協議をいたしまして、給水タンクの設置、飲用自粛等についての指導を行ったところでございます。

2の漏えいの原因につきましては、地下タンクの底部に経年劣化で直径2センチの穴があいていたということでございます。

3の事故後の対応といたしましては、(1)に書いておりますが、汚染の拡大防止対策、(2)周辺住民対策を実施しますとともに、(3)に記載しておりますとおり、漏えい重油の回収に取り組んだ結果、4,496リットルを回収したという報告を受けております。

次の33ページでございますが、4の今後の対応といたしまして、(1)地下水汚染状況の監視としまして、まだ残りが143リットル程度残っておりますので、6本の観測井によります監視を継続し、ここしばらくは情報収集に努めてまいります。

また、(2)安全管理等の指導徹底の②に書いておりますが、最近油類の流出事故が多発しておりますので、そういったことを踏まえまして、貯油施設等を設置する事業者等に対しまして、③に記載しておりますとおり、事業者向けの油流出事故の未然防止チェックリストを新たに作成をいたしまして、5月末に関係者に周知徹底を図ったところでございます。

以上、水環境課から3本御報告を申し上げます。

○谷崎水俣病保健課長 報告事項の34ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況についてということで、若干お時間いただきましてさせていただきます。

まず、関西訴訟最高裁判決以降の水俣病対策の主な経緯について御報告をいたします。

16年10月15日に最高裁判決が出されたわけですが、17年4月7日に環境省が今後の水俣病対策を発表いたしております。18年5月19日に第1回目の与党PTの会議が開催されました。5月29日に県議会水俣病対策特別委員会が開催されまして、平成7年の政治解決と同様の手当、一時金を含む救済策を講じることなどを内容とする要請を国に対して行うことを決議されたことから、5月31日に知事が環境省に対して要請をいたしております。19年10月26日でございますが、与党PTの会議で、新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方が示されました。了解されたところでございます。

次のページでございますが、19年11月19日にチッソの後藤会長が記者会見を行いまして、新たな救済策について受け入れかねる旨を表明いたしたところでございます。12月17日に、県議会本会議におきまして、新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議が行われました。議長がチッソの後藤会長に申し入れをされたところでございます。20年2月29日に、県議会本会議におきまして、チッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議が行われました。4月28日に知事がチッソの後藤会長と会いまして、政治解決について会長自身が早期に決断するよう強く促したところでございます。6月10日の日に自民党水俣問題小委員会が開催されまして、チッソの分社化の議論がなされたようでございますが、6月17日に与党PTの会議が開催されまして、分社化の前に早期救済の実現が必要だという考え方が整理されたところでございます。

次に、2の新たな救済策の最近の状況について御報告いたします。

これは記載いたしておりませんが、最近の状況について若干御報告させていただきます。

県としましては、先ほど経緯のところでも申し上げましたように、平成19年10月に与党PTが示しました新たな救済策の実現に向けて取り組んでいるところでございますが、この救済策につきまして、裁判を起こされている多くの方々に理解をいただくために、認定申請者が出ております地域を中心に、毎週職員が出向いております。この結果、新しい救済策を早く実現してもらいたいという声も数多くいただいております。こうした中で、依然として新しい救済策に対して、先ほども申し上げましたように、チッソは受け入れがたいというかたくなな姿勢を変えない状況でございます。そのチッソに対して議会から厳しい意見が出ておりまして、先ほど申し上げましたように、2回にわたる救済策の早期実現に向けた決議をいただきました。それに続いて、昨日の特別委員会においても、チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書を本会議に諮ることが決定されたところでございます。

今後とも、県としまして、与党PTや国、そして県議会と連携いたしまして、救済策の早期実現に向け精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

それから、3の認定業務の状況についてでございますが、主要事業のところではこれにつきましては説明をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

次の36ページをお願いいたします。

4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在、5件の訴訟が提起されております。

(1)及び(2)が、国、県、チッソに損害賠償を求める国家賠償請求訴訟で、(3)以降の3件が、県の認定申請棄却処分を取り消し等を求める抗告訴訟でございます。

各訴訟の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○重村栄委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの報告に関して質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 ありませんか。——ないようでございますので、以上で質疑は終了をいたしたいと思います。

ここで健康福祉部及び病院局の入室を求めますので、5分程度休憩をいたします。

両部に係る議案の採決は再開後行いますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時52分休憩

午後3時59分開議

○重村栄委員長 委員会を再開いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、議案第8号につきまして一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしたしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

最後に、陳情、要望等が5件提出されてお

ります。お手元に写しを配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、これもちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん大変御苦労さまでございました。

午後4時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長